

博 士 論 文

近代和風建築早川家住宅に関する研究

A Study on the modern Japanese-style
architecture Hayakawa residence

2020 年

水 野 貴 子

凡 例

- (1) 本論文は、序論（第1章）、本論（第2章～第5章）、結論（第6章）からなる。
- (2) 各章ごとに注記・図・表を挿入し、注記は章末にまとめた。
- (3) 文中の写真・表は次のように〔 〕に示す。

章番 図番
写真 〔写真1－1〕

章番 図番
表 〔表1－1〕

- (4) 写真は、麓和善氏が撮影したものを拝借した。
- (5) 年代の表記は、和暦を主とし、西暦を（ ）内に補記した。

論文要旨

近代和風建築早川家住宅に関する研究

論文要旨

日本では近代化が始まった明治期以降、より活発化した物流や人々の交流を時代背景として、新たに台頭した実業家や文化人などから影響を受けた建築主や大工棟梁が、創造的な意見を交わしながら、住宅を作り上げていた。しかしながら、近年、時代の流れと共に、生活様式や価値観が変化し、建物が老朽化すると、歴史的な和風建築について、十分な理解が行われないうまま、取り壊すことが余儀なくされている例が少なくない。

早川家住宅は、岐阜県屈指の近代和風住宅である。一般的に、民家を農家と町屋に分類しているが、近代以降の優れた意匠性を備えた大抵宅は、一律に農家と同一視できなかったため、本研究では、特にそれを農村邸宅と総称する。農村邸宅の当主の多くは、実業家や大商人との交流もあり、高い教養を備えた文化人で、近代数寄者でもあった。そして、未だ建築家としての職能が確立する以前は、邸宅の建設に際して、大工よりも、むしろ、建築に造詣の深い当主の意向によって、平面計画、意匠計画が行われていたと考えられる。早川家には、住宅建設に際して、そのような当主の関わり方を具体的に知ることができる文献史料が豊富に残されている。そして、文献調査をすすめるうちに、史料の中には、これまでに言及されることがなかったものもみつかった。

加えて、早川家は、明治24年(1891)の濃尾地震で甚大な被害を受け、主屋他の主要な建物が震災直後に再建された。再建に際しては、先駆的耐震対策が講じられ、近代初期における耐震対策を、具体的に知ることができる。

本研究は、今回の調査でみつかった新たな史料を含めた全史料を悉皆的に分析し、現存建物の現地調査をもとに、考察することにより、近代和風住宅早川家住宅の特質を明らかにすることを目的とした。

第1章「序論」では、近代和風建築早川家住宅に関する研究の背景と目的を述べ、既往研究についてまとめ、問題点を認識したうえで、本研究の視点と研究方法について述べた。

第2章「早川家住宅の概要」では、その時代背景、地理的特色とともに、早川家と当主早川周造について述べた。さらに、早川家には建築関係の史料が86点存在し、それらを三つの分類に分け、分析した結果、いまだ研究されていなかった史料が多数あることを明らかにした。

第3章では「早川家住宅の耐震対策」では、当家の主要な史料である「記録帳」にみられる屋敷・敷地内建物の被害と再建の経緯について述べた。さらに、当主早川周造自身が、現代の建築家に先駆けて、耐震建築を考察した痕跡を明らかにし、建設当時において先駆的耐震建築として注目に値する特質を考察した。

第4章「早川家住宅の平面計画の変遷課程について」では、第2章で述べた史料を基に、主に平面計画について考察をすすめた。濃尾震災後に新設した早川家住宅の建設年代は、大きく二期に分けられる。早川周造が建設時期を二期に分けた理由は、建物規模が大きかったこと、または、地域的な災害による不可避な理由がおこったことや、当主早川周造自身の業務上の都合など、いくつか考えられる。いずれにせよ、主屋と離れは建設時期をずらして計画されたため、各時期の各室について、図面を比較し、分析した。早川家に存在した平面図は全部で12枚あり、それらを一枚ずつ比較していくと、計画の時期と検討過程に応じ、いく通りかの案が検討されていたことがわかる。それらの考察により、屋敷の計画の成り立ちと計画の変遷を明らかにした。さらに、それらが検討された時期を分析し、12枚の図面の検討順序を明確に見極めることができた。

第5章「書簡・図面史料による室内意匠の検討経緯」では、当主早川周造と茶匠や千家十職などとの交流から、様々な意見交換が行われた状況が読み取れる。そのやりとりをたどると、茶匠が茶道家としてだけでなく、茶道に関わる建築的な面でも博識で、創造性に富んだ意見交換が交わされた様子がうかがえる。そして、建築家という職能が確立する以前に、大邸宅はどのように計画されていたのか、その成り立ちがみえてくるのである。これらを基に、明治期に大邸宅の当主はどのように自宅の意匠を決定し、施工に移っていたのか、その背景を明らかにした。

第6章「結論」では、各章の分析結果をまとめ、近代和風建築早川家住宅に関する研究の総括とした。

目 次

目次

第 1 章 序 論

第 1 節 研究の背景と目的	1
第 2 節 先学の研究	1
第 3 節 研究の方法	3

第 2 章 早川家住宅の概要

第 1 節 早川家住宅概要と当主早川周造	1
第 2 節 早川家の屋敷建設についての文献史料	1

第 3 章 早川家住宅の耐震対策

第 1 節 濃尾地震の被害	5
第 2 節 濃尾地震後の復興	7
第 3 節 再建の経緯	11
第 4 節 建築関係者	12
第 5 節 耐震対策・水害対策	13
第 6 節 先駆的耐震建築としての特質	17
第 7 節 小 結	18

第 4 章 早川家住宅の平面計画の変遷課程について

第 1 節 早川家の平面構成	
(1) 主屋	19
(2) 離れ	20

第 2 節 平面計画の変遷について

(1) 史料 39 の検討	21
(2) 史料 40 の検討	23
(3) 史料 41 の検討	24
(4) 史料 42 の検討	27
(5) 史料 43 の検討	29
(6) 史料 44 の検討	29

(7) 史料 45 の検討	3 1
(8) 史料 46 の検討	3 2
(9) 史料 48 の検討	3 3
(10) 史料 49 の検討	3 5
(11) 史料 38 の検討	3 7
第 3 節 主屋・離れの平面計画と建設経過	3 9
第 4 節 小結	4 2
第 5 章 書簡・図面史料による室内意匠の検討経緯	
第 1 節 早川家の建築に関する書簡および図面	4 3
第 2 節 木材の調達	4 4
第 3 節 主屋の意匠計画における茶匠による検討	
(1) 主座敷	
(1) - 1 「記録帳」主座敷の項にみられる茶匠の助言	4 5
(1) - 2 原案を元に他の茶匠が計画をつめていく	4 6
(1) - 3 村瀬玄中による詳細図	4 7
(2) 庭	4 7
(3) 堀内松翁による書簡	4 8
(4) 官休庵による主座敷床框の施工方法の助言	4 9
第 4 節 離れの意匠計画における検討	
(1) 嵯峨廼舎の設計者-磯谷宗庸	5 0
(2) 嵯峨廼舎の細部計画-村瀬玄中	5 4
(3) 小室	5 7
第 5 節 小結	6 2
第 6 章 結論	6 3
参考文献一覧	6 9
既発表論文一覧	7 0
謝辞	7 1

序 論

第1章 序論

第1節 研究の背景と目的

日本では近代化が始まった明治期以降、より活発化した物流や人々の交流を時代背景として、新たに台頭した実業家や文化人などから影響を受けた建築主や大工棟梁が、創造的な意見を交わしながら、住宅を作り上げていた。しかしながら、近年、時代の流れと共に、生活様式や価値観が変化し、建物が老朽化すると、歴史的な和風建築について、十分な理解が行われないまま、取り壊すことが余儀なくされている例が少なくない。

早川家住宅は、岐阜県屈指の近代和風住宅である。一般的に、民家を農家と町屋に分類しているが、近代以降の優れた意匠性を備えた大抵宅は、一律に農家と同一視できなかったため、本研究では、特にそれを農村邸宅と総称する。農村邸宅の当主の多くは、実業家や大商人との交流もあり、高い教養を備えた文化人で、近代数寄者でもあった。そして、未だ建築家としての職能が確立する以前は、邸宅の建設に際して、大工よりも、むしろ、建築に造詣の深い当主の意向によって、平面計画、意匠計画が行われていたと考えられる。早川家には、住宅建設に際して、そのような当主の関わり方を具体的に知ることができる文献史料が豊富に残されている。そして、文献調査をすすめるうちに、史料の中には、これまでに言及されることがなかったものもみつかった。

加えて、早川家は、明治24年(1891)の濃尾地震で甚大な被害を受け、主屋他の主要な建物が震災直後に再建された。再建に際しては、先駆的耐震対策が講じられ、近代初期における耐震対策を、具体的に知ることができる。

本研究は、今回の調査でみつかった新たな史料を含めた全史料を悉皆的に分析し、現存建物の現地調査をもとに、考察することにより、近代和風住宅早川家住宅の特質を明らかにすることを目的とした。

第2節 先学の研究

早川家住宅に関する既往研究としては、三名による論文がある。それらは、いずれも現地調査と史料分析によるもので、耐震対策、意匠計画、史料分析について各専門分野の視点から、早川家と早川周造について論じられている。本研究では、近年の調査により新たに発見した史料を含め、考察を行い、対象史料が増えている。各研究が論じた点について以下に記す。

1. 中村 昌生

(1) 早川邸その1『和風建築』第18号, 建築資料研究社 pp.160-163 昭和58年12月

(2) 早川邸その2『和風建築』第19号, 建築資料研究社 pp.170-173 昭和59年2月

現地調査, 文献史料をもとに, 濃尾地震の被害と再建にかかわる早川家主屋の耐震対策, 平面計画の変遷や, 茶匠等とのかかわりの中で決定された意匠的特徴が, 詳細に述べられている。

2. 清水 隆宏・河田 克博

『岐阜県海津市旧早川周造邸の研究—自然災害による邸内建築の変遷とその対策について—』日本建築学会東海支部研究報告, 第51号, pp.709-712, 平成25年2月

早川周造による『記録帳』をもとに, 濃尾地震後に受けた邸内建物の被害状況と早川周造がおこなった建替えの対策の状況についてまとめている。早川邸が度重なる自然災害からの教訓を再建時に活かしつつも, 茶道に造詣が深い当主によるこだわりの意匠や茶室が配された, 当地における生活や文化が反映された貴重な建築であるとしている。当論文には, 『記録帳』から読み取れる震災後の敷地内建物の被害状況とその対策が簡潔にまとめているため, 本研究では旧建物の被害状況の痕跡を追うことについては, 割愛した。

3. 中西 達治

『貴族院議員早川周造西濃から出た不世出の文化人』アリーナ第11号, 中部大学, pp.349-356, 平成23年4月

早川家の文献史料をもとに, 早川周造の生い立ちから, 濃尾地震や水害の状況について, 貴族院議員として活躍したこと, 川合玉堂との関係など, 生涯について論じている。

これらの既往研究は, 各研究者が, それぞれ全く違う視点から, 早川家や早川周造の業績について見解を述べており, 様々な角度からの分析を知ることができる。1の中村昌生は茶室や書院の研究者として, 史料分析をし, 室内の意匠的な特色について言及している。2の清水隆宏らは建築研究者としての視点から, 早川家史料「記録帳」を基に, 濃尾震災の影響と地域的な特色による生活・文化について述べている。そして, 3の中西達治は国文学・歴史家としての視点から早川周造の文化人としての特質と業績を述べている。これら三つの分析はどの視点から見ても早川家を論じるうえで必要な要素で, どの点についても切り離すことはできない。むしろ, これらをすべての要素は, 独立させて論じるより, 相互関

係を意識しながら分析を進める必要があるのではないかと考え、本研究では、各三要素を総合的にあわせた視点から見解を導きたいと考えた。

第3節 研究の方法

本研究では、早川家に膨大に所蔵されていた文献史料から、建物の建設に関わる史料をまとめた。史料は文書、書簡、建築図面というように、大きく三種類に分類できる。文書の中で、「記録帳」は早川家の史料の中で時代背景と詳細を知るうえで最も核となる史料で、明治25年12月から明治43年5月の12年間にわたり、記録されている。その内容は、濃尾地震後の敷地内および所有地の被害と、再建に関する記録、再建後の水害や天災と、当主にかかわる重要事項を詳細に書きとめたものである。この記録帳を中心に考察をすすめた。

史料の中に含まれる書簡は、早川周造が茶匠と交わした文書である。これらからは、茶匠の助言や指導をもとに、主屋や離れの細部意匠を検討した課程、仕事の進捗状況について、詳細に読み取ることができる。

図面史料は屋敷全体、主屋、離れ、土蔵など、敷地全体の建物の計画が読み取れる。

これら三種類の史料をもとに、早川家における震災後の建物の建設経緯を詳細に読み取り、考察する。

第1章「序論」では、近代和風建築早川家住宅に関する研究の背景と目的を述べ、そこから得られる問題点を把握したうえで、既往研究についてまとめ、本研究の視点と研究方法について述べた。

第2章「早川家住宅の概要」では、その時代背景、地理的特色とともに、早川家と当主早川周造について述べた。さらに、早川家には建築関係の史料が86点存在し、それらを三つの分類に分け、分析した結果、いまだ研究されていなかった史料が多数あることを明らかにした。

先学の研究と比較すること、本研究では史料数が増えていることが顕著な差であり、その結果、分析内容に違いが出ている点は、興味深く、研究成果としてあげられる。

第3章「早川家住宅の耐震対策」では、「記録帳」にみられる屋敷・敷地内建物の被害と再建の経緯について述べた。さらに、当主早川周造自身が、現代の建築家に先駆けて、耐震建築を考察した痕跡を明らかにし、先駆的耐震建築としての特質を考察した。

前述したとおり、「記録帳」には濃尾地震による敷地内被害状況を三段階に分け、全倒の

部、半倒の部、無害の部として詳細に記しているが、既往研究 2 の清水論文に詳細にまとめてあるため、その点については本研究では扱わないこととした。

第 4 章「早川家住宅の平面計画の変遷課程について」では、第 2 章で述べた史料を基に、主に平面計画について考察をすすめた。濃尾震災後に新設した早川家住宅の建設年代は、大きく二期に分けられる。早川周造が建設時期を二期に分けた理由は、建物規模が大きかったこと、または、地域的な災害による不可避な理由があったことや、当主早川周造自身の業務上の都合など、いくつか考えられる。いずれにせよ、主屋と離れは建設時期を少々ずらして計画されたため、各時期の各室について、図面を比較し、分析した。

早川家に存在した平面図は全部で 12 枚あり、それらを一枚ずつ比較していくと、計画の時期と検討過程がみえてくる。そして、それらに応じ、いく通りかの案が検討されていたことがわかる。それらの考察により、屋敷の計画の成り立ちと計画の変遷を明らかにした。さらに、それらが検討された時期を分析し、12 枚の図面の検討順序を明確に見極めることができた。前述したが、対象史料が増加したことにより、分析結果が先行研究と異なった点が出てきた点については、明記しておきたい。

第 5 章「書簡・図面史料による室内意匠の検討経緯」では、当主早川周造と茶匠や千家十職の当主などとの交流から、様々な意見交換が行われた状況が読み取れる。そのやりとりをたどると、茶匠が茶道家としてだけでなく、茶道に関わる建築的な面でも博識で、創造性に富んだ意見交換が交わされた様子がうかがえる。そして、建築家という職能が確立する以前に、大邸宅はどのように計画されていたのか、その成り立ちがみえてくるのである。これらを基に、明治期に大邸宅の当主はどのように自宅の意匠を決定し、施工に移していったのか、その背景を明らかにした。

第 6 章「結論」では、各章の分析結果をまとめ、近代和風建築早川家住宅に関する研究の総括とした。

本 論

第2章 早川家住宅の概要

第3章 早川家住宅の耐震対策

第4章 早川家住宅の平面計画の変遷課程について

第5章 書簡・図面史料による室内意匠の検討経緯

第2章 早川家住宅の概要

第1節 早川家住宅概要と当主早川周造

早川家住宅は海津市平田町に所在し、多くの参詣人でにぎわう〈お千代保稲荷〉の参道の西側に広大な屋敷を構える。平田町は、東西を木曾三川の長良川・揖斐川に挟まれた三角州の中にあり、周囲を堤防で囲んだ輪中地域である。

早川家は明治時代末期から続く岐阜県下屈指の豪農で、尾張藩の支配下であり、苗字台頭を許され、代々理右衛門を名乗る尾張十人衆とよばれていた。当家には嘉永7年（1854）に作成された旧屋敷家相図（史料33）〔写真2-1〕が一枚あるが、この時すでに現在と同じ敷地を、多くの土蔵群と塀で囲み、その中に主屋・書院・茶室などが建っていた。しかし、明治24年（1891）10月28日に東海地方を襲った未曾有の巨大地震「濃尾地震」で、甚大な被害を受けた。

明治24年濃尾地震当時の当主、十七代早川周蔵¹⁾は、文久3年（1863）8月8日に生まれた。当時の名家に生まれた子供の常として、早くから大垣藩儒野村藤陰から漢学を学び、華道は東山公正流、茶道は表千家碌々斎の指導を受けていた。早川家は代々京都の文化人との交流があり、表千家とのつながりはとりわけ深く、明治維新で、茶華道の宗家が経済的な



写真 2-1 史料 33 旧屋敷家相図

苦境に立ったときにも、積極的に支援し続けた。このことが、周造にとって後々大きな力となった。

明治16年（1883）10月に、父である理右衛門忠之が死去したため、周造は若くして家を継いだ。周造は明治12年（1879）に三郷村戸長、翌17年に南濃銀行頭取、高須第七十六銀行取締役になるなど、若くして要職にも就いていた。震災にあったのは、家督を継いで8年後28歳の時であるが、すでに社会的責任を追うだけの経験も備えていた。地元海津が度重なる洪水で疲弊しているのを憂慮し、木曾三川治水のためにも尽力した。また、明治30年（1897）6月10日には、多額納税者の互選により、貴族院議員に当選した。一方、漸庵、利徳庵と号し、茶人との交流も深めた。

濃尾地震の再建はまず主屋から明治25年（1892）に始められ、離れである嵯峨廼舎と御室等は遅れて明治32年（1899）に建前が行われた。早川家住宅主屋・洋館全景を〔写真2-2〕に示した。明治37年（1904）には、名古屋春日町に煎茶趣味の別荘「碧墅」も造営している。

第2節 早川家の屋敷建設についての文献資料

早川家には膨大な文献史料が所蔵されているが、その中から建築関係史料をまとめると、〔表2-1〕のとおりとなる。史料の性質を大きく分類すると、文書、書簡、そして図面（写真を含む）となった。

文書の中で中心となるのは、史料1『記録帳』である。これは、明治25年（1892）12月から明治43年（1910）5月にかけての18年間について、濃尾地震後の被害と、再建に関する諸記録、再建後の水害等天災、および当家にかかわる重要事項を詳細に書き留めた



写真2-2 早川家住宅主屋・洋館全景

ものである。史料 2 から 18 は、震災後の復興に関する建設関係者、材料明細、各工事の経費等に関する文書および扁額である。

史料 19 から 32 は、早川周造と茶匠（官休庵宗守一指斎、村瀬玄中、磯谷宗庸）他との間で交わされた書簡である。これらの書簡から、茶匠の指導・助言をもとに、主屋や離れの細部意匠を検討した過程を読み取ることができる。

史料 33 から 86 は、屋敷全体、主屋、離れ、土蔵他に関する図面である。配置図、詳細図、断面図、起絵図、その中には茶匠など何人かで検討した書き込みも残っている。このうち、史料 41・46・69 は、中村論文に掲載されているが、現在は所在が確認できない。史料 86 は主屋建設中の写真で、当主早川周造も共に映っているものもある。

平成 25 年度から 27 年度にかけておこなった岐阜県近代和風建築総合調査では、当家に多くの未整理史料があることが明らかになった。表 2-1 の右端には、これまでの論文で扱われてきた史料を●で示したところ、既に研究対象となった文献は 14 点で、新規史料は 74 点となった。今回の研究では、既往研究対象となった史料も含め、今回発見されたすべての文献史料の悉皆的調査と、現存建物の現地調査をもとに、早川家の近代和風建築としての特徴を詳細に明らかにすることを目的とする。

以上のように、本研究では、対象史料が増えたことで、既往研究と分析結果が異なり、新見地に至った点はいくつか見いだせた。その点が特筆すべきことである。

また、濃尾地震の被害状況については既往研究 2 を参照すると明確ため、本研究では割愛するとしたが、概略を示す。史料 33 旧屋敷家相図 [写真 2-1] を参照すると、中央の座敷、周囲の蔵等のほとんどが被害を受け、屋根が軽い茶室今日庵と堅牢に建てられた裏門および高塀の三点以外は全倒・半倒の部に記されていたため、建替え、修繕、移動など必要な状態であった。

注記

- 1) 文久 3 年（1863）8 月 8 日～大正 5 年（1916）4 月 17 日。54 歳で生涯を終えた。

表2-1 早川家建築関係史料

	史料名	年号	中村論文 対象史料
文 書	1 記録帳 1冊	明治25年12月 (1892.12)	●
	2 職人名控 1枚		
	3 木材明細書 1冊		
	4 材来品 (木材) 1枚		
	5 笠松松下所木材値段表 1枚		
	6 長赤銅板数量 1枚		
	7 松尾和助から長谷川宛銅板見積書 1枚	明治25年4月8日 (1892.4.8)	
	8 赤板銅再調 1枚		
	9 本宅取毀日限 1枚		
	10 本宅南庭諸経費附込帳 1冊	明治27年10月 (1894.10)	
	11 嵯峨適舎小室防風呂便所費留 1冊	明治28年10月下旬 (1895.10)	●
	12 嵯峨適舎おむろ新築諸経費 但中止後再着手 1冊	明治32年5月 (1899.5)	●
	13 嵯峨適舎中柱 地袋高さ 換引手等に関する書付 1枚		
	14 木材明細書 1枚		
	15 「約條證」 土蔵造洋館金物に関する国分庄兵衛から早川周造宛 1枚	(明治26年) 10月15日 (1893.10.15)	
	16 土蔵木割帳 1枚	明治29年 (1896) 頃	
	17 扁額 「浩然館」 (野村) 藤陰老人換 1枚	丁亥之歳 (明治20年) 春仲 (1887.2)	
	18 扁額 「容静園十二詠並引」 1枚		
書 簡	19 木材見積りに関する中亀 (京都) から早川周造宛書簡 1通	(明治25年) 4月4日 (1892.4.4)	
	20 残月床框他に關する楽吉左衛門から長谷川宛書簡 1通	明治25年4月14日 (1892.4.14)	
	21 上京させた棟梁伊藤市郎次を不審庵・大徳寺へ紹介したことなどに関する堀内松翁から早川周造宛書簡 1通	(明治25年) 6月19日 (1892.6.19)	
	22 屋根葺材に関する土田氏から釜座堀内氏宛書簡 1通	明治25年7月6日 (1892.7.6)	
	23 易に関する伊藤平三郎から早川周造宛書簡 1通	(明治26年) 1月3日 (1893.1.3)	
	24 易に関する伊藤平三郎から早川周造宛書簡 1通	明治26年1月29日 (1893.1.29)	
	25 主屋広間床框に関する官休庵から早川周造宛書簡 1通	明治27年10月20日 (1894.10.20)	
	26 千宗且 (表千家第十一代千宗佐孫々裔) から早川周造宛書簡 1通	明治29年2月4日 (1896.2.4)	
	27 千宗佐 (表千家第十二代千宗佐孫裔) から早川周造宛書簡 1通	明治29年11月29日 (1896.11.29)	
	28 図面の打合せに関する磯谷宗庸から早川周造宛書簡 1通	1月23日	
	29 嵯峨適舎・引手・琵琶台・御室襖・引手・かた紙・瓢箪窓に関する村瀬玄中から早川周造宛書簡 1通	明治32年6月8日 (1899.6.8)	
	30 御室瓢箪引手。地袋換絵、嵯峨適舎ケンドンの戸調整関する村瀬玄中から早川周造宛書簡 1通	(明治32年) 20日 (1899.?.20)	
	31 御室山竹・蛤棚寸法・唐紙・地袋意匠、嵯峨適舎琵琶台・ケンドン下絵、便所窓に関する早川周造宛書簡 1通	(明治32年) 7月2日 (1899.7.2)	
	32 御室引手等に関する明日庵 (村瀬) 玄中からさかのや貴主 (早川周造) 宛書簡 1通	(明治32年) 8月5日 (1899.8.5)	
	33 旧屋敷家相図 1枚	嘉永7年 (1854)	
	34 旧屋敷配置図 1枚	明治24年 (1891) 以前	
	35 宅地建物測量絵図 (旧屋敷配置図) 百分一縮図 1枚		
	36 邸内建物庭園沿革図 (旧屋敷配置図) 浩然館 1枚		
	37 屋敷家相図 1枚	明治28年 (1895) 頃	
	38 屋敷家相図 1枚	明治35年 (1902) 頃	
	39 主屋・離れ平面図 1枚	明治25年 (1892) 頃	
	40 主屋略平面図 1枚	明治25年 (1892) 頃	
	41 主屋平面図 (張り紙付き) 1枚	明治25年 (1892) 頃	●
	42 主屋平面図 1枚	明治25年 (1892) 頃	
	43 主屋平面図 1枚	明治25年 (1892) 頃	●
	44 主屋平面図 (板図) 1枚	明治25年 (1892) 頃	
	45 主屋平面図 1枚	明治25年 (1892) 頃	●
	46 主屋平面図 1枚	明治25年 (1892) 頃	●
	47 主屋勝手廻り部分平面図 1枚	明治25年 (1892) 頃	
	48 二階並広間湯殿起絵図 (離れ平面図他) 3枚	明治25~27年 (1892~1894) 頃	
	49 主屋・離れ平面図 1枚	明治28年 (1895) 頃	●
	50 主屋側面図 1枚		
	51 主屋梁間断面図 1枚		
52 主屋広間起絵図 1枚			
53 部分平面図 7枚			
54 部分図 (主屋・西ノ庫平面図を含む) 10枚			
55 部分平面図草案 10枚			
56 上の間南側図 1枚			
57 入側西側図 1枚			
58 玄関上り段ヨリ廊下入口図十分一 (表) 縁側廊下ヨリ玄関出口窓図 (裏) 1枚			
59 部分図草案 8枚			
60 広間 (上ノ間) 平面略図 1枚			
61 六帖床廻り欄窓船底図 2枚			
62 上の間 (広間) 柱納まり 1枚	明治27年6月26日 (1894.6.26)		
63 主屋家相略図 2枚			
64 「弊屋縮図」 (嵯峨適舎起絵図) 1枚			
65 嵯峨適舎図面 5枚			
66 嵯峨適舎羽目板桜花透し彫拓本 (磯谷敏之介) 2枚	明治33年8月2日 (1900.8.2)	●	
67 嵯峨適舎平書院羽目板桜花透し彫図 1枚		●	
68 小室起絵図 (村瀬玄中撰) 1式		●	
69 御室風炉先窓詳細図 1枚		●	
70 御室蛤棚原寸図 1枚		●	
71 手拭かけの図 1枚		●	
72 藪内好すかし突上図 1枚		●	
73 利徳庵図面 (立面図3枚、断面図) 1枚			
74 土蔵造洋館 南立面図 1枚			
75 土蔵造洋館 東立面図 1枚			
76 土蔵造洋館 西立面図 2枚			
77 戌亥土蔵家相図・惣門入口直図・方位表 3枚			
78 丙より午の建物、亥より癸までの建物、辰巳家相図 計3枚			
79 蔵立面図、平面図 各1枚			
80 兜門・高塀 立面図・平面図 3枚			
81 兜門、立面図 2枚			
82 冠木門図 1枚			
83 西蔵立面図 2枚			
84 裏座敷平面図 2枚			
85 表門・下男部屋・供部屋・馬屋他平面図 2枚	明治24年 (1891) 以前		
86 主屋 建設中写真 2枚	明治25年 (1892)		

第3章 早川家の耐震対策

第1節 濃尾地震の被害

史料1『記録帳』は、中村論文においてもその大半が引用されているが、本稿においても考察の中心となる重要な文献であるので、関係する部分を原文に忠実に記しておく。

まず、冒頭において、次のとおり、濃尾地震を契機に、この記録帳が作成されたことが記されている。

「(表紙) 紀元二千五百五十二年/記録帳/明治廿五年壬辰十二月

(本文)

記録ノ必要ナル今更喋々/(印改行, 句読点筆者, 以下同)/スルヲ俟タズ。然ルニ予家古書類多シト蚩(雖)トモ, 一定/継続シタル記録ナシ。故ニ/明治廿四年十月廿八日ノ大震災ヲ一紀元トシ, 一/家ノ重大ナル事件ヲ, 此/帳簿ニ記述スル事トス。

明治廿五年十二月/十七代/早川周造/謹識」

次に濃尾地震の惨状が記され、早川家住宅における震災時の建物について、被害状況に応じて、大きく「全倒ノ部」、「半倒ノ部」、「無害之部」に分類したうえで、各建物の由来と被害状況が、簡潔に記されている。

「維時明治廿四年十月廿八日午/前七時, 轟然ノ一声ト共ニ, 前/古未聞ノ激震ヲ生シ, 地裂, 水/湧, 沙出, 僅カニ五六分ノ間ニ, 幾/万ノ人畜, 幾千ノ家屋ヲ殺/傷シ, 倒壊シ, 其惨害濃, 飛, /尾, 三, 勢, 江, 越, 信ノ各国ニ及/ビ, 震動ハ五畿, 東山, 東海, /北陸, 山陰, 山陽ノ諸道ニ及ベ/リト云フ。此日, 余カ家宅ノ/倒壊セシモノ挙クル, 左ノ如シ。

全倒ノ部

一 書院 旧本宅西ノ方

明治十一戊寅十一月九日, 十六代父理右衛門ノ建/設セラレ, 棟梁名古屋三棟梁ノ一, 吉右衛門/ノ手ニ成ル。外觀華美ヲ主トシ, 地盤ト切組/ニ注意ナキ為メ, 新築ニ抱(拘)ラス, 第一ニ/倒壊セリ。後世注意スベシ。

一 裏ノ庫 旧本宅北ノ方
附本宅用雪隠廊下

建設年度不詳, 曾祖父ノ代ナラン。此/庫之中, 道具ヲ蔵セリ。破壊頗ル多/シ。

一 油庫 旧本宅東ノ方

建設年度不詳。古朽修繕セント/シ, 計画中。

一 井戸屋形 旧本宅東ノ方

予カ廿二年建設セシモノ。四本柱ニシテ/壁ナクスシカイ梁ナキノ故ナラン

一 味噌庫 油庫南ノ方

建設年度不詳。

一 長屋門 本宅ヨリ辰ノ方長拾間

建設年度不詳。朽廃セリ。/此長屋門ノ趾ニ，仮宅ヲ設ケタリ。

一 大工部屋 飯米庫ト辰巳庫ノ
間ニアリ

予カ廿三年度ニ新設セシモノ。

一 味噌庫 中庫ト飯米庫ノ
間ニアリ

建設年度不詳。

一 井戸屋形 本宅辰ノ方，味噌庫
西ノ方

廃シテ一時水仕セザルモノ。新設年度/不詳。

外，西ノ庫ヨリ裏門ニ至ル高塀全倒。

半倒ノ部

一 本宅

建設年度未詳。唯曾祖父ノ頃/藁葺ヲ建上ケ瓦葺トセンロ/傳アリ。何レ百年余ノモノナラン。/右ハ老朽スルト共ニ，修繕費ニ/多額ヲ要スル見込アルガ為メ，他/エ売却スル事トシ，廿五年四月/取毀チ，今安八郡西島村佐藤/丑松方ニ建築アルモノ，乃チ旧本/宅ナリ。

一 裏ノ座敷 旧本宅ノ北ノ方

祖父ノ建設セシモノ。裏ノ庫ヨリ東エ/庇出シ作りタルモノナルニ，裏ノ庫倒壊/シテ此座敷ノ倒壊セサルハ不思議/ナリ。廿五年七月，本宅地ノ嵩上ケ/ト全時ニ，修繕ヲ加へ，セリ上ケ，嵩上ケナシ。/下ニ炭入所ヲ設ケ，今ニ存置ス。

一 辰巳庫 旧本宅辰巳
ノ方

建設年度未詳。/此土蔵ヲ門ヨリ北ノ方ニ移シタリ。洋館トノ間ノ塀/モ同時ニ出来セリ。大工治郎吉。 明治廿九年十二月一日移初ム。

一 飯米庫 旧本宅南ノ方

一 利徳庵 旧本宅未申ノ方
附勝手 是ハ予カ廿五年度，利徳
庵ニ添テ造ルモノ

祖父。父ト共謀シテ建設セシモノ。野寺村田中/宗匠ノ好(京都堀内雀(鶴) 叟ノ四天王鳥飼事)。元部屋ニ/附属シタルモノ。又隠ヲ倣フテ建設シタルモノ。/万延元年庚申四月建設。/明治廿八年，大井ニ修繕ヲ加へ，庭前中門内庭，碌々斎好。

一 西ノ庫 旧本宅戌亥ノ方

父理右エ衛門建築ニ係ル。道具蔵ナリ。/石垣ノ堅牢ニヨリ，倒壊ヲ免ル。

此土蔵明治廿九年，両度ノ水害ニテ床上ニ達セリ。依テ大修繕ヲ加ヘ仕リ。/新築ノ如クナリ。/地盤モ従来ヨリ二尺二寸五分高メ，土台モ栗/六寸角トシ，猶堅牢ニセリ。明治廿九年十月五日，柱立ヲ/ナス。

一 廊下 今日庵ヨリ西ノ庫ノ間

父理右衛門ノ建設ニ係ル。

無害之部

一 今日庵 此庭全体吉田昭和
明治廿年ノ作

附 梅見門

腰掛 父理右衛門建設

飴雪隠 全上

予カ十九年度十二月，千宗室ノ方ニ/アル，乃チ裏千家有名ノ本形ヲ模シタル/モノ。起絵図吉田昭和，大工名古屋数寄/屋得意鎌蔵ノ建築ナリ。渾テ屋/根ノコケラニテ軽キニヨル。

一 裏門

予カ建設セシモノ。大工村方森藤八。/切組ノ堅牢ト地盤ノ注意ニヨル。

一 高塀 裏門ヨリ利徳庵
麓ニ至ル

明治廿四年ノ建設。石垣ノ堅牢ニヨル。」

以上の被害状況と早川周造が考えた理由のうち，耐震的観点から特に注目される点をあげると，次のとおりとなる。

- ① 書院は，明治11年（1878）建設で，建設後10年余りながら，意匠を重視し，地盤と構造に注意を払わず建設したため，全倒した。
- ② 明治22年（1889）に建設された井戸屋形は，壁が少なく，筋違梁（火打梁）がなかったため倒壊した。
- ③ 一方，半倒の西ノ庫は，石垣が堅牢であったため倒壊を免れた。
- ④ 屋根が柿葺で軽い今日庵と，構造を堅牢にし，地盤に注意を払った裏門，石垣が堅牢であった高塀は，被害がなかった。

第2節 濃尾地震の復興

濃尾地震の被害に続き，『記録帳』には新築に関する次の記述がある。〔写真2-3〕

「 新築セシモノ/附借家

(中略)

本宅 旧本宅趾ヲ二尺五寸
嵩上ケ、入水ノ害ヲ防ク
西之書院ノ方江少シク入ル

手斧始 明治廿五年三月十五日

柱立 明治廿五年十一月十四日

棟上式 明治廿五年十二月三十日
此日迄ニ漸クタルキ前
通丈打

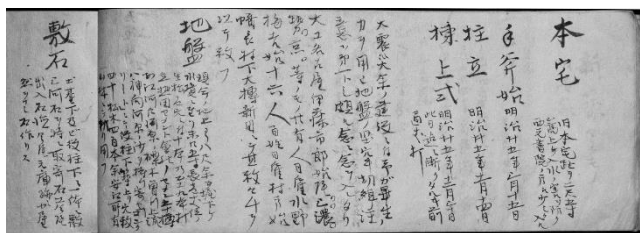


写真 2-3 史料 1 『記録帳』 明治 25 年 早川家所蔵

大震災余ノ建設ニ付、予ガ畢生ノ/カラ用ヒ、地盤ノ堅牢、切組ノ注/意ヲ第一トシ、頗ル念ニ念ヲ入レタリ。/大工名古屋伊藤市郎始、尾、三、濃、/勢、京等ノモノ廿有人、日雇水野/梅吉始十六人、百姓日雇村方始/幡長村下大樽新田ニテ其数々千ヲ/以テ数フ。

地盤 現今ノ地上ヨリ八尺余ヲ掘下ケ/水境ニ至リ。未口五寸、長老丈位ノ/生松、老穴ニ付、十本乃至九本打/立、熱田セメント会社ノセメン五十樽、/安江河口河原ノ礫、木曾川上流/八神向河原ノ沙ヲ持チ寄セ、「コンク/リート」ニテ役柱下築上リ、穴数/四十、松木四百本余、安江所有/山林ニテ伐リ用フ。

敷石 土台下及ビ役柱下ニ一体ニ敷、/三河石ヲ特ニ取寄、石工今尾/出入石徳、今尾元庫跡ニ小屋/懸ヲナシ、石作リス。

木材 渾テ檜、ツカ類ハ、妻里加茂郡/下麻生長谷川金左衛門、名古屋/出張所ヨリ送ル。/大黒柱、庭大黒、入口カブキ/鏡柱ハ、大坂浅田荷造方/ニテ上等ノ槻買入ル。/野物松材ハ、古来所有ノ幡長/松林、居村松林ニテ伐出ス。/丸太類ハ、京都鷹ヶ峯、杉桁タルキ、/小マイ、広小マイ杉桁類ハ、京都高倉/押小路上ル中亀方ニテ買入、/奥拾帖廻リ湊、竿湊杉桁ハ、岐阜難美(見カ)/ニテ買求、天井板ハ、元部屋ノヲ用フ。/神棚ノ間天井板ハ、元書院入側ノ板。

一 千有余ノ上シ下シ老丈ノ丸太、トマ八百枚、/其他屋根ヲ以テ、仮屋根ヲ懸ケ、建前ス。

一 小屋組モ普通ト異リハサバ、畑ニテ、下ニテ一/度組、其上本建前ス。

一 家相取調ニ付テハ、高須小笠原葎生/担当シ、名古屋水野南北。東京ノ九星/堂。大垣ノ青木博皇堂。西京ニテモ堀/内宗匠江倚頼シ、大家二人ニ相談ス。

一 座敷廻起絵図ハ、吉田昭和ナリ。

一 内法貫ヲ柱ニ堀通ストキハ、細キ柱ノ弱/ルヲ憂ヒ、棟梁市郎治ノ好ニテ鉄/丸ヲ

通シ、ボートニテ攻メ込注意ス。座敷、裏座敷廻、渾テニ用フ。

- 一 雨戸ハ、名古屋指物師芝川與八ト為、/受負出来ノ事。
- 一 地震梁ト云フ、張天井ノ上ニ、丸太ヲ十/文字ニシテ廻ラス様注意セリ。
- 一 大戸類ハ渾テ、名古屋古渡町/建具師山瀬鉄次郎ヲ自宅/へ呼寄セ、切組サス。
- 一 庭廻建具、奥座敷類/ノ障子類、及玄關建具ハ、/名古屋針屋町堺町上ル/安田清七一統ヲ呼寄セ作ル。/但、障子淵塗ハ、名古屋松川屋。
- 一 銅板ハ渾テ、名古屋笹宗ニテ/買求、葺方ハ、京都筋川橋/梅吉一統葺立。
- 一 勝手障子類ハ、今尾建具師/市野鉄之助ノ子、及自村建具/治太郎致ス。
- 一 瓦ハ伊勢國東日野小口社外/ニ而特別ニ製造し、葺方ハ/今尾出入清八親子ナリ。
- 一 檜皮葺玄關及雪隠廻リ葺方ハ、/名古屋園井丁四番地田島国太郎/仕事ス。
- 一 赤樋ハ、板ハ笹宗ニテ買求、細工ハ今/尾町須藤文治致ス。
- 一 壁下地ハ、今尾日雇鎌吉一統。
- 一 壁今尾丁左官清吉一統。
- 一 瓦葺ハ、今尾丁清八親子。
- 一 広間吉田昭和起絵図不完全/ノ処アリ。京都ヨリ武者小路小川上ル/官休庵千宗守ヲ聘シ相談セリ。/故ニ床淵ノ好アリ。又ランマワク付ノ好/アリ。六畳席ニ和敬室ノ額アリ。/此間多クハ楽吉左衛門之座敷ヲ/模ス、其後名古屋村瀬玄仲来リ、/種々相談ス。官休庵来臨ノ節、/手水鉢ハ枚(鉢前)組ミ好ム。
- 一 釘隠引手ハ、浄益及名古屋/一東齋ニ申付出来セリ。釘類/ハ、渾テ浄益。
- 一 欄間桐透官休好書附有。利/齋作りノ字ノ刻アリ。
- 一 襖シノブ。桐五(胡)粉置。秋ノ野。/書院下二本引チリ金。名古屋下/園町吉川弘道画。入側夜桜弦月/有。岐阜蒔(牧)田種磨。
- 一 本座敷、次ノ間、和敬室入側等ノ障/子類ハ、名古屋袋町建具職山田菊次/郎致ス。尤壺人仕事。

(中略)

- 一 北ノ方二階付建物

明治廿六年癸巳八月廿日建前。/本宅棟梁伊藤市郎治一統/ノ大工ヲ使フ。

二階ハ小座敷及押入。/下ハ化粧ノ間及押入、庫エ通フ/廊下ニ用フ。

添物今日庵勝手廊下口用建/物、明治廿七年六月廿日建前。

- 一 井戸屋形 東ノ方

明治廿六年九月七日建前。/大工伊藤市郎治一統ヲ使フ。

一 辰巳 土蔵造 上洋館
東ノ方 下米搗, 漬物
ノ仕事場

明治廿七年一月十七日建前。/大工伊藤市郎治一統。

一 良ノ方 盆栽室ト
ヨリ甲二渉ル 高塀 アリ

明治廿七年四月十二日ヨリ石垣着手。/巽ト甲ノ方ハ, 石垣六月一日ニ着手。/六月十一日柱立。/大工市郎二一統, 石工石徳組。

(中略)

庭

一 本宅前飛石, 中門前ヨリ西ノ方/大櫓迄上り段一面, 名古屋市大須/村瀬玄仲好。

一 本宅手水鉢, 官休庵宗守好。

一 井戸燈籠位置, 棕欄楊橋植込, 村瀬玄仲好。

一 利得庵前左右ツクバイ迄, 碌>/斎好。

一 利得庵勝手前ツクバイノ下, 落/口辺, 自分好。

一 大石臥置, 寒竹, 松ノ位置, 玄中/好。

一 甲門 明治廿九年五月十二日

建前大工和七单独ニテ致ス。/甲門ハ, 裏千家表門ノ本形ヲ/模シタルモノ。附リ高塀ハ自分好。大/工和七。葺工罔太郎。

(中略)

嵯峨廼舎小室 附湯殿雪隠

さかの舎ハ磯谷宗庸好。をむろハ村瀬玄中好。其他/湯殿雪隠予ノ好。

明治廿二年六月五日午前八時建前。大工/名古屋市横三蔵町河村和七外七人, 日雇鎌吉。

(中略)

下男部屋 門脇

明治廿五年壬寅七月二日柱建。大工/中島郡(尾張国)山崎村字下枇杷首橋/本亀三郎, 鳶今尾町鎌吉, 石工/今尾町石徳, 瓦伊勢日野清左衛門, /大工助手村方秋次郎。

辰巳隅職人部屋

明治廿五壬寅八月十三日柱建。大工/蛇池村惣十郎, 日雇今尾鎌吉, 石工/今尾町石徳, 瓦伊勢日野清左衛/門製。

表門 石柱地下へ五尺入込アリ

明治廿五壬寅八月廿二日ヨリ着/手。全月廿九日石柱立。石工今尾/石徳 (後略) 」

年号		事項	
明治24年	1891	10.28	濃尾地震
25	1892	3.15	主屋手斧始
		7	本宅地嵩上げ
		11.14	主屋柱立
		12.30	主屋棟上式
26	1893	8.20	北ノ方二階付建物建前
		9.7	井戸屋形建前
27	1894	1.17	土蔵造上洋館下米搗漬物ノ仕事場建前
		4.12	良ノ方高塀石垣着手
		6.1	盆栽室と甲ノ方高塀石垣着手
		6.11	同柱立
		6.20	今日庵勝手廊下口用建物建前
		この年の後半に主屋竣工	
28	1895		利徳庵修繕
		10	嵯峨廼舎・小室・風呂便所積算
29	1896	5.12	甲門建前
		7.21・9.10 木曾三川壊により被害を受ける	
		10	西ノ故修理柱立
		12.1	辰巳庫を門の北に移し始める
30	1897	9.30	水害
32	1899	6.5	嵯峨廼舎・御室・湯殿雪隠建前
35	1902	7.2	下男部屋柱立
		8.13	辰巳隅職人部屋柱立
		8.22	表門着手
		8.29	表門石柱立

第3節 再建の経緯

史料1『記録帳』によって明らかとなった再建の経緯を年表にまとめると、〔表2-2〕のとおりとなる。

加えて、小屋裏の2枚の棟札〔写真2-4〕にも次が記されている。

1枚目裏：「十七代/早川周造源精建之/明治二十五年辰十二月三十日吉祥/名古屋住/番匠伊藤市郎治」

2枚目表：大工川村和七以下20名、石工伊藤徳彌、左官森清吉、木挽下平忠助、同芳太郎、日雇水野梅吉以下16名、出入日雇牧野平吉、森要四郎。

明治24年10月28日の濃尾地震から、わずか5か月弱の明治25年3月15日に手斧始を行い、木材の加工に取り掛かった。同年4月には旧主屋の取り壊しにかけ、7月に新主屋のための地盤のかさ上げを行っている。そして同年11月14日に立柱、12月30日に上棟式を行い、この日までに正面側のみ垂木を打ち付け

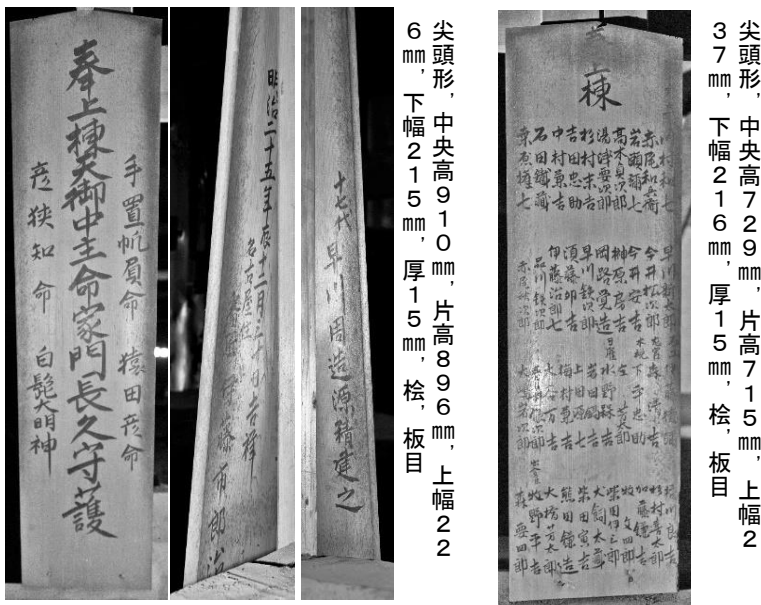


写真2-4 棟札2枚 明治25年(1892年)12月30日

ている。主屋の竣工については記されていないが、上の間(広間)床廻りの柱と床框，落とし掛けの納まりを描いた明治27年6月26日付の図面(史料62)があるので，明治27年後半には主屋の木工事を終え，ほどなく竣工したと考えられる。離れである嵯峨廼屋と御室(おむろ)および湯殿・雪隠は，遅れて明治32年6月5日に建前が行われた。

第4節 建築関係者

史料1『記録帳』および棟札の記述から，主屋，庭，嵯峨廼舎，御室等の工事関係者の職種と人名をまとめると，次のとおりとなる。

主屋

家相 高須 小笠原葎生，名古屋 水野南北，東京 九星堂，大垣 青木博皇堂，西京
大家二人

座敷廻起絵図 吉田昭和(名古屋の茶匠)

ただし不備があり，京都の官休庵千宗守(茶匠)，名古屋の村瀬玄仲(茶匠)に相談

雨戸 名古屋 指物師 芝川與八

大戸類 名古屋古渡町 建具師 山瀬鉄次郎

庭廻建具，奥座敷障子類，玄関建具

名古屋針屋町 安田清七一党 障子洩塗 名古屋松川屋

銅板 名古屋 笹宗 葺方 京都筋川橋梅吉一党

勝手障子類 今尾 建具師 市野鋏之助の子

自村 建具屋治太郎

瓦 伊勢国東日野(清左衛門) 葺方 今尾町 清八親子

玄関・雪隠廻り 桧皮葺 名古屋園井町 田島国太郎

赤樋 板 笹宗 細工 今尾町 須藤文治

壁下地 今尾 日雇鎌吉一党 壁 今尾町 左官清吉一党

和敬室・入側等障子類 名古屋袋町 建具職 山田菊次郎

釘隠引手 中川浄益(千家十職) 名古屋一東斎

釘類一切 中川浄益

欄間桐透かし 官休庵(茶匠)好み

襖のシノブ・桐五(胡)粉置・秋ノ野・書院下二本引きチリ金

名古屋下園町 吉川弘道(絵師)

夜桜弦月 岐阜 牧田種麿(絵師)

本座敷，次の間，和敬室等障子類 名古屋袋町 建具職 山田菊次郎
庭

本宅前飛び石中門前より西の方大櫓迄上り段一面

名古屋市大須 村瀬玄仲(茶匠)好

本宅手水鉢 官休庵宗守(茶匠)好

井戸燈籠位置棕櫚楊橘植込 村瀬玄仲(茶匠)好

利得庵前左右ツクバイ迄 碌々斎(茶匠)好

利得庵勝手前ツクバイノ下路口辺，自分(早川周造)好

大石臥置，寒竹，松ノ位置 玄仲(茶匠)好

嵯峨廼舎御室附湯殿雪隠

さかの舎ハ磯矢宗庸(茶匠)好，をむろハ村瀬玄中(茶匠)好，

其他湯殿雪隠 予(早川周造)ノ好

大工 名古屋市横三蔵町 河村和七外七人

日雇 鎌吉

まず，家相は高須の小笠原葎生が担当したが，合わせて名古屋，東京，大垣，京都の家相師にも相談している。

意匠的に重要な，座敷廻りや庭園については，名古屋の茶匠吉田昭和，村瀬玄仲，磯矢宗庸，京都の家元官休庵宗守，碌々斎がかかわっている。各工事を担当したのは，地元今尾の職人や，名古屋の職人であるが，釘隠と引手は千家十職として知られる中川浄益の作である。また襖絵等は，名古屋の吉川弘道，岐阜の牧田種磨の筆になる。

第5節 耐震対策・水害対策

濃尾地震から得た教訓を生かし，再建に際しては，構造や耐震に画期的な工夫が凝らされた。また輪中地域として，水害対策も行われた。主な耐震対策，水害対策をまとめると，次のとおりとなる。

- ① 水害を防ぐため，旧本宅の地盤より2尺5寸(758mm)かさ上げした。明治29年の川の氾濫では床上30センチまでの浸水があったことも『記録帳』に記されており，この地方では，いかに水害に対する備えを入念に行わなければならないかがわかる。
- ② 地盤は，現状を8尺(2424mm)ほど掘り下げると地下水位に達した。そこに穴を40掘り，1穴につき末口5寸(152mm)，長さ1丈(3030mm)位の生松10本ないし9本を打ち立てた。地下水位より下に松杭を打ったのは，腐朽のおそれがないためである。その上にセメン

ト50樽と安江河口河原の礫, 木曾川上流八神向河原の砂を持ち寄せて作ったコンクリートを打ち, 役柱下を築き上げた。ここにいう役柱とは一般的な部材名称ではないが, この役柱下に基礎杭を打っており, その数が40か所と記されている。試みに部屋隅の柱を数えると, 40か所前後となる。したがって, 主屋全体が不同沈下しないように, 部屋隅など荷重を受ける場所に用いた柱のことと考えられる。以上の基礎工事を, 明治25年4月の旧主屋の取り壊しから, 同年7月の地盤かさ上げまでの3か月で行っている。そして土台下および役柱下一帯の敷石には, 三河石を特に取り寄せて用いた。

③ 座敷および裏座敷廻りの柱に内法貫を通すことによって, 細い柱が弱くなるのを憂い, 棟梁伊藤市郎治の好みで, 鉄丸ボルトを通して緊結するよう注意した。

④ 「地震梁」とよばれる丸太を天井上に十文字に組んだ〔写真2-5〕。小屋組は普通とは異なるため, 一度畑で仮組を行ったうえで本建前を行った〔写真2-6〕。

また, 史料1『記録帳』のほかに, 史料39主屋・離れ平面図〔写真2-7〕にも, 主屋再建に関する注意点として, 次のとおり具体的に記されている。

右側の記述

「一 地ムネ□□□□□□ニ打ニテ通シヲ用フル事。

(用紙の端切断により一部判読不可能)

一 大黒柱其他三本ハ, 地ゲヤキ(但シ山ヨリハネバク)ヲ用フベシ。

然シテ 大老本ハ壹尺二寸角
小三本ハ壹尺角

一 柱ハ床柱ヲ除キ, 他ハ五寸角以上ヲ用ユベシ。然シテ匿シ土台ヲ用フル数個ノ所ニシテアリセメニシ, 土台ノ開カザル様注意スベシ。」

下側の記述

「○ 地震バト称スルモノアリ。必ず用ユベシ。

○ 技師ニ問合せ, 大丈夫ノスジカイヲ用ユベシ。



写真 2-5 天井上の地震梁

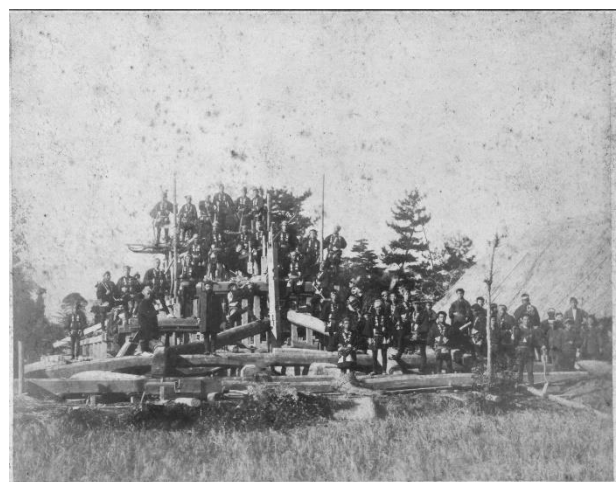


写真 2-6 史料 84 古写真 小屋組の仮組

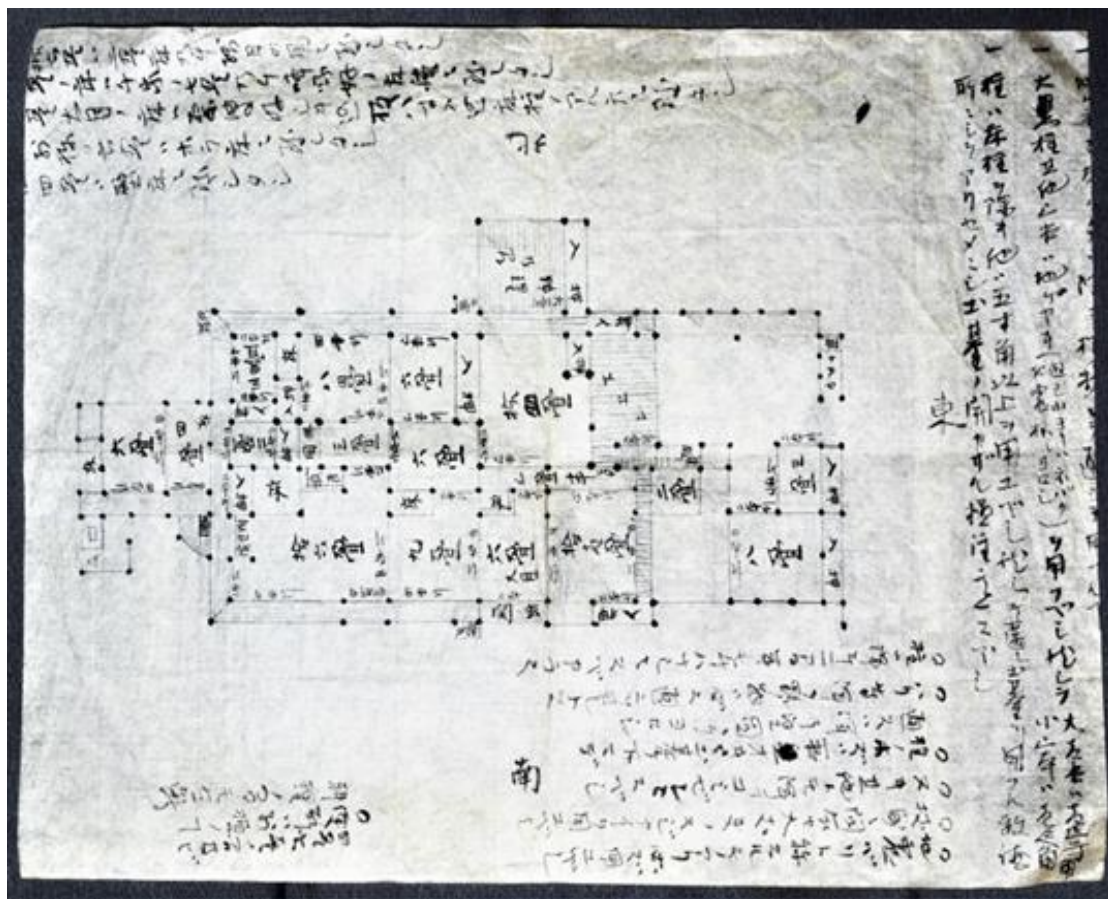


写真 2-7 史料 39 主屋平面図 早川家所蔵

- ヌキ其他等モ渾テコミゼンニスベシ。
- 柱ノホズハー一本オキニ土臺ノ下マデノ通スハ渾テ堅固ニテヨロシ。
- ハリ等渾テ野物ハ必ス通スヲヨシトス。
- 柱ハ渾テ二間半モチハナシニス ベカラス。
- 四畳六畳ノ間及ビノ便所ハ別棟ノ事。ノ料理ノ間モ全斷。」

上側の記述

「拾六畳ハ二畳床、乃チ残月の風ニ致シタシ。ノ(九)畳ノ床ハ千家ノ

七畳、乃チ啐啄好ノ床構ニ致シタシ。ノ(六)畳大目ノ床ハ原叟好シキ込板八寸入込、床柱ノアル床ニ致タシ。ノ別棟ノ六畳ハホラ床ニ致シタシ。ノ拾四畳ハ壁床ニ致シタシ。」

『記録帳』には記されていない耐震対策をまとめると、次のとおりとなる。

- ⑤ 柱は床柱を除いて5寸角以上を用いる。
- ⑥ 隠し土台を用いる数か所は、仕口に蟻を用い、土台が開かないようにする。
- ⑦ 技師に問い合わせて、十分な筋違を用いる。

なお、筋違については「木材明細書」(史料3)にも、次のとおり記されており、筋違を使



写真 2-8 斜めに張られた野地板

用したことは確実である。和風住宅に使用した最初期の例として注目される。

「 スジカイ 同(桧)(長)忒間
一 拾丁 (幅)四寸
(厚)八分 」

- ⑧ 貫その他は、すべて込栓止めとする。
- ⑨ 柱の柄は、1本おきに土台まで通す。
- ⑩ 梁などの野物は、継がずに一本物を通すのがよい。
- ⑪ 柱間は、2間半以上持ち放しにしてはいけない。

以上の他にも、耐震対策として、⑫桁の隅に火打梁を入れ、⑬野地板は斜めに張られていることが〔写真2-8〕、建物から確認できる。これらの部材は、目視による年代判定から、周囲の当初材と同時期であることは間違いなく、他の耐震対策と合わせて建設当初に行われたものである。

第6節 先駆的耐震建築としての特質

幕末・明治初期以来、わが国の建築学が近代化していく中で、木造伝統構法にも近代化としての変化・工夫が加えられた。とりわけ濃尾地震(明治24年)以降の度重なる震災被害に対して、学士建築家を中心に耐震化が進められた結果、わが国の伝統構法の弱点の指摘と、その欠点を解消するための改良案が考案された。すなわち、濃尾地震の翌明治25年6月に設置された震災予防調査会が、明治27年の山形県酒田地方震災の復興家屋構造の指針として「木造耐震家屋構造要領」を発表した。さらにそれより早く明治25～26年に、ジョサイア・コンドルや伊藤為吉が『建築雑誌』に発表した論文等においても、従来の日本家屋構造の欠陥として、①屋根重量の過大なること、②柱が孤立していること、③柄穴等継手仕口の部材の切り欠きが多いこと、④貫や楔による固定が一時的であることなどをあげ、筋違や土台の設置の必要性、木造各部の固定金物の考案とその使用法などを説いている^{5)~7)}。

このような濃尾地震後の建築学界の状況において、早川周造が濃尾地震の直後に被害を独自で分析し、復興に際しては、遅くとも上棟式が行われた明治25年12月30日までに、大工棟梁や技師に相談しながら、前節で指摘した耐震性を考慮した松杭とコンクリートを用いた地盤の構法や、筋違、火打梁、「地震梁」、野地板の斜め張り、ボルトの使用などの木造軸組構法を採用した先駆性は、とりわけ注目に値する。

第7節 小結

以上から、早川家住宅の耐震住宅としての特徴を分析した結果、次のことを指摘することができる。

- i 早川家住宅は、濃尾地震で甚大な被害を受けたが、それを教訓として、地盤や構造について耐震性に新たな工夫が凝らされたことが、文献史料と現存建物から具体的に確認できる。耐震性を考慮した木造軸組構法の近代化の先駆的事例として注目される。
- ii 豊富な文献史料により、複数の茶匠を含めた建築関係者の全容が、克明に確認できる。
- iii 早川家住宅は、いまだ建築家の職能が確立する以前に、地方屈指の素封家であり、文化人かつ近代数寄者でもある当主が、自邸建設にどのようなかわり方をしたかを、実証的に解明できる貴重な例といえる。

セメントの使用について考察する。「記録帳」によると、早川周造はセメント 50 樽と安江河口河原の礫、木曾川上流八神向河原の砂を持ち寄せて作ったコンクリートを打った。そして土台下および役柱一帯の敷石には、三河石を取り寄せた、とある。工事に必要な材料は県内および近郊の都市から取り寄せる事が可能だったということだ。ここでひとつ疑問が浮かぶ。基礎工事に 3m ものコンクリートの基礎杭を打つことが、耐震上効果的であることを、当時どのように知りえたのか。早川周造の書簡には、室内意匠についての記述は多数あるが、基礎工事や、特にコンクリートの情報に関する記述は見当たらなかった。図面に記載された耐震上の注意点は、大工棟梁が仕事上の経験から知りえた、工法に関する注意点が中心になっているのみであり、文献に根拠を求めることができない。

明治 24 年の濃尾地震後、学士建築家の関心は、地震による建築物の被害状況に一斉に向かった時代であることは、当時震災後に発表された論文等により、明らかである。そして、当時の日本の伝統工法が見直されていくわけである。その状況に於いて、早川周造は、当時近辺の実業家として活躍していた社会的地位と環境から、都市圏で発表された論文に載せられる類の情報を敏感に入手する機械に遭遇していたと考えるのが自然ではないだろうか。そして、この地震の被害があまりに大きかったため、新築に際し、基礎工事に対策を講なければならないと判断したと推測する。この点に関しては、推測にすぎないため、今後の史料読解と研究に期待せざるを得ない。

第4章 早川家住宅の平面計画の変遷課程について

前章では早川家の耐震性を考察したが、本章では早川家に残されていた建設当時の図面史料を比較しながら、屋敷の主屋と離れの平面計画の変遷課程を明らかにする。

第1節 早川家の平面構成

(1) 主屋

東側が土間で、南の表向きから北の奥向きへと、㊶ニワ・㊷ナカイリカワ・㊸カッテニワの3室に分けられる〔図4-1〕。ニワの東には、土蔵造洋館にいたる上り口の板の間が付く。

西側の居室は、室の大小によって、一部の室境の柱筋が食い違っているが、基本的には東西5室、南北3列の構成である。表向きの南列には、東から12畳の㊹ミセ、10畳大の㊺玄関、8畳の㊻次の間、16畳の㊼広間、5畳大の㊽鞆の間が並び、玄関の南には式台が付く。中央列は、東から㊾六畳間、12畳大の㊿板間、㊽六畳間、3畳の㊽仏間、6畳の㊽茶室「和敬室」が並ぶ。奥向きの北列は、4畳大の廊下の北に12畳大の㊽板の間、その西に8畳大の㊽板の間、㊽七畳半間、㊽十畳半間、6畳の㊽水屋が並ぶ。そして、次の間・広間・鞆の間・和敬室の外側南から西にかけて、縁が矩折れに廻り、西面中ほどに付属便所が突出する。また、北列の七畳半間、十畳半間、水屋の北にも縁が付く。

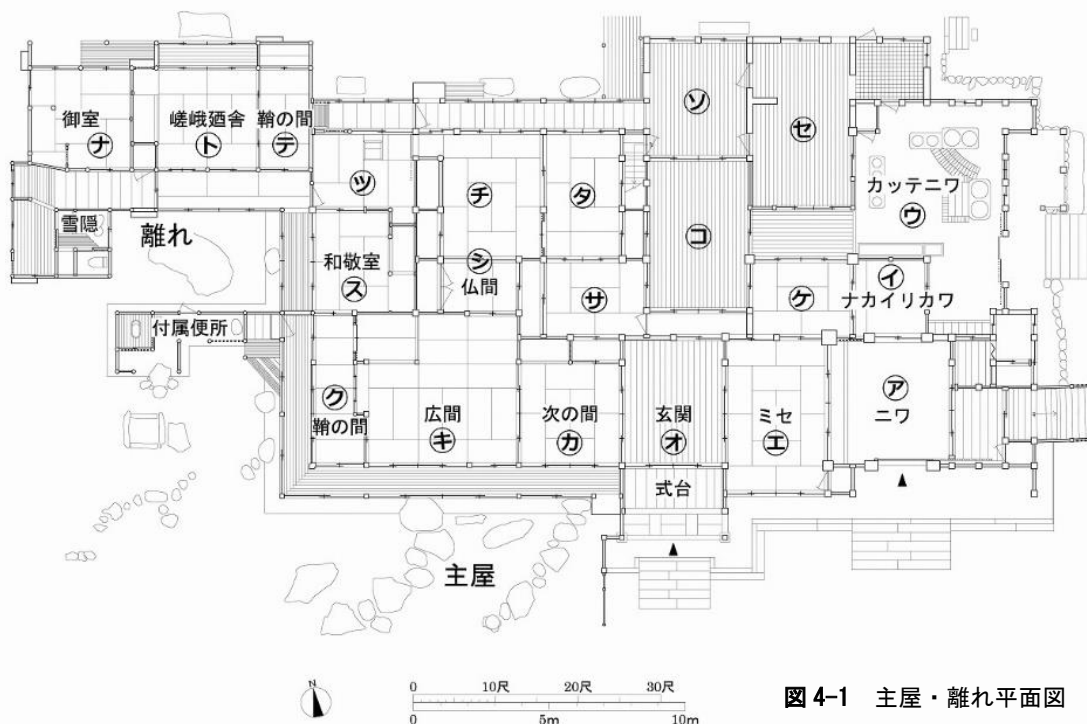


図4-1 主屋・離れ平面図

以上、間取りはほとんど建設当初のままであるが、玄関と土間寄りの板の間は、いずれも近年の生活様式の変更にもなって改造されたもので、かつては畳敷きであった。

(2) 離れ

主屋の西面北端に接続する。東から4畳の㊦鞘の間、8畳の㊩嵯峨廼舎、5畳2台目の㊧御室が並ぶ〔図 4-1〕。そして、鞘の間と嵯峨廼舎の南面に3/4間幅の縁を設け、内側に畳み、外側に板を敷く。その西側、御室南面は板縁となり、西端に水屋を設ける。その南に雪隠と湯殿が突出するが、湯殿は平成27年の修理工事で、撤去された。

第2節 平面計画の変遷について

早川家住宅主屋・離れの平面計画の変遷については、中村論文に、5点の平面図（史料41、史料43、史料45、史料46、史料49）が紹介されている。そして、平面計画については、座敷廻りが検討され、史料41→史料41付箋→史料45→史料43→史料46→史料49の順に変遷したと判断されている。その内容を要約すると、まず、史料41が当初案と判断された。しかしこの案では主室に付書院がない。そこで、付箋による変更案(第2案)が検討され、主室に付書院をつけるとともに、西側の縁を広げ、上段床脇の地袋を琵琶台に変更し、仏間を移動して北の座敷が広くなった。第3案史料45では、主室の上段床が広がる代わりに琵琶台がなくなり、鞘の間の付加による西側への1間拡張、それに伴う北側の座敷2室の付加と、仏間の旧位置への移動、および次の間・玄関が変更された。第4案史料43では、主室の上段床と地袋が復活し、北側の茶室に洞床と台目の床脇を設け、西側の縁の突き当りに水屋と押入を設けた。第5案史料46では主室を再び上段床と付書院のみとし、床を中央寄りに移動した。また茶室の床脇を板敷とし、水屋は茶室の床の余りを利用することとした。第6案史料49が最終案で、主室の上段床が付書院の深さだけ広くなり、ほぼ現状どおりとなった。

ところが新たに8点の平面図(史料38, 史料39, 史料40, 史料42, 史料

表4-1 早川家建築関係史料(主屋・離れ平面図)

	史料名	年号
38	屋敷家相図 1枚	明治35年(1902)頃
39	主屋・離れ平面図 1枚	明治25年(1892)頃
40	主屋略平面図 1枚	明治25年(1892)頃
41	主屋平面図(張り紙付き) 1枚	明治25年(1892)頃
42	主屋平面図 1枚	明治25年(1892)頃
43	主屋平面図 1枚	明治25年(1892)頃
44	主屋平面図(板図) 1枚	明治25年(1892)頃
45	主屋平面図 1枚	明治25年(1892)頃
46	主屋平面図 1枚	明治25年(1892)頃
47	主屋勝手廻り部分平面図 1枚	明治25年(1892)頃
48	二階並広間湯殿起絵図 (離れ平面計画図他) 3枚	明治25~27年(1892~1894)頃
49	主屋・離れ平面図 1枚	明治28年(1895)頃
53	部分平面図 7枚	明治28年(1895)頃

(このうち史料41,43,45,46,49は中村論文掲載史料)

44, 史料 47, 史料 48, 史料 53) が発見され, 合計 13 点の平面図〔表 4-1〕を比較することにより, 平面計画の変遷について, 異なる見解にいたった。

平面計画に関する史料 38~49 を比較すると, 間取りの変更とともに若干規模を変更しており, 規模の上から 3 種類に分けることができる。突出部を除いて, 最も小さいのが, 桁行 13 間半×梁間 7 間の史料 39・40, 次に梁間を半間大きくした桁行 13 間半×梁間 7 間半の史料 41, そしてさらに桁行も半間大きくした桁行 14 間×梁間 7 間半の史料 38・42~49 の 3 種である。規模が小さい史料 39・40 は略図で, 最も規模が大きい史料 38 が現状と同じ平面であるので, 検討を重ねながら徐々に規模を大きくしていったと考えられる。そこで, 最も規模が小さい史料 39・40 から, 変更が加えられたと考えられる順にしたがって, 各図面の変更点を詳細に検討していく。

(1) 史料 39〔写真 4-1〕の検討

平面図の周囲に早川周造の復興案に対する注意書きが, 次のとおり記されている。(／印

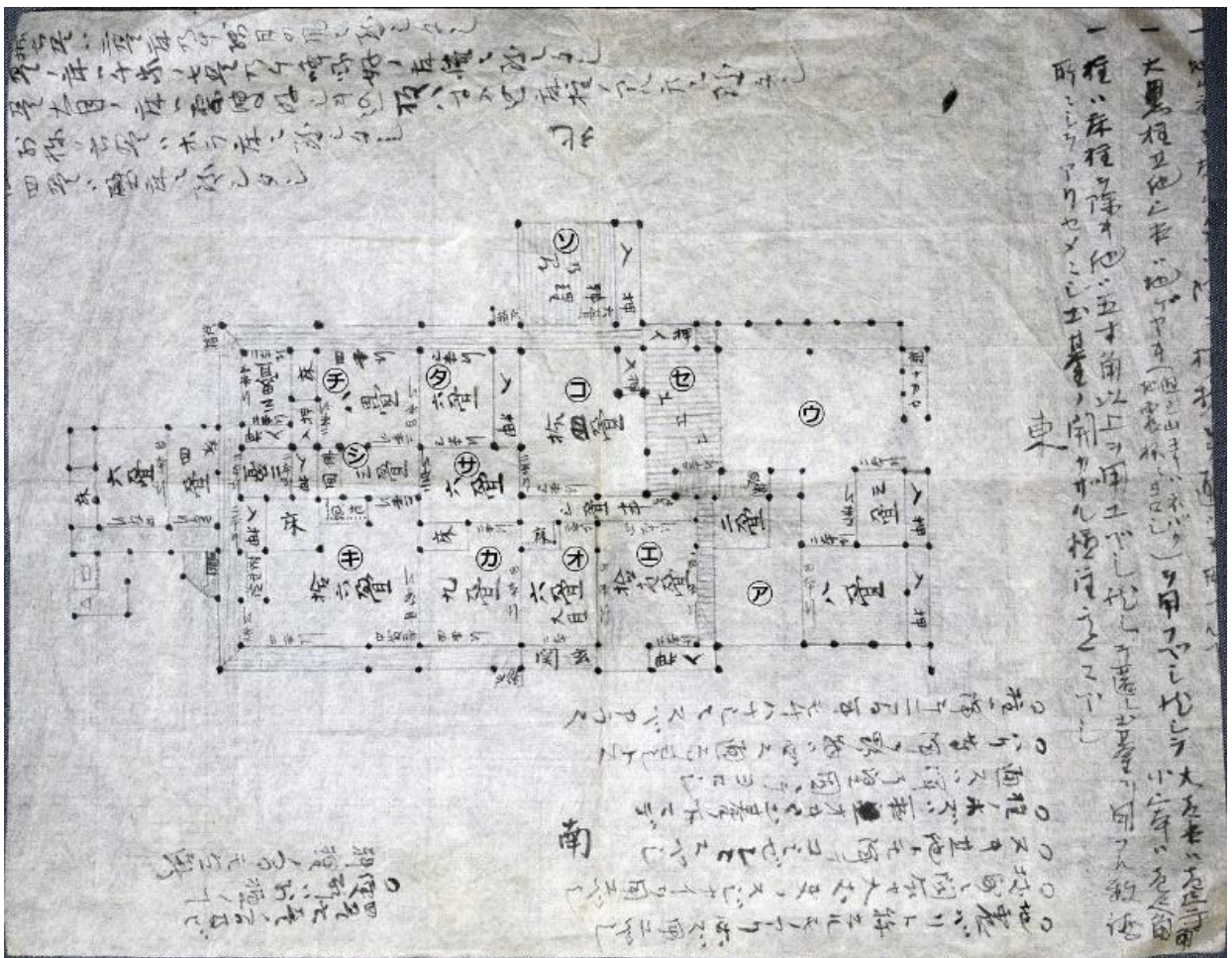


写真 4-1 史料 39 主屋・離れ平面図

改行，以下同)

右側の記述

「一 地ムネ□□□□□□□ニ打ニテ通シヲ用フル事。(用紙の端切断により一部判読不可能)

一 大黒柱其他三本ハ，地ゲヤキ(但シ山ヨリハネバク地震杯ニヨロシ)ヲ用フベシ。然シテ 大壺本ハ壺尺二寸角小三本ハ壺尺角

一 柱ハ床柱ヲ除キ，他ハ五寸角以上ヲ用ユベシ。然シテ置シ土台ヲ用フル数個ノ所ニシテアリセメニシ，土台ノ開カザル様注意スベシ。」

下側の記述

「○ 地震バリト称スルモノアリ。必ず用ユベシ。

○ 技師ニ問合セ，大丈夫ノスジカイヲ用ユベシ。

○ スキ其他等モ渾テコミゼンニスベシ。

○ 柱ノホズハ一本オキニ土台ノ下マデノ通スハ渾テゴンテ堅固ニテヨロシ。

○ ハリ等渾テ野物ハ必ス通スヲヨシトス。

○ 柱ハ渾テ二間半モチハナシニスベカラス。

○ 四畳六畳ノ間及ビノ便所ハ別棟ノ事，ノ料理ノ間モ全断」

上側の記述

「拾六畳ハ二畳床，乃チ残月ノ風ニ致シタシ。ノ(九)畳ノ床ハ千家ノ七畳，乃チ啐啄好ノ床構ニ致シタシ。ノ(六)畳大目ノ床ハ原叟好シキ込板八寸入込，床柱ノアル床ニ致シタシ。ノ別棟ノ六畳ハホラ床ニ致シタシ。ノ(拾)四畳ハ壁床ニ致シタシ。」

次に平面図をみると，東側が土間で，南に表向き[㊦]（図中の記号は図1に従って筆者が付加，以下同）ニワ，北には奥向き[㊧]ニワがある。表向き[㊦]のニワの東には「八畳」，その北に「三畳」が並ぶ。表向き[㊦]のニワの北には「二畳」と「湯殿」が並ぶ。ニワはそれらの東で鍵型に折れ，奥向き[㊧]のニワにいたる。奥向き[㊧]のニワの東面には，南北一間半，東西半間の棚付き「ナカセ（流し）」が突出している。

居室部は基本的に東西4室，南北3列で，南列は東から押入付[㊨]「拾壺畳」，[㊩]床付の「六畳大目」，[㊪]床付の「九畳」，[㊫]床・地袋・付書院付の「拾六畳」が並び，「六畳大目」の南には「玄関」が付く。中央列は，「三畳半」の畳廊下，[㊬]「六畳」，仏壇付の[㊭]「三畳」，押入付の「二畳」が並ぶ。北列は東から，押入付8畳半大の板敷[㊮]「下エン」，押入付[㊯]「十四畳」，[㊰]押入付の「六畳」，^㊱床・押入付の「八畳」，押入付の「三畳」が並ぶ。さらに「十四畳」の北に，廊下を挟み，押入付の板の間の^㊲「六畳料理の間」がある。

離れは，床付きの「四畳」と床・床脇付の「六畳」が東西に並び，南側の縁の西端南側には便所

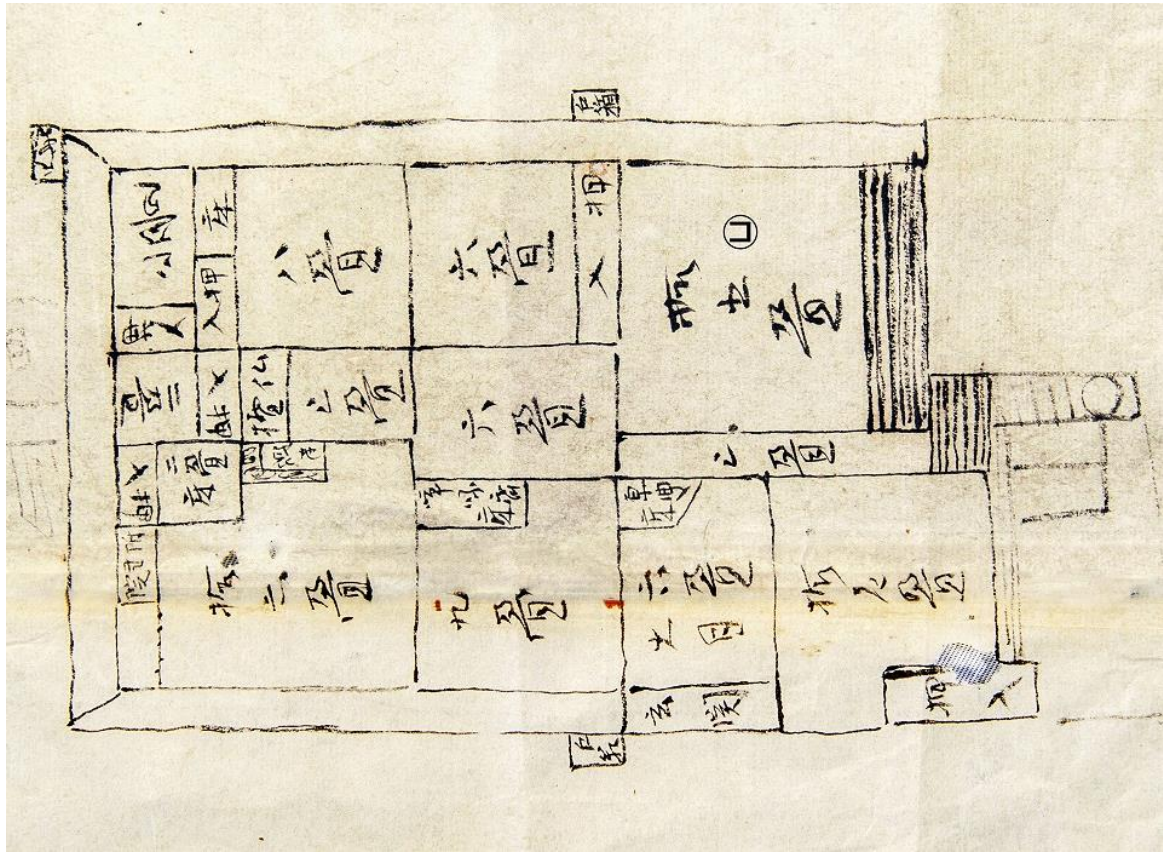


写真4-2 史料40 主屋略平面図

が突出する。

上記の平面図と周囲に記された注意書きを比較すると、まず柱間は注意書きのとおり、二間半以上もち放しにしている箇所はない。次に、西側の離れの四畳、六畳および便所が別棟であること、北側の料理の間が別棟であることは、注意書きと一致している。図面には、床の位置が記されているのみであるが、その形式については、注意書きのとおりであるとみなしても差し支えないであろう。書き手は明確にはわからないが、早川周造自身か、その希望を大工棟梁が図面化したのであろう。希望を書き込んだ図となっている。

(2) 史料40〔写真4-2〕の検討

居室部分の略図である。これと史料39を比較すると、北列東端の部屋③とその南側の畳廊下の部分が異なっている。まず、北列東端の部屋は、史料40では「拾五畳」となっているのに対し、史料39では押入が設けられ、「拾四畳」の四は五の上に重ねて書いて訂正している。その南側の畳廊下は東西三間半であるが、史料40には誤って「三畳」と書かれているのに対し、史料39では「三畳半」と正しく記されている。以上二点の修正点から判断して、史料40は史料39の草稿であ

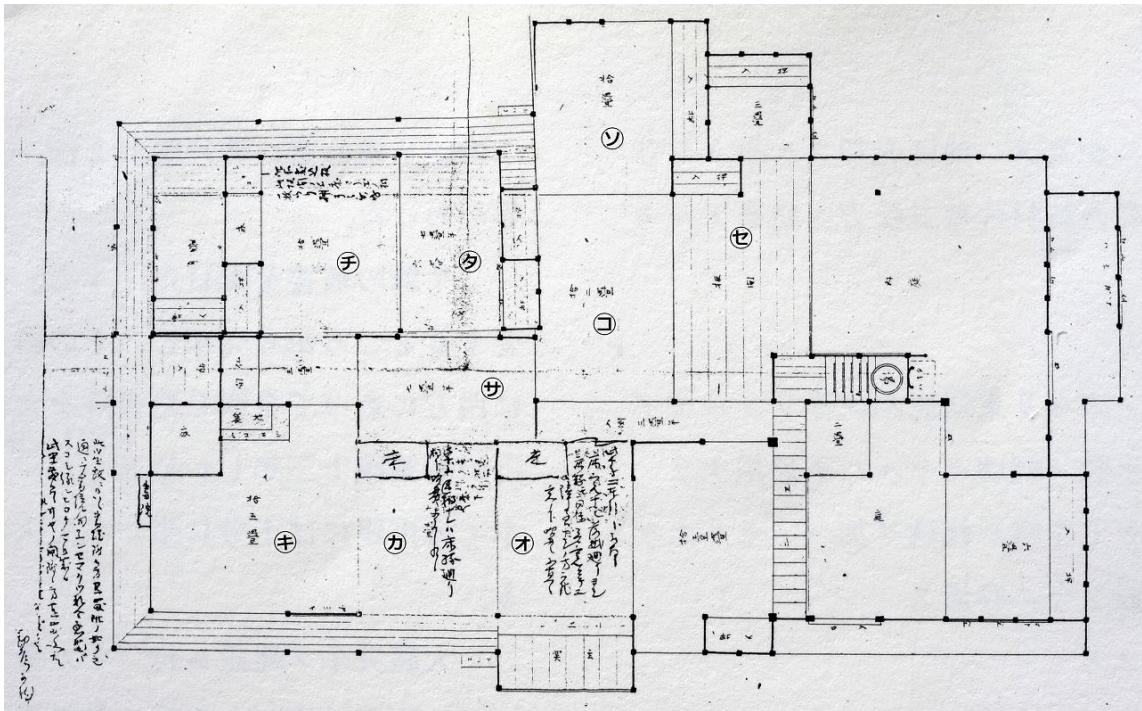


写真4-3 史料41

ると考えられる。

(3) 史料41〔写真4-3〕の検討

史料39から梁間方向を半間拡張して七間半としている。各室の違いを史料39と比較すると、ニワは東西方向に半間広くなり、それに応じて東の部屋は半間狭くなり、押入付の「六畳」となっている。また、その北の「三畳」はなくなって、奥向きのニワの一部となっている。奥向きのニワの東面の「ナカセ」は、南北一間半、東西半間から、南北三間、東西一間に拡大し、「ナガシハ」となっている。

居室部分をみると、南列東から2室目が、東西に半間拡大し、床付の「六畳大目」から床付の⑨畳にな

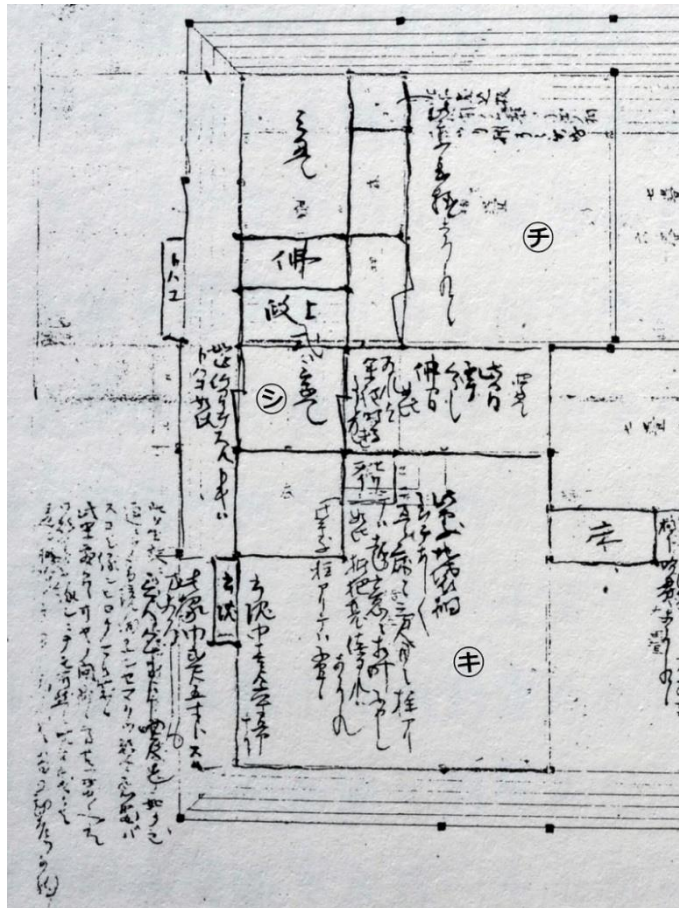


写真4-4 史料41 張紙部分拡大

っている。そしてこの部屋には「此上ヲ二本引奉存候／床三尺計也。落掛廻リヨシ／床縁モ同様
□窓ニテ也／障子ハナシノ方可然／窓ノ下吹貫不宣候。」と記されている。床の形式は原叟床か
ら上記のとおり変更している。玄関は南側に半間突出して、南北一間となり、北側には一段の上り
段が付いている。その西の㊦「九畳」(次の間)は、間取の変更はないが、床形式に関して、「此等
宗匠扱ナレハ、床縁廻リ／柱下吹貫上可被下候」と記されている。次の間と㊧「拾五畳」(広間)境
の柱筋は西に半間移動し、「拾五畳」は東西三間半から東西三間となるとともに、北面から西面に
かけての座敷飾も半間西に寄り、二畳の床の西側の押入と付書院の南の一畳がなくなって、広間
の大きさは 16 畳から 15 畳になっている。広間の西側には次の記述がある。

「此御座敷ニ候ハ、書院附シ方宣敷、此ノ如ク之／通ニテ書院向エン(縁)セマク御都合悪
かレバ、／スコシ縁シヒロケ可被参候。／此座敷ハバ、サヤノ間附候方□□□□□、／(貼紙
により判読不可能)／勘考可致」

この座敷には付書院が付く方がよいが、縁に張り出すこととなって、縁が狭くて都合が悪ければ、
少し縁を広げてもよいし、鞘の間を設けるのもよい、よく考えるべきであると記されている。

中央列は、南列の次の間と広間の柱筋が西に半間移動したことに伴い、「六畳」は㊨「七畳半」
に拡大している。また、西端の「二畳」の東側の押入はなくなっている。

北列は、「下エン」と「拾四畳」境の柱筋が西に半間移動したのにもない、押入付 8 畳半大の
「下エン」から、押入付 12 畳半大の㊩「板間」に拡大し、押入付「十四畳」は、押入を撤去して㊪
「十二畳」となっている。その西側「六畳」から「八畳」にかけての北側の柱筋は、半間北に移動し、
「六畳」は㊫「七畳半」に、「八畳」は㊬「十畳」になっている。さらに、「七畳半」と「十二畳」の押入れ
は、中央で間仕切って、南北二つに分け、北側は「十二畳」の押入、南側は「七畳半」の押入となっ
ている。一方、「拾畳」の西は、床の北側に敷込板が付加されている。この部屋には次のような記述
がある。

「此処敷込板／此板間ノ上床ヨリ天ノ桐／一枚ツリ棚了、斎ノ好」

また、その西は押入付の「三畳」から押入付の「四畳」に拡大している。

北の突出部では、「六畳料理の間」は、廊下を取り込んで㊭「拾畳」となり、押入を挟んで東側には、
押入付の「三畳」が増えている。そして、料理の間の西面は、北側の縁が北へ半間移動したの
に伴い、突出部分は南北一間半となっている。

史料 41〔写真 4-4〕は、さらに広間から北の座敷にかけて張紙をして、この部分の検討を行って
いる。まず㊮広間には次のように書かれている。

「此処地袋棚／重テあしく、／畳床ニ三尺目ノ柱アリ／テハ趣意に相叶不申候。／如此枇杷
台添ゑれハ／よろし。」

「 此処柱アリテハ不宣候。 」

地袋から琵琶台に変更している。床と琵琶台の間には柱が書かれているが、柱を設けることに異論を唱えている。続いて図面の西側には次のように書かれている。

「 書院巾壹尺六寸二分／ナリ。／此縁巾貳尺五寸スル／方よろし。

三尺八寸より四尺迄。 」

また、中央列にあった㊦仏間には次のとおり記されている。

「 四畳／此間／不宣／くらし／佛間／如此／なれば／余程明るき□□□也。 」

仏間が暗いので、北西西端の押入れ付き「四畳」を「三畳」に変更し、その南に仏間を移動することを検討したわけである。そして仏間は、北端に仏壇を設け、その南には「上段／或ハ三畳」と記されている。つまり、上段と二畳にするか、あるいは上段を設けずに三畳にするか、検討している。

また、仏間の西側の縁の部分には次の書き込みがある。

「 如此仏間ヲスルトキハ／トハコ(戸箱)如此。 」

仏間を移動するのに伴って、戸箱の位置を一間北に移動させることも検討している。

上記のとおり、仏間廻りの変更を検討したが、結局この案のみの検討に終わっている。

なお、北列㊦『拾畳』の敷込板にも書き込みがあるが、判読できない。

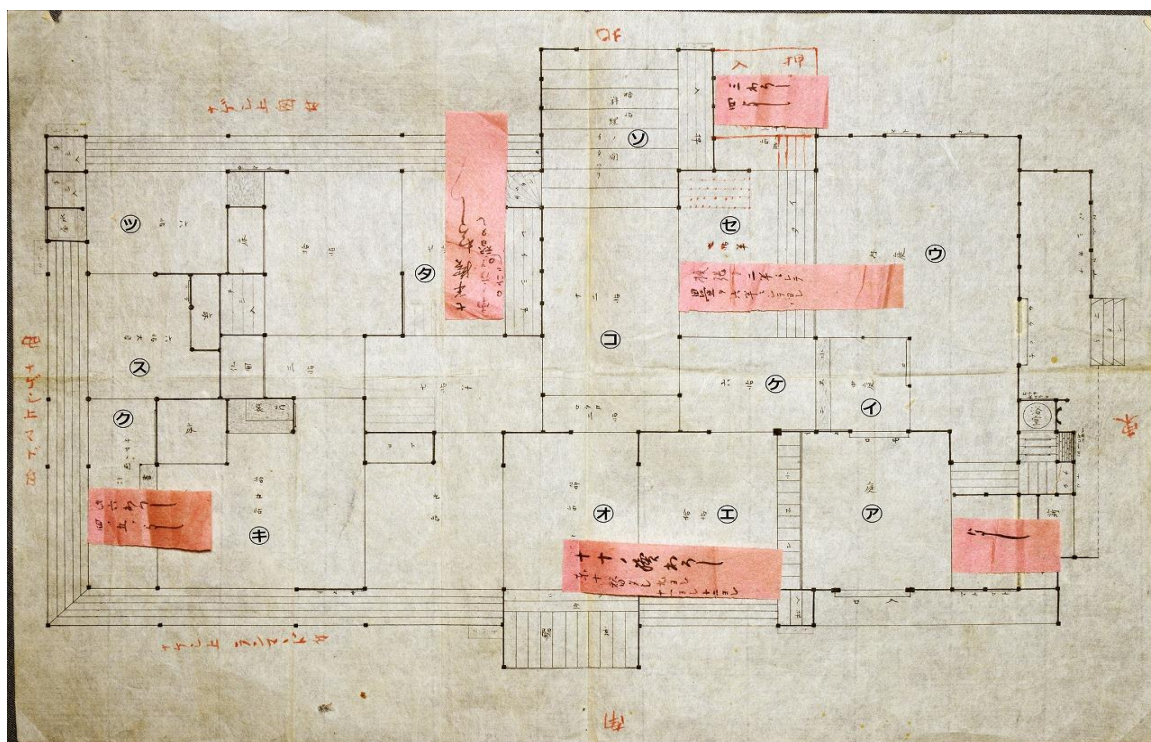


写真 4-5 史料 42 主屋平面図

(4) 史料 42〔写真 4-5〕の検討

史料 42 では、史料 41 から桁行を半間拡張して 14 間としている。以後、規模は変化しない。

以下に、史料 41 からの変更点を挙げていく。㊦「庭」の北側の柱筋が半間南に移動したのに伴い、庭の北西にあった「二畳」がなくなり、庭西側の縁の奥行きが、半間より少し狭くなっている。「庭」の北側に位置した「湯殿」は東端に移動し、その位置には南北 1 間半、東西 1 間半の㊧「中庭」ができ、その西側に「小エン」が付いている。「庭」の東側の「六畳」から「内庭」にかけての東面柱筋が半間西に移動し、あわせて「六畳」の北面が半間南に移動して、三畳間となり、その北に縁、さらにその東に「浴室」と「薪入」が北南に作られた。内庭の北面の柱筋は、北へ半間移動し、㊨内庭東側の「ナカシバ」は、東西一間のまま西に半間移動し、東側には三段の階段が付いた。内庭から「ナカシバ」にかけての北面は、北に半間移動した。

居室部分をみると、南列東側は押入付の「拾壹畳」から板縁付の㊩「拾帖」となった。その西の部屋は床を取って、㊪「拾帖」となった。

西端の㊫「拾五帖」は、史料 41 張紙検討案は採用されず、地袋が地板の北西から北東に移動している。そしてその西側に、東西一間、南北三間の㊬「サヤノ間六帖」が付加されている。その北は押入と押入付「四畳」から、㊭床付「六帖大目」と㊮「六帖」となった。「六帖」の西側の縁は、「水屋」と「オシ入」2 室が南北に並ぶ。㊯「七帖半」と㊰「十二帖」に設けられていた間口一間ずつの押入が、仕切りを取って間口二間の押入となった。料理の間は「拾畳」から「イタハリ」の㊱「拾帖料理ノ間」となり、西面南端に二階への「上リダン」を設けた。「内庭」の西の押入付「板間」とその南の廊下は、東側に半間幅の板縁を設けた㊲「七帖半」と㊳「六帖」に変更した。その北側の押入付「女中部屋三帖」は、手書き朱筆による修正で半間北に移動し、一旦変更した「七帖半」を、押入れも含めて「九畳」(付箋下に朱筆記入)に変更するとともに、東側の板縁を北に半間延ばすことも検討している。

このような変更をしたうえで家相を占い、次の付箋が張られた。

- ① 「庭」の東の三畳間:「よし」
- ② 居室南列東側の「拾帖」二室㊩㊪:「十十ノ続わろし、ノ東十替タシ、九ヨシ、ノ十一ヨシ、十二ヨシ」
- ③ 南列西端の㊬「サヤノ間」:「此六わろし、ノ四、五、よし」
- ④ 北の㊮「七帖半」:「七半続わろし、ノ南ノ方ヲ六ニ替タシ」
- ⑤ 「内庭」西側の㊲「七帖半」:「板張ヲ二半ニシテノ畳ヲ六半ニシテヨシ。」
- ⑥ 北側「三帖」:「三わろし、四よし」

明治 25 年 12 月から明治 43 年 5 月にかけて早川周造によって記された、濃尾地震後の被害と再建等に関する『記録帳』（史料 1）には、「家相取調ニ付テハ、高須小笠原葎生／担当シ、名古屋ノ水野南北。東京ノ九星／堂。大垣ノ青木博皇堂。西京ニ

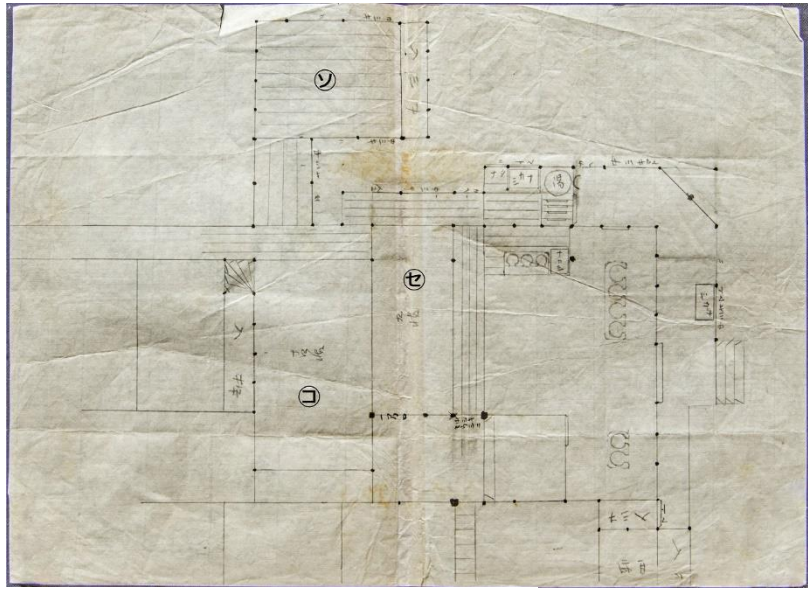


写真 4-6 史料 47 主屋勝手廻り部分平面図

テモ／堀内宗匠ニ倚類シ、大家二人ニ相談ス」と記されている。上記がこれに相当すると考えられる。

なお、史料 42 を作成した頃に、勝手廻りの部屋のみを検討するため、主屋北東の部分平面図（史料 47）[写-真 4-6] が作成された。史料 42 と比較すると、中央列の「中庭」・「六帖」と、北列中ほどの東側に押入と階段がある「七帖半」は、一致している。

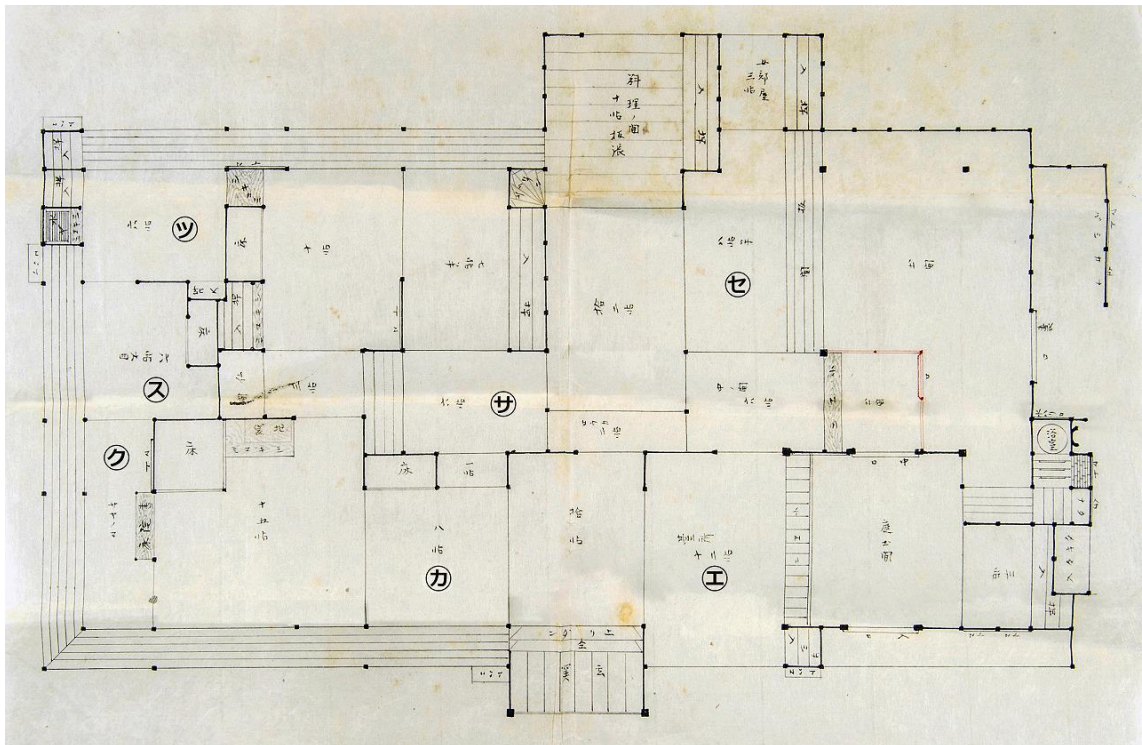


写真 4-7 史料 43 主屋平面図

一方、「内庭」西側の「七帖半」は、北側半間も取り込んで㊸「九帖」に、その西側の㊹十二畳は十四畳になっている。その北側は巾半間の廊下で、東端に浴室を設け、さらにその東側に下屋の土間が付いている。また、㊺料理の間は、北縁から廊下が北に延びて、主屋とは別棟となっている。しかしながら、この勝手廻りの変更案は、この後の計画にはいかされていない。

(5) 史料 43 [写真 4-7] の検討

史料 42 の家相の検討を受けて、次のとおり変更している。

- ① 居室南列東側の板間付「拾帖」を、南側の縁を取り込んで㊻「台所十二帖」に変更。
- ② ㊼「サヤノマ」は付箋の内容には従わず、変更なし。
- ③ 中央列中ほどの「七帖半」を、㊽「六帖」と1畳半の板敷に変更。
- ④ 北列東側の「七帖半」を、㊾「八帖半」に変更。
- ⑤ 北側の「三帖」は、押入を北から東に移し、「女部屋三帖」に変更。

史料 42 の検討において、家相を重視していたことは間違いないが、家相により悪いとされた付箋の内容をすべて修正しているわけではなく、㊿鞆の間はそのままとした。ただし、これは必ずしも家相を無視したとは限らない。『記録帳』には、地元高須の小笠原葎生に家相を担当させ、大垣、名古屋、東京、京都 2 名にも相談したと記されている。担当と相談の違いを考慮すると、史料 42 の付箋は、複数の家相家の総意ではなく、小笠原葎生の判断で、ほとんどその指摘に従って変更したものの、鞆の間は、家相どおりに 6 畳から 5 畳あるいは 4 畳に変更しようとする、鞆の間周囲の柱筋がうまく合わなくなる。そこで、他の家相家にも相談した結果、必ずしも変更しなくてもよいという結論に至ったのではなかろうか。つまり、家相を重視するものの、その判断は家相家によって異なることもあるので、複数の家相家に相談したということではなかろうか。

以上の家相による変更のほかにも、史料 43 には次の変更がある。

- ⑥ 南列床付「九帖」は、床の東側に間仕切りを設けて、㊿「八帖」と「一帖」に分けている。
- ⑦ 中央列西端の㊽「六畳大目」の床は、北面の壁を四分の一間南に移動し、その北の㊿「六帖」に付属する押入を設けた。

(6) 史料 44 [写真 4-8] の検討

「御本宅地図 但壺寸六分壺間割」と題する板図で、工事中的古写真(史料 86) [写真 4-9]に、作業小屋の前に立つ早川周造がこの板図を手にして写っている、工事用の板図と考えられる。史料 43 からの変更点は次のとおりである。

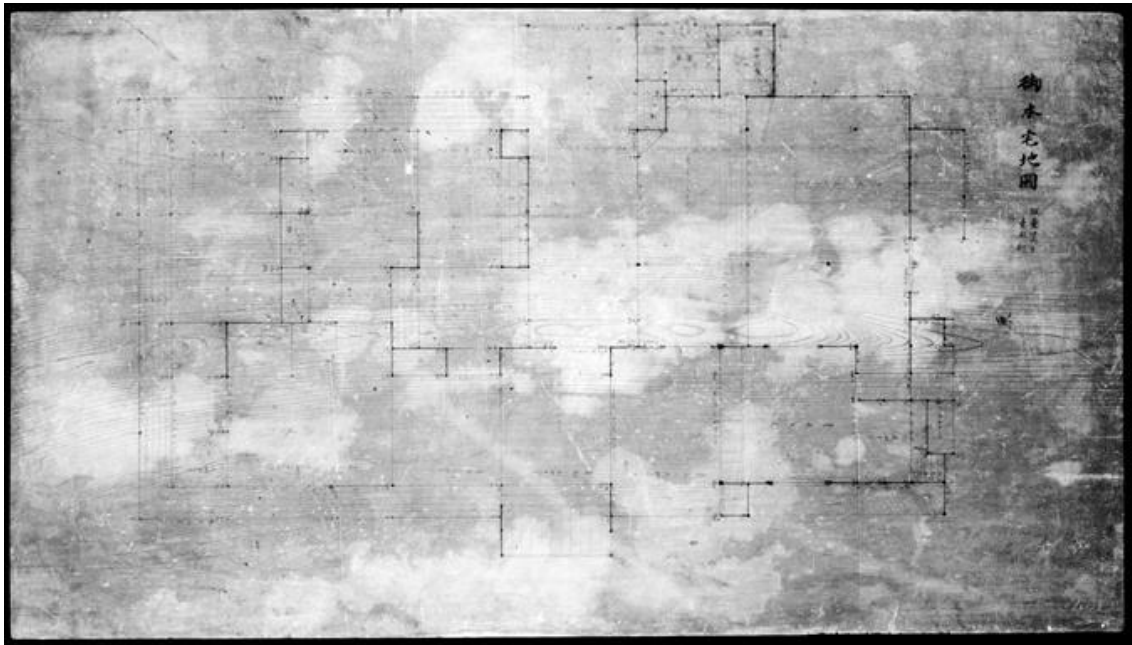


写真 4-8 史料 44 主屋平面図 (板図)



写真 4-9 史料 86
古写真 作業小屋の前に立つ早川周造と板図

① 北側突出部の押入付「女部屋三畳」を1間東に移すとともに、押入を東から北に戻して、「女中

部屋二帖」とした。

- ② その西側の料理の間の押入の北半をなくし、「女中部屋二帖」との間に板の間を設け、北面に「ナカシ場」、南面に「押入」を設けた。

(7) 史料 45〔写真 4-10〕の検討

史料 44 からの変更点は次のとおりである。

- ① 居室南列西側の北側の㊦「十五帖」は、地袋付の床脇をなくし、床を東側に半間ほど拡張している。
- ② 北列中ほどの㊧「七帖半」は、東側の押入を 3 室に仕切り、南半東側は東隣の㊨「十二帖」の押入としている。なお、部屋の大きさは七帖半から変わっていないので、「八帖」と記されているのは誤りである。

ここで、史料 43 も含めて、中村論文との解釈の違いについて、説明しておきたい。史料 43・45 の相違点は、㊦「拾五帖」の床廻りと、㊩床付「六帖大目」の床廻り、および西側廊下の突き当りの水屋・押入の有無である。中村論文では史料 45→史料 43 の順に変更したと判断されている。「拾五帖」の床廻りについては、史料 45 で上段床が小間半だけ広くなり、琵琶台がなくなった。そして、史料 43 では上段床が再び縮まり、床脇に敷込と地袋が復活した。ただし地袋が右に寄り、床との間に空間をとったと判断されている。また、床付「六帖大目」の床廻りについては、史料 45 では

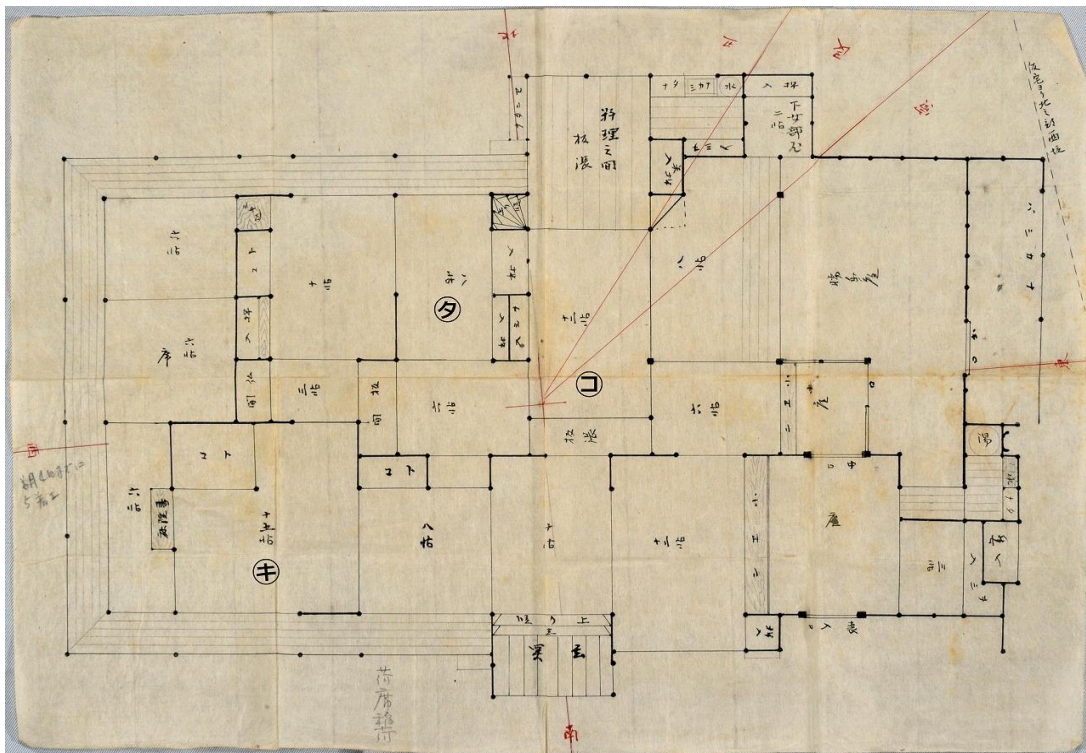


写真 4-10 史料 45 主屋平面図

部屋の広さは8畳になっているが、床を設ける予定で「六畳席」と書かれている。それが史料43では洞床を設け、台目の床脇を配した。そして、西側廊下の突き当りの水屋・押入を付加したと判断された。これに対して、本稿では史料43の前に、家相を占った新史料42が存在し、そこで「拾五帖」の床廻りは史料43と同じ姿になっており、床付「六帖大目」は、すでにこの時点で床が描かれ、西側廊下の突き当りの水屋・押入も描かれているので、史料42の次に史料43が作成されたと判断した。そして、工事着工時の板図である新史料44でも「拾五帖」の床廻りは変わっていない。同図において床付「六帖大目」には床が描かれていないが、これは床の形式が未定であるためではなく、床の記入を省略したと考えている。そして、史料45の段階で「拾五帖」の床廻りが変更され、床付「六帖大目」では史料44と同様に、床の記載が省略されたと判断した。新史料の追加により、より正確な変遷過程が明らかになったわけである。

(8) 史料46〔写真4-11〕の検討

史料45からの変更点は次のとおりである。

- ① ㊸「土間」東側の「ナカシバ」の南半分が半間幅になり、さらにその南の浴室廻りを変更。
- ② ㊸居室南列西側の「拾五帖」を「拾六帖」とし、床を北側中央に移動させるとともに、間口を一間にした。
- ③ 史料44以降中央列西側の㊸「六帖大目」の床廻りは省略されているが、本図では床脇の大目畳を板敷とし、「六帖」に改めている。

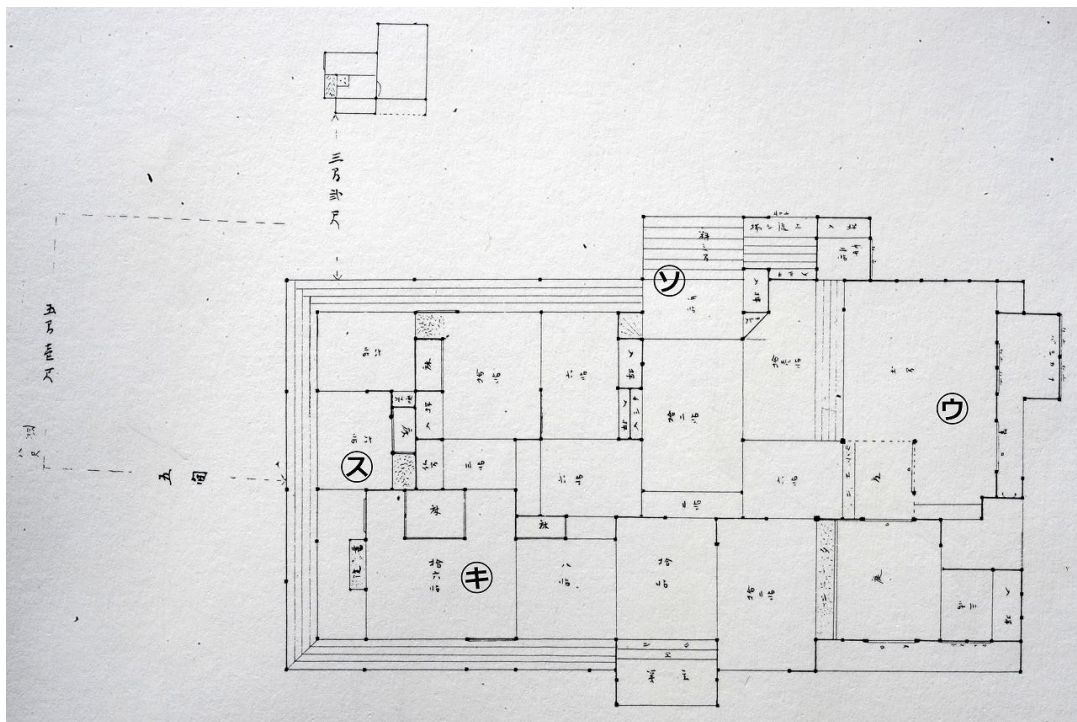


写真4-11 史料46 主屋平面図

④ 北側突出部では、板の間であった㊦「料理の間」を南北に二分し、北側を「板之間」、南側を「四帖」としている。

⑤ 主屋西側に離れの増築を予定して、その大きさを南北「五間壹尺」、東西「五間」と記入している。北側には今日庵があり、主屋板縁までの距離を「三間貳尺」と記している。

(9) 史料 48〔写真 4-12〕の検討

吉田昭和による離れの計画図で、史料 46 からの変更として、主屋北西の六畳 2 室を湯殿と露地に変えている。そして、その脇の付箋には、次のとおり記されている。

「湯殿ハ客用ノモノト想像ス。焚口等ハ通モ座所ノ近ニテハ難成。台所辺ニテ焚湯シテ、鉄管ヲ椽(縁)下ニ引キ、湯水トモカラシテ自由トス。」

また、主座敷西側の付箋に、庇に関する次の記述がある。

「此所柱立之御図ヨリ三尺伸タレトモノ椽(縁)ヲ二段斗低クシテ附出セハ古風殿造リノ様アリ、却テ面白ク覚エ候。左レハ家根モ尾垂ニシテ低ク附出スナリ。御勘考可被下候。」

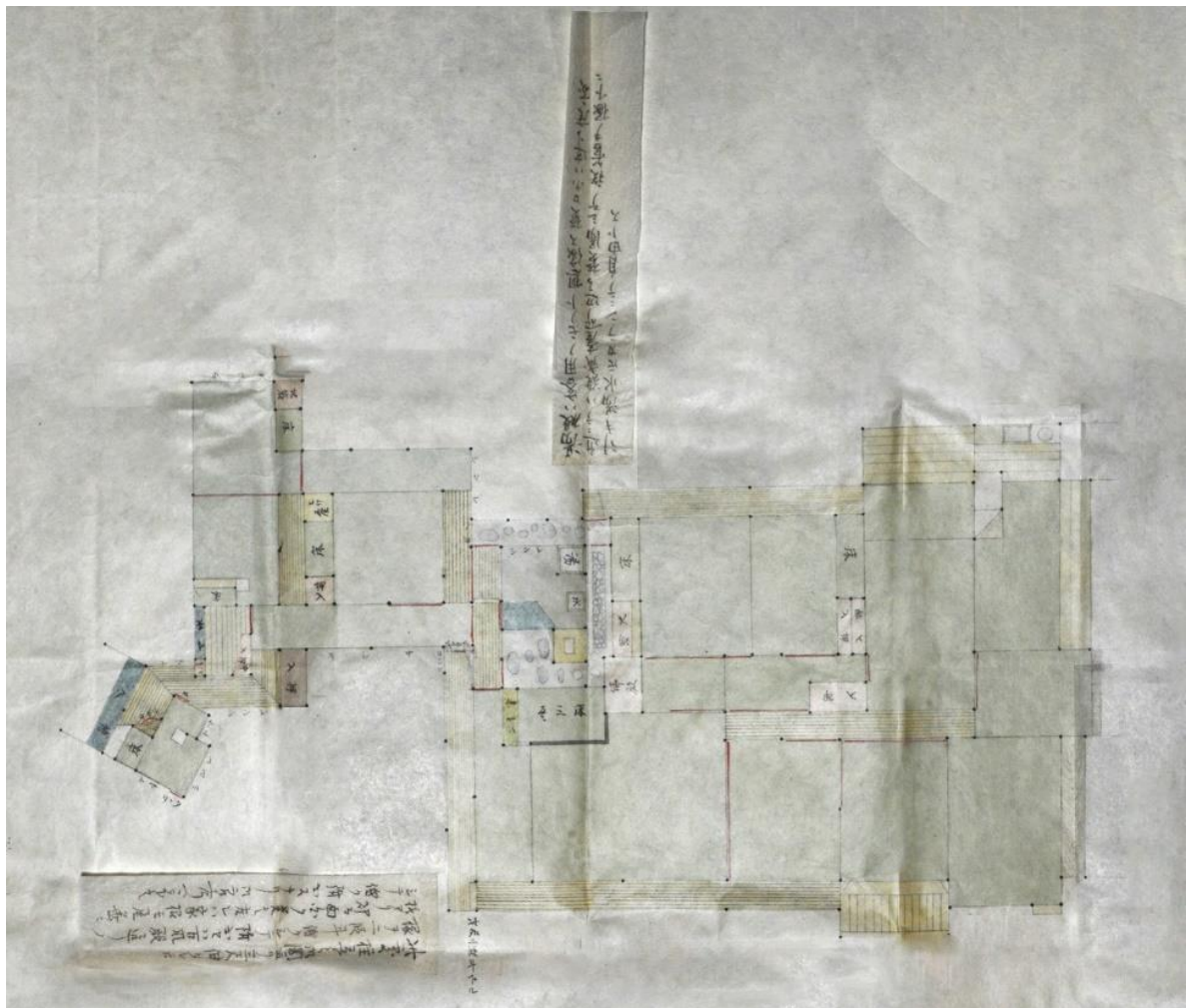


写真 4-12 史料 48 離れ平面計画図

そして離れは、西側に床と琵琶台が付いた八畳間と、床付の五畳間が廊下を挟んで東西に並び、五畳間の北に床と地袋が付いた六畳大目の室、南に水屋と床付二畳大目の小間の茶室が突出する。しかしこの案は、早川周造には認められなかった。

(10) 史料 49〔写真 4-14〕検討

主屋西側と離れに関する変更案で、主屋東側の土間は変更がないので省略されている。史料 46 からの変更点は次のとおりである。

- ① 居室南列西側の㊸「拾六帖」の床は、西端に寄せ、西面は書院西面と同じ位置まで拡張している。
- ② 西面中ほどから西に突出する渡り廊下と雪隠が付加されている。
- ③ 離れが描かれ、その北側東端には押入付の㊹「四帖」がある。
- ④ その西には床・押入付の㊺「八帖」がある。
- ⑤ さらに西には床付の㊻「五帖半」がある。
- ⑥ それらの南北には縁がつく。
- ⑧ 南縁の西端南側には床付の「五帖」と湯殿が南北に並ぶ。

また、この平面図の離れとほとんど同じ離れ部分のみの平面図(史料 53)[写真 4-15]がある。

史料 49・53 を現状と比較すると、主屋は一致しているので完成図といえる。

一方、離れは現状と異なる点がある。まず、「八帖」の西面は、現状が一間半の琵琶床と半間の押入れであるのに対して、史料 49・53 では一間ずつの床と押入れとなっている。また、その西の「五帖半」の床は、位置が異なり、かつ現状より狭い。

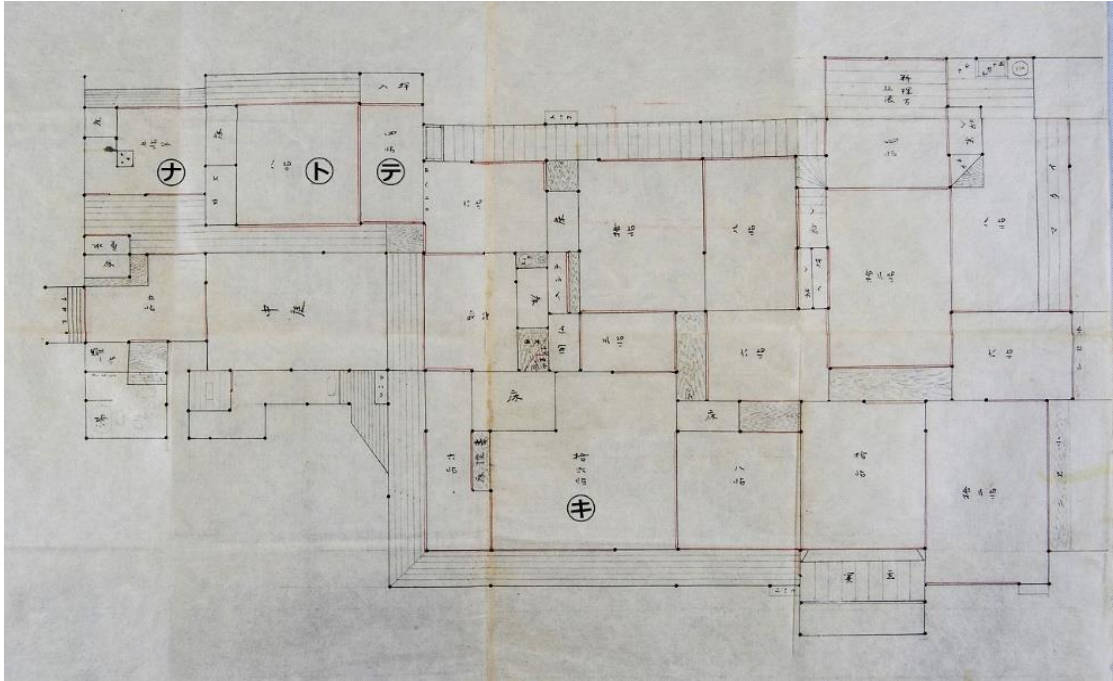


写真4-14 史料49 主屋・離れ平面图

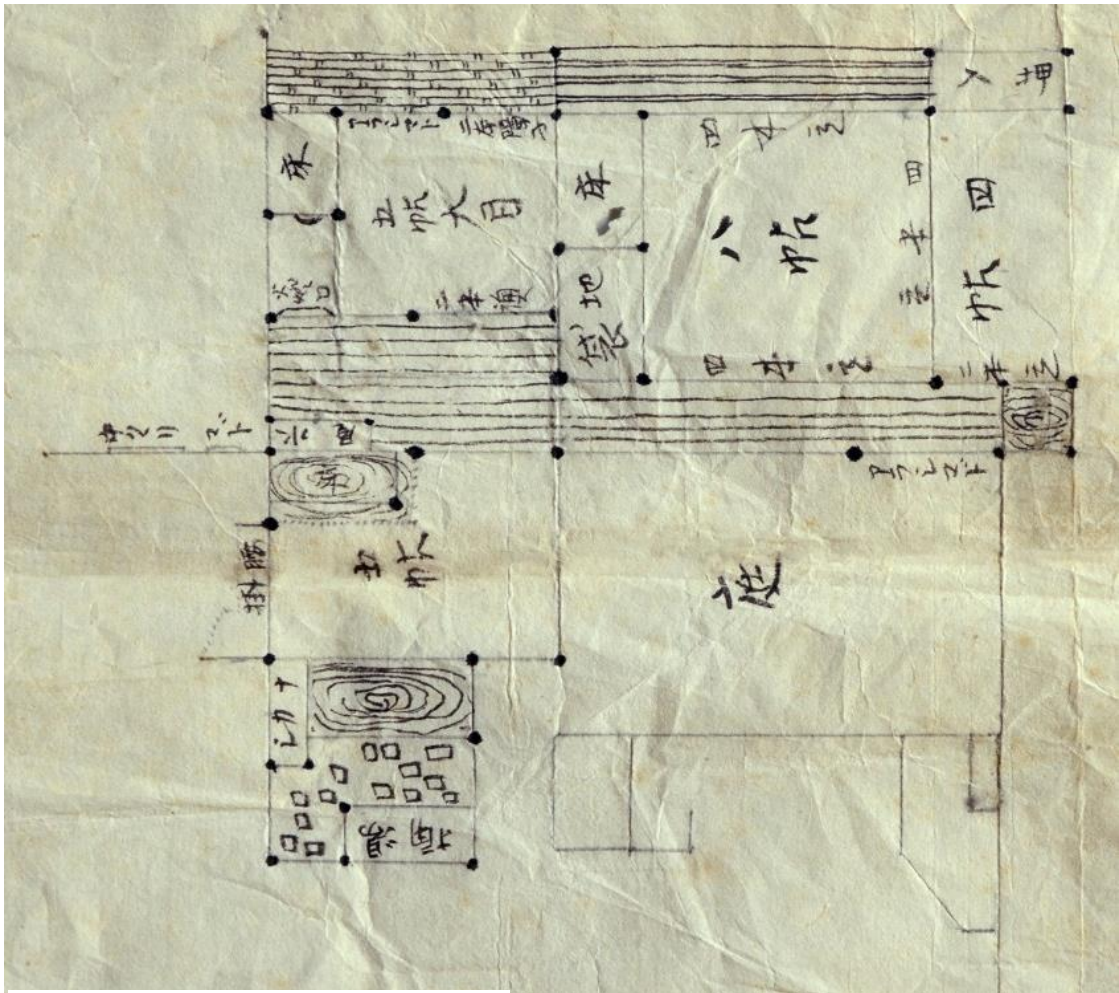


写真4-15 史料53 部分平面图

(11) 史料 38 [写真 4-16] 検討

史料 38 は屋敷全体の配置図で、主屋には「二階建、本宅、梁行六間半、桁行十三間半」と書かれている。しかし、これは四方の庇を含んでおらず、全体の大きさは梁間 7 間半、桁行 14 間で、変わりはない。また、主屋西面中ほどから西に突出して、渡り廊下付の雪隠が描かれている。その規模は、東西全長「貳間」、渡り廊下の幅「三尺」、雪隠が東西「一間」、南北「壹間半」と記されている。これを現状と比較すると、渡り廊下の長さが約一間短いことを除いて、ほぼ一致している。そして、離れの規模は、「桁行五間三尺」、「梁行三間三尺」、南面突出部「桁行三間三尺」、梁間「壹間三尺」と記されている。これは現状の規模とほぼ一致している。

加えてこの配置図には、明治 35 年に建設された下男部屋、辰巳隅職人部屋、表門が描かれているので、明治 35 年の家相図であることがわかる。つまり、若干の相違点はあるが、主屋と離れはすでに竣工した時期の図であることがわかる。

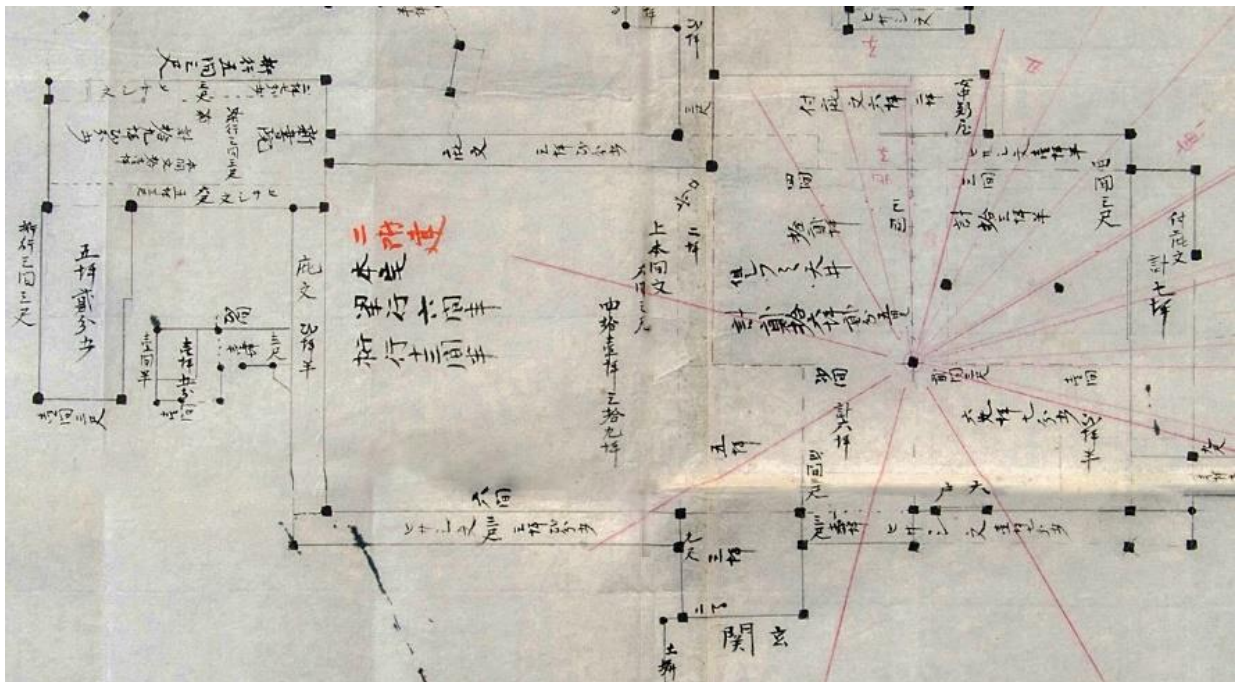


写真 4-17 史料 38 屋敷家相図(部分)

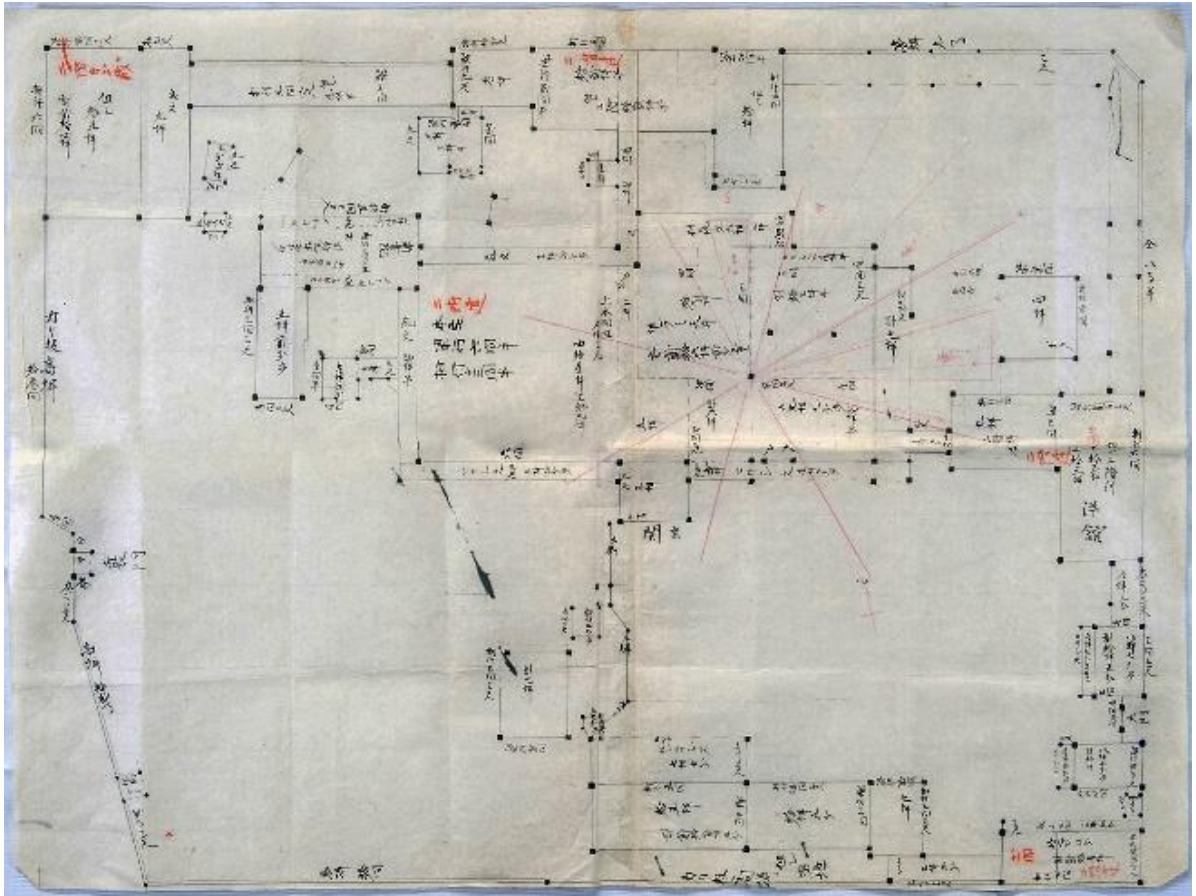


写真 4-16 史料 38 屋敷家相圖

第3節 主屋・離れの平面計画と建設経過

濃尾地震罹災当時、早川周造は28才で、20才で家督を継いでから8年後のことである。幼少から大垣藩儒野村藤陰に漢学を学び、華道は東山公正流、茶道は表千家碌々斎の指導を受けるなど、教養を身に着けた文化人であった。明治12年(1879)に三郷村戸長、同17年に南濃銀行頭取、高須第七十六銀行取締役になるなど、若くして社会的重責を担うだけの経験も備えていた。そのような経験があったからこそ、濃尾地震罹災直後も、冷静かつ客観的に、被害状況を分析することができ、それを『記録帳』(史料1)に残した。

主屋と離れの設計から建設の経緯をまとめると、『記録帳』には、主屋の柱立が明治25年11月14日に行われたことが記されているので、それまでには基礎工事を終えていたことになる。手斧始は25年3月15日であるので、その頃に工事に着手し、基礎工事にも真っ先に着手したのであろう。主屋平面計画は、9回にわたって平面図が書きなおされているが、少なくとも史料44は工事用の板図であるので、基礎工事着手前にはこの図面ができていたと考えられる。さかのぼって、最初に作成された史料39には、耐震対策の基本方針が明確に記されているので、濃尾地震直後に被害状況を分析し、耐震対策を考える期間を考慮すると、恐らく明治24年末頃に、この図とその草稿である史料40が作成されたと考えられる。したがって明治24年末から翌年3月までのわずか3か月ほどで、史料40・史料39→史料41→史料42・史料47→史料43→史料44の順に、これら7案が作成されたと考えられる。この間の変更点は、各室から建物全体におよぶ規模の変更や、主要座敷や茶室の床廻りの意匠の変更、押入の付加や撤去などである。これらの図面のうち、略図である史料40・史料39は、早川周造自らが書くこともできたであろうが、史料41から史料44は、定規を使って正確に描かれた平面図であることから、早川周造の度重なる指示に従って、大工棟梁がその都度書き直したものと考えられる。近代数寄者でもある当主が、主要座敷や茶室にこだわりを持って再三修正を加えているのはむしろ当然ともいえるが、内向きの部屋の修正や押入れの変更、すなわち内向き部分の機能性まで納得いくまで検討していることにも注目したい。いまだ建築家としての職能が確立していない時期において、設計者として建築に造詣が深い当主が、施工者としての大工棟梁に再三にわたって図面を書き直させながら、設計を固めていった過程を読み取ることができる。

史料45および史料46は、主屋工事中の変更と考えられるが、主要座敷の床廻りの配置や意匠、勝手廻りなど本体構造に影響の少ない範囲の変更が行われるとともに、離れの設計にも着手している。

この時期の主要座敷や茶室の検討に際しては、茶匠等の協力も得ている。『記録帳』には、「座

敷廻起絵図ハ、吉田昭和ナリ」と記され、また「 広間吉田昭和起絵図不完全ノ処アリ。京都ヨリ武者小路小川上ルノ官休庵千宗守ヲ聘シ相談セリ。ノ故ニ床澁ノ好アリ。又ランマワク付ノ好ノアリ。六畳席ニ和敬室ノ額アリ。ノ此間多クハ楽吉左衛門之座敷ヲノ模ス、其後名古屋村瀬玄仲来リ、ノ種々相談ス。官休庵来臨ノ節、ノ手水鉢八枚(鉢前)組ミ好ム。」と記されている。そして、史料 62 は、広間床廻りの柱と床框や落とし掛けの納まりを描いた詳細図で、左下に「(明治)廿七年六月廿六日ノコヤ村瀬先生右図ニテ定ル。ノ竿澁化込床コ柱面内納リニテ定ル」と記されている〔写真 4-18〕。さらに同年 10 月 20 日付の、主屋広間の床框に関する官休庵(武者小路千家第十一代千宗守一指斎)から早川周造宛の書簡(史料 25)もある。このあと主屋の木工事を終え、ほどなく竣工したと考えられる。このような主屋の最終段階で、離れの設計に伴って、主屋北西隅の二室を湯殿と露地に変更する史料 48 が、吉田昭和から提出されたわけである。早川周造がこれを採用しなかったのも当然であろう。

史料 49・53 は、明治 27 年頃に作成されたと考えられるが、主屋は現状と一致しているものの、離れが若干異なる。『記録帳』によると、離れの嵯峨廼舎・御室・湯殿雪隠は、明治 32 年 6 月 5 日に建前が行われているが、それに先立つ明治 28 年 10 月下瀬の年紀のある史料 11『嵯峨廼舎小室附風呂便所費留』〔写真 4-19〕が存在するので、これは史料 49・53 の案における見積りである

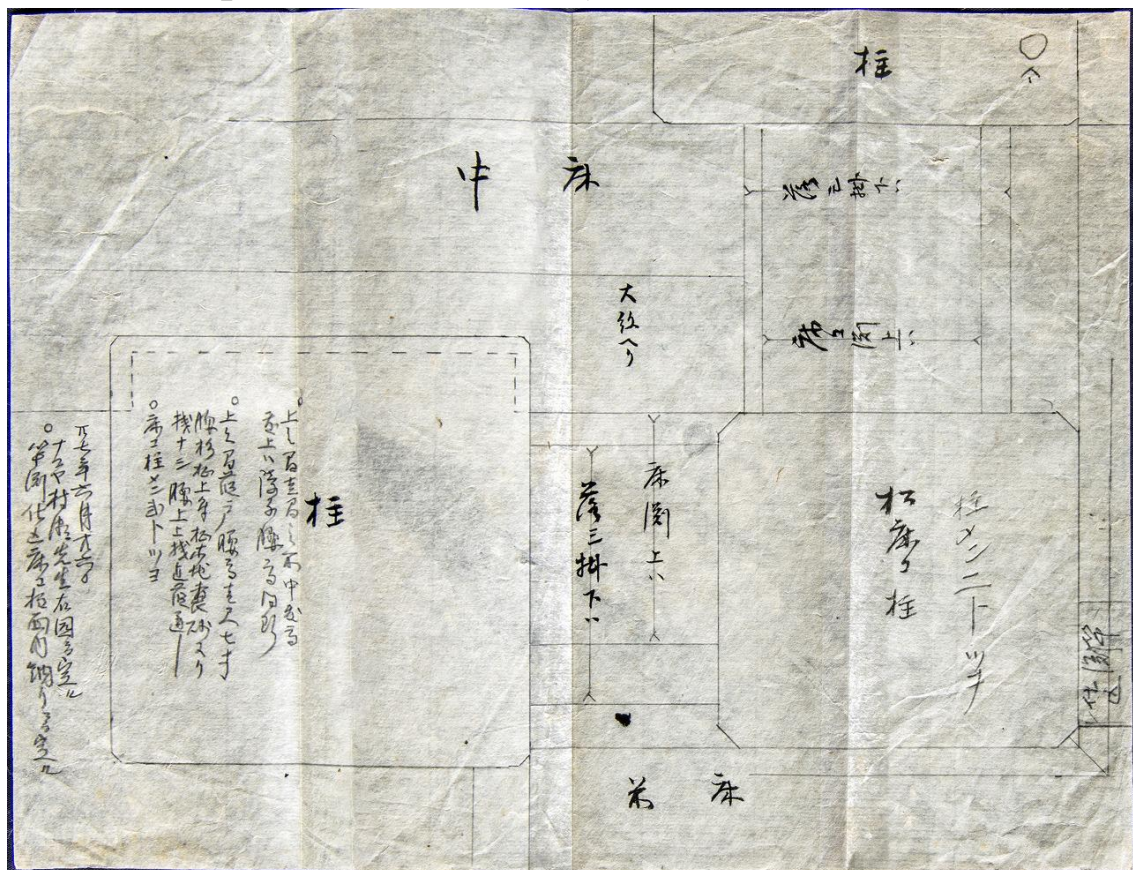


写真 4-18 史料 62 上の間(広間)柱納まり

と考えられる。

以上のとおり、主屋の工事に着手した後は、史料 45→史料 46→史料 48→史料 49・53 の順に、図面が作成された。

ここまでの経緯からすると、離れの工事をそのまま継続してもよさそうであるが、明治 29 年 7 月、同年 9 月、翌 30 年 9 月と、3 度にわたる木曾三川の氾濫によって大洪水に遭い、早川周造はその復旧工事に全力を尽くすこととなる。一方、明治 30 年 6 月には、高額納税者の互選により、彼が岐阜県選出の貴族院議員に当選し、中央での議員活動も忙しくなった。離れの新築は、一時中断せざるを得なくなった。その後、明治 32 年 5 月に史料 12『嵯峨廼舎おむろ新築諸経費 但中止後再着手』〔写真 4-20〕が作成され、同年 6 月 5 日に嵯峨廼舎・御室・湯殿雪隠の建前を迎えた。離れの建設では、二人の茶匠、村瀬玄中と磯矢宗庸が、さらに深く関与することとなる。『記録帳』には、「さかの舎ハ磯谷宗庸好。をむろハ村瀬玄中好。其他ノ湯殿雪隠予ノ好。ノ明治卅二年六月五日午前八時建前。大工ノ名古屋市横三蔵町河村

和七外七人、日雇鎌吉」と記されている。

その後の記録はなく、離れの竣工年は明らかではないが、明治 35 年に屋敷周辺の下男部屋・辰巳職人部屋・表門が建設されており、史料 38 の屋敷家相図には、それらも含めて、離れが現状の規模で描かれている。これが最終段階の図である。

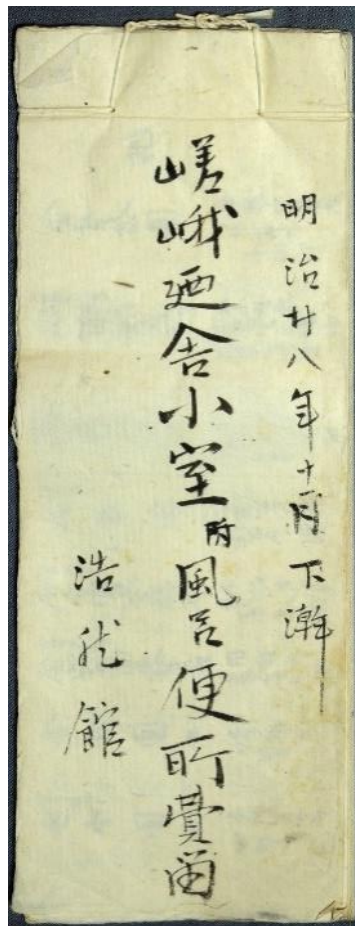


写真 4-19 史料 11
嵯峨廼舎小室附風呂便所費用留

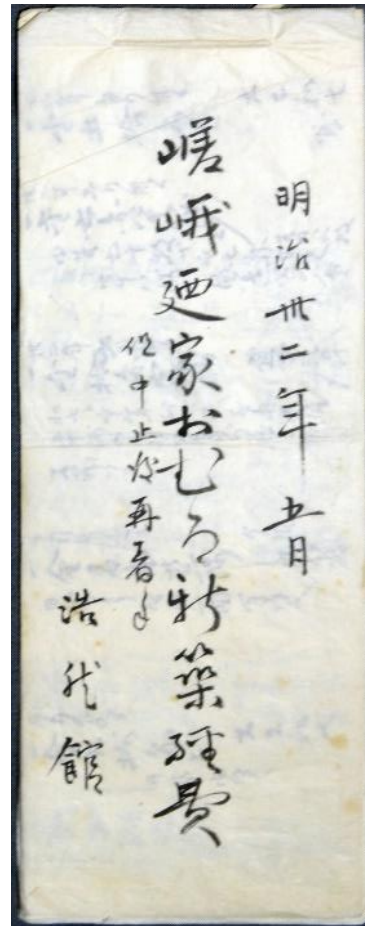


写真 4-20 史料 12
嵯峨廼舎おむろ新築諸経費
但中止後再着手

第4節 小結

早川家所蔵の主屋・離れに関する平面図 13 点から、建設当時の平面計画と建設の経緯を詳細に読み解くことができた。濃尾震災で屋敷が甚大な被害を受けた後、短時間のうちに早川周造自らが被災状況を調査し、濃尾地震の教訓を活かした耐震計画を立て、建物全体から各室にいたるまで、規模の変更や、床廻りの意匠の変更、家相による部屋の大きさの変更など、再三にわたって修正図面を作成している。特に、主要座敷や茶室については、工事着工後も茶匠等の協力を得て納得いくまで行っているが、内向き部分の機能性においても納得いくまで検討していることにも注目したい。いまだ建築家としての職能が確立する以前、大邸宅の建設に際して、大工よりも、むしろ建築に造詣の深い当主の意向によって、平面計画、意匠計画が行われたことを、具体的に検証することができた意義は大きいといえよう。早川家住宅は、建物と豊富な建築関係文献史料の両方がそろっており、建築史的・文化財的価値が極めて高いといえる。

第5章 書簡・図面史料による室内意匠の検討経緯

前章までは、早川家の耐震建築としての特質と、平面計画の変遷について考察してきた。本章では、代々交流があり、早川家とつながりが深かった茶匠と早川周蔵との間で取り交わされた書簡をひもときながら、室内意匠の検討をすすめていった経緯について考察していく。

早川周蔵は早くから大垣藩儒野村藤陰から漢学を学び、華道は東山公正流、茶道は表千家碌々斎の指導を受けていた。早川家は代々京都の文化人との交流があり、表千家とのつながりはとりわけ深く、明治維新で、茶華道の宗家が経済的な苦境に立ったときにも、積極的に支援し続けた。このことが、周造にとって後々大きな力となり、その人脈から得る考え方は、生涯を通して周造の行動の礎となった。

第1節 早川家の建築に関する書簡および図面

早川家の建築関係の書簡および関連する図面史料〔表5-1〕には、史料名として書簡の概要と作成者・発信人、受取人、作成時期を項目に挙げた。〔表2-2〕(p.11)にも記したように、早川家主屋と離れの建設時期は大きく2期に分けることができ、明治25年から27年にかけては主屋、明治32年は離れを手掛けた。書簡や図面の作成者は、主屋、離れともに、茶道に関連する要職の人物である。

	史料名	発信人	受取人	作成時期
主屋	19 木材見積に関する書簡 1通	中亀(京都)	早川周造	明治25年4月4日(1892.4.)
	20 残月床框他に関する葉書 1通	楽吉左衛門	長谷川	明治25年4月14日(1892.4.14)
	21 上京させた棟梁伊藤市郎次を不審庵・大徳寺へ紹介したことなどに関する書簡 1通	堀内松翁	早川周造	(明治25年)6月19日(1892.6.19)
	25 主屋広間床框に関する書簡 1通	官休庵	早川周造	明治27年10月20日(1894.10.20)
	48 二階並広間湯殿起絵図(離れ平面計画図他) 3枚	吉田昭和		明治25~27年(1892~1894)頃
	62 上の間(広間)柱納まり 1枚	村瀬玄中		明治27年6月26日(1894.6.26)
離れ	28 図面の打合せに関する書簡 1通	磯谷宗庸	早川周造	1月23日
	29 嵯峨廻舎・引手・琵琶台、御室襖・引手・かた紙・瓢箪窓に関する書簡 1通	村瀬玄中	早川周造	明治32年6月8日(1899.6.8)
	30 御室瓢引手。地袋襖絵、嵯峨廻舎ケンドンの戸調整に関する書簡 1通	村瀬玄中	早川周造	(明治32年)20日(1899.-20)
	31 御室山竹・蛤棚寸法・唐紙・地袋意匠、嵯峨廻舎琵琶台・ケンドン下絵・便所窓に関する書簡 1通	村瀬玄中	早川周造	(明治32年)7月2日(1899.7.2)
	32 御室引手等に関する明日庵玄中からさかのや貴主宛書簡 1通	村瀬玄中	早川周造	(明治32年)8月5日(1899.8.5)
	64 「弊屋縮図」(嵯峨廻舎起絵図) 1枚			
	65 嵯峨廻舎図面 5枚			
	66 嵯峨廻舎羽目板桜花透し彫拓本(磯谷歎之介) 2枚	磯谷歎之介		明治33年8月2日(1900.8.2)
	67 嵯峨廻舎平書院羽目板桜花透し彫図 1枚			
	68 小室起絵図(村瀬玄中撰) 1式	村瀬玄中		
	69 御室風炉先窓詳細図 1枚			
	70 御室蛤棚原寸図 1枚	村瀬玄中		
	71 手拭かけの図 1枚	村瀬玄中		
	72 藪内好すかし突上図 1枚	藪内		

第2節 木材の調達

「記録帳」の「木材」の部分には、屋敷普請のための木材の調達元が、数種類にわたり詳細に記録されている。ここでは、「記録帳」を中心に読んだうえで、各書簡に関連した記述がある場合に、引用して考察をすすめた。

① 檜・ツガ類は加茂郡下麻生長谷川金左衛門が、名古屋出張所から送る。

加茂郡の長谷川金左衛門は、檜やツガだけではなく、銅板にも関わっていたようである。史料7の「松尾和助から長谷川宛の銅板見積書」には明治25年4月8日という日付がある。また、銅板については史料6「長赤銅板数量」、史料8「赤板銅再調」があるが、いずれも日付は書かれていないため、この文書が作られた明確な時期はわからないが、おそらく同年と考えても問題ない。

② 大黒柱、庭大黒、入口カブキ鏡柱は、大坂浅田荷造り方にて、上等の槻買入。

大黒柱や主要な柱は上質な槻材を大阪で買い求めた。

③ 野物、松材は古来所有の幡長松林、居村松林にて伐採。

仕上げが見えなくなる箇所木材は、早川家が所有していた林で伐採し、自力で調達したことがわかる。

④ 丸太類は京都鷹ヶ峯、杉桁、タルキ、小マイ、広小マイ杉桁類は、京都高倉押小路上ル中亀にて買入。

史料19「木材見積に関する中亀からの書簡」には、日付のみが記され、年号が書いていないのだが、仕事の進行上の性質から考えて、見積検討は屋敷普請が開始段階で行うため、すべての書簡の中で先駆けた時期、手斧始めの直後と考えられ、明治25年4月4日とした。ここでは、記録帳にもみられるように、柱材、天井材、内外杢天井材など、仕上げが重要な位置に使う立派な木材を買い求めたことがわかる。

⑤ 奥拾帖廻り洩、竿洩、杉桁は、岐阜雛美にて買求。

新屋敷内に奥拾帖の部屋は計画上見当たらないが、最も広い十六畳の座敷のことを指すと考えた。

⑥ 天井板は、元部屋のものを用いる。神棚の間天井板は元書院入側の板。

当然新しく購入するばかりではなく、既設屋敷に使われていた木材をリサイクルした史料も残されており、史料4「在来品」には元屋敷の三カ所、八帖間、四畳半、三畳大目の板類が移設されるため記載されているので、「記録帳」の内容と一致する。特に、床天井材は杉桁とあるので、旧屋敷の上質な木材は新屋敷へと移設されたのがわかる。

これら6点の記述によりより、新屋敷の木材類は、購入品、在来品、所有地から伐採されたものという三種のものがああり、購入先は岐阜や名古屋という比較的身近な都市からであったり、京都や大阪というように商業の集約地から買い求めたり、使用箇所と用途により、適材適所に各地から取り寄せられたのがわかる。また、新居は全て新しい材料と取り揃えて建設したわけではなく、旧屋敷の木材を新屋敷へと活用していることは、経済的にも考慮されており、現在の再生品利用の発想と同種と、とらえることができる。

第3節 主屋の意匠計画における茶匠による検討

(1) 主座敷

(1)-1 「記録長」主座敷の項にみられる茶匠の助言

早川周造は幼いころの教育環境が影響し、茶匠と親密な交流があったが、屋敷普請においても多大な助言をうけていたことが、「記録帳」からわかる。室内意匠について相談をした記録が残っている茶匠は五名で、吉田昭和、村瀬玄中、第12代楽吉左衛門弘入（千家十職）、武者小路千家第11代一指斎宗守官休庵、表千家第11代碌々斎宗左（隠居後は宗旦と名乗る）である。そして、座敷の製作者としては五名おり、その中でも茶道関係者は二名で、千家十職の金物師・第8代当主中川浄益や、指物師・第11代当主駒沢利斎である。製作者の中には、茶匠ではないが、画師が三名おり、吉川弘道、牧田種麿、榊原文翠の名が書かれている。

「記録帳」の各部分の詳細の記述を列挙している箇所に、「座敷廻起絵図ハ、吉田昭和ナリ。」と記されている。この起絵図は史料48〔写真5-1〕の「二階並広間湯殿起絵図」に相当し、そこには、4ヶ所の起絵図がみられる。右から時計回りに、「廣間床」、「湯殿カベ土間廊下之図」「四畳半大目ノ間床」、「七畳ノ間床」が書いてある。日付は書かれていないが、床廻りの柱納まりを詳細に描いた図面である史料62「上の間（広間）柱納まり」が明治27年なので、主屋の計画が始まった明治25年から27年の間に書かれたものと推測できる。

周造は19年に邸内の茶室「今日庵」を吉田昭和に依頼したことがあり、「記録帳」に記されているので、新居の座敷の起絵図も同様に依頼する運びとなったと推測できる。史料48の吉田昭和の起絵図はどの段階で作成されたのか、と問いかけながら起絵図をみると、まず、「廣間床」の絵は、床の左側に縁巾の廊下が描かれているので、鞘の間等の緩衝空間が計画されていなかった時期、すなわち、まだ書院が縁に直接接していた時期に書かれており、屋敷計画の初期段階、すなわち明治25年頃であることがわかる。

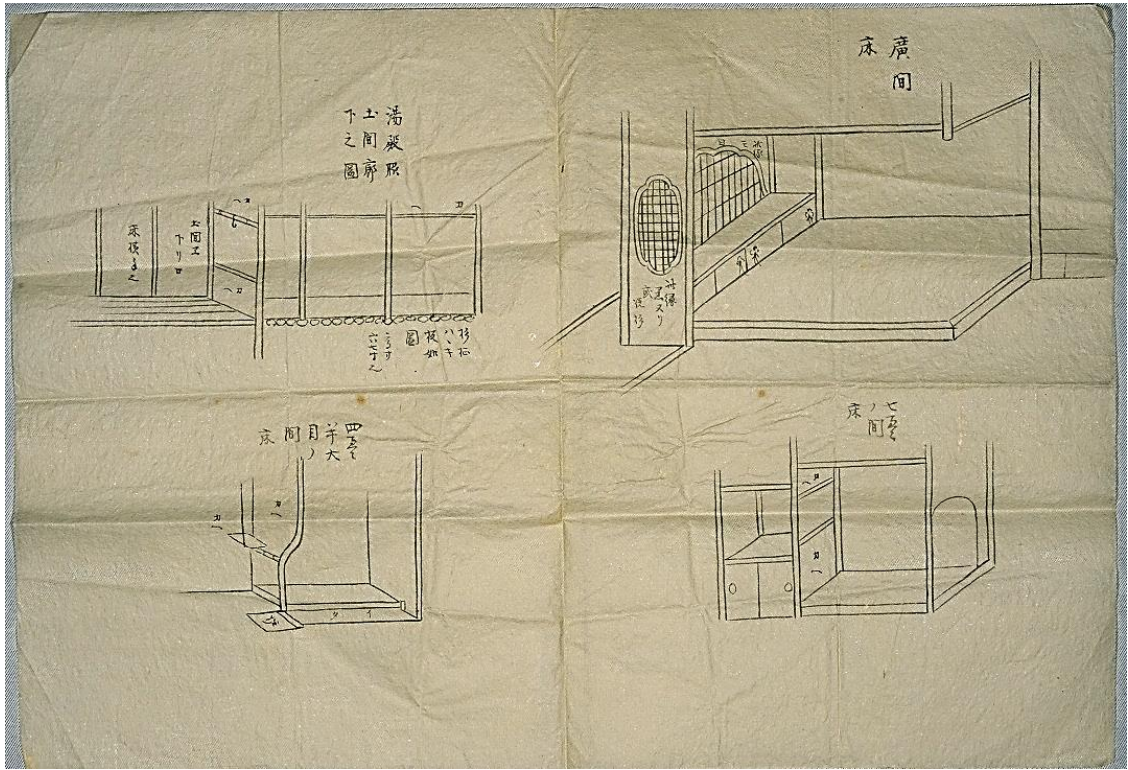


写真5-1 史料48図 二階並広間湯殿起絵図

また、その他にも、いくつか提案されている。床に書院が併設されている点、書院の障子が花頭窓形に書かれている点、床の袖壁には木瓜の下地窓があるなど、起絵図の案は、そのまま新座敷の意匠に採用されていない点からみても、この図面は計画の初期の段階でつくられたものだと判断できる。このように、いくつも案が出され、当主早川周造は検討し、案を詰めていった。

(1) - 2 原案を元に他の茶匠が計画をさらに詰めていく

記録帳には、さらに、「広間吉田昭和起絵図不完全ノ処アリ。(中略) 其後名古屋村瀬玄仲来り、種々相談ス」と記されているところから、吉田昭和の原案を基に様々な茶匠の助言を合わせて、座敷の計画をすすめていった。

史料53「部分平面図」7枚の中には、「主屋 広間 座敷飾り通し図」〔写真5-2〕がある。この透視図の作者についての記載は残されていない

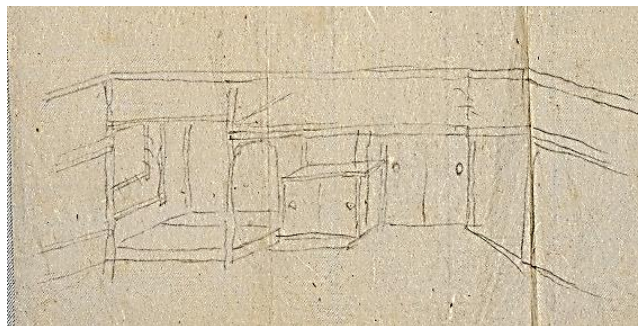


写真5-2 史料53部分平面図より主屋広間座敷飾り透視図

が、吉田昭和の起絵と比較すると、5点違いがある。まず、二畳床の右には上部が半円形の狝くぐりがある、その右の座敷の部分には飾り棚があり、床柱もある。床の左には長方形の開口があり、若干の奥行があるので、書院を隣接させているようにも見える。この案も即座に実現させたというよりは、検討で出された案と考えられる。吉田昭和の起絵図とこの透視図にみられるように、茶人にとって大切なおもてなしの空間には、様々な案が検討された。

史料 20 は明治 25 年 4 月 13 日の消印で、楽吉左衛門から早川周造へ宛てた葉書である。楽吉左衛門は千家十職の一つで、楽焼茶碗を製作していた第 12 代楽吉左衛門弘入である。「記録帳」には上の間の項に、「多クハ楽吉左衛門之座敷ヲ模ス」とあり、さらに、屋敷の中でも最も注目される主座敷の相談をする、というところから、楽吉左衛門と早川周造の親密さが読み取れる。葉書の内容は、早川周造が上の間・残月床の框の詳細について楽吉左衛門に相談し、その返事として丁寧な文章で書かれ、送られたものであり、床框の作り方についての助言が書かれていた。

(1) - 3 村瀬玄中による詳細図

史料 62 [写真 4-18] (p 40) は上の間 (広間) 柱納まりである。この史料の中には、右から注記が次のように記されている。

「柱／落シ掛下ハ／床コ淵上ハ／竿淵仕込／枕床コ柱／柱メン二分ツヨ／床中／大紋入り／床淵上ハ／落シ掛下ハ／床前」

「柱」の部分

「・上之間老間之所中敷高／敷上ハ障子腰高同断

・上之間部戸腰高老尺七寸／腰杉柱上等柱木地裏砂スリ／棧ナシ腰上上棧迄部通し

・床コ柱メン二分ツヨ」

上の間一間の主座敷と縁境の南東部分は、障子の腰高と同じ高さであること、高さは一尺七寸で、材料は上等の杉柱であるが記されている。

また、「・床コ柱メン二分ツヨ」と、二箇所を書いてある。床前面と側面には「床縁上ハ」、「落シ掛下ハ」の納まり位置も示しており、「床中」前部分には「大紋ヘリ」付きの畳を使うことと、その位置も明確に示されている。

吉田昭和が示した起絵図は一部分のイメージだったが、村瀬玄中は実際の施工に当たって必要な詳細を、部屋全体の調和を保ちながら具体化した図面を作って、明確に指示した。明治時代には、このように茶道をしながら、庭や屋敷の普請を受け持つような茶匠が

いたというが、それにしても、大工棟梁が作ったと思えるほど詳細に柱の図面を作っていることに、驚くばかりである。

(2) 庭

「記録帳」の庭の部分にみられる、茶匠からの助言をみていくと、庭の計画には三人の茶匠と周造自身に関わり、施工には千家十職の二名関わったことが書かれている。

- ① 名古屋大須の村瀬玄中が、本宅前の飛石、中門前より西の方の大檜までの上がり段一面と、井戸燈籠位置、棕櫚・楊・橘の植込み、大石臥置、寒竹、松の位置を好んだ。
- ② 武者小路千家第11代一指齋宗守官休庵は本宅前の手水鉢を好んだ。
- ③ 表千家第11代碌々齋宗左は利徳庵前左右のツクバイを好んだ。
- ④ 周造本人はそのツクバイの落口辺りを好んだ。

さらに、千家十職の名前も挙がっている。

- ⑤ 釘隠引手は浄益と名古屋一東齋に出来た。釘類はすべて浄益の作である。〔写真5-3〕

- ⑥ 欄間桐透しは武者小路千家第11代一指齋宗守官休庵好みで、書付もある。駒沢利齋の刻印もある。

〔写真5-4・5-5〕

村瀬玄中は、庭の石や植木についてばかりでなく、前術のように主座敷床の間の柱や落掛けの詳細な位置の指示まで細部にわたり指示をしたということに、驚かされる。さらに、離れの座敷「嵯峨廼舎」襖絵や引手の提案、進行状況をくまなく把握してすすめている。そして、茶室「御室」では、主要設計者となっているので、早川周造からは厚い信頼を得ていた存在であったのは疑う余地もない。



写真5-3 釘隠 中川浄益作



写真5-4 欄間 武者小路千家第11代一指齋宗守官休庵好み 千家十職駒沢利齋作

(3) 堀内松翁による書簡

以上は「記録帳」にみられる茶匠の記述であるが、その他にも助言者がおり、その他の書簡にみられる茶匠を次に挙げていく。

史料 21 は「上京させた棟梁伊藤市郎次を不審庵・大徳寺へ紹介したことなどに関する書簡」で、表千家の宗匠を務める堀内家第 8 代当主堀内松翁から早川周造への書簡である。明治 25 年（1892）6 月 19 日の日付が入っている。この年表千家不審庵では第 10 代久江斎の三十三回忌あった年で、この書簡に書かれた内容と日付とも一致する。この書簡の中で、堀内松翁は、大工伊藤氏を案内し堀内家の茶室の窓を採寸したこと、そして、不審庵や大徳寺にも案内したこと、御座敷についてもいろいろ相談されたことを、早川周造に報告している。このことから、早川周蔵は、まだ屋敷の計画が具体的になるより以前に、知人の茶匠を通じて、屋敷普請に関わる大工に、知識を学ばせていたことがわかる。

(4) 官休庵による主座敷床框の施工方法の助言

史料 25 は「主屋広間床框に関する官休庵から早川周造宛書簡」明治 27 年 10 月 20 日である。ここで、主座敷の床框の漆の塗り方を検討しており、朱漆では乾ききらない心配があるため採用できなく、自然な修正をすることは推奨できる、という主旨の提案があった。その後の経緯については読み取れないが、茶匠官休庵武者小路千家第十一代千宗守

一指斎が、主座敷床の仕上げ方法について関わっていたことがわかる。床框については、楽吉左衛門とのやりとりを前述したが、座敷の主要部分であり、当主の関心が大いに注がれる箇所に、相談相手をかえて、何度も検討を重ねていたことがわかる。

以上が主座敷に助言した茶匠の記述である。これまでの屋敷建設の経緯から、主な座敷の建設の方法は、吉田詔和が中心となり、主座敷について原案を作り、それを元に、各地の交流のある茶匠に相談し、助言をもらい、施工に移すために図面を追加した経過がわかる。また、交流のある茶匠を介し、既にある建物を見学させてもらうなど、普請に関わる職人は確かな情報を学びながら、新居を計画し、建設していった背景を読み取ることができる。



写真 5-5 欄間の押印 武者小路千家第 11 代一指斎宗守官休庵による「漆々軒好 花押」

第4節 離れの意匠計画における検討

(1) 嵯峨廼舎の設計者-磯谷宗庸

早川周蔵は、離れ建設のために、主屋が完成した直後の明治28年10月に、史料11「嵯峨廼舎小室附風呂便所費留」〔写真5-6〕を作成したが、主屋竣工の翌年に水害により被害を受け、さらに、明治30年6月に早川周蔵が貴族院議員に当選したため、工事をやむなく一旦中止した。そして、時期が落ち着いた頃を見計らい、資料12「嵯峨廼舎おむろ新築諸経費 且中止後再着手」〔写真5-6〕を明治32年5月に作成し、離れの建設を再開した。

「記録帳」の「嵯峨廼舎小室 附湯殿雪隠」の項に、「さかの舎ハ磯谷宗庸好。をむろハ村

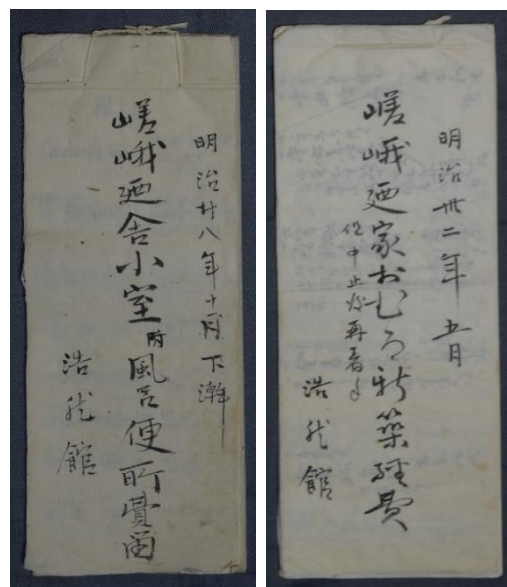


写真5-6 史料11 嵯峨廼舎小室附風呂便所費留，史料12 嵯峨廼舎おむろ新築諸経費 且中止後再着手

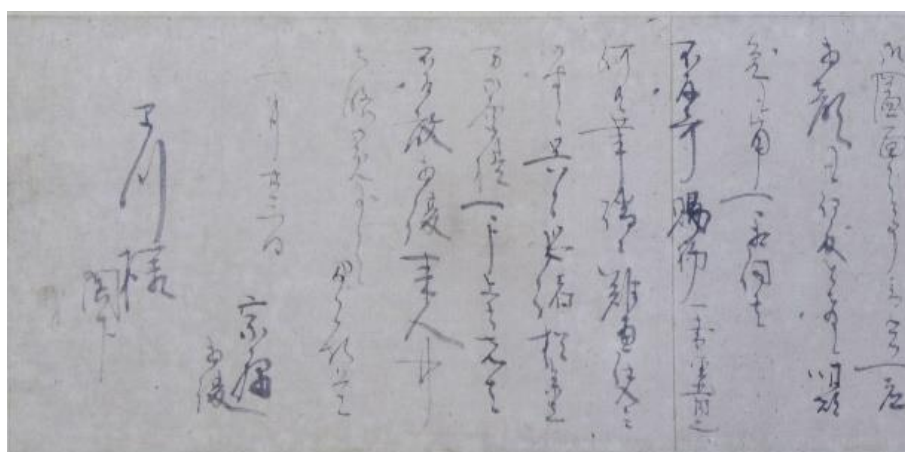
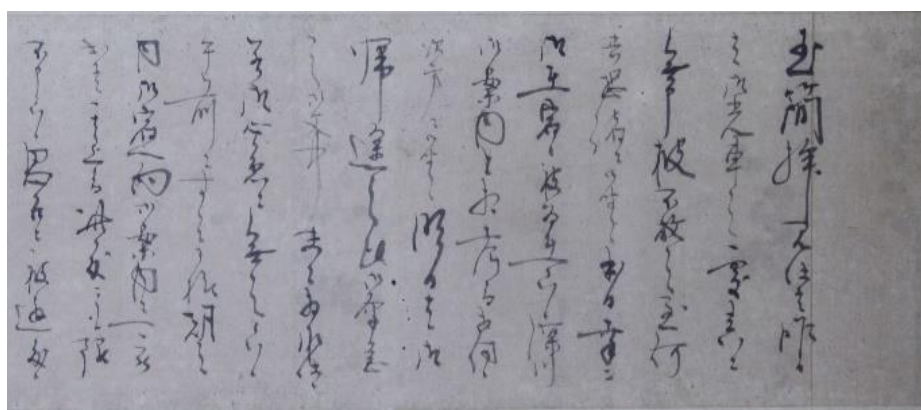


写真5-7 史料28 図面の打合せに関する磯谷宗庸の書簡

瀬玄中。其他／湯殿雪隠予ノ好。／明治卅二年六月五日午前八時建前。」と記録されているところから、はなれの嵯峨廼舎、御室などは明治 32 年に建設したことは明瞭である。

嵯峨廼舎を設計した磯谷宗庸は、東京都深川区の清澄庭園の作庭をしたことで知られる京都の茶匠である。史料 28 は磯谷宗庸から早川周造に宛てられた手紙である〔写真 5-7〕。書き手である磯谷宗庸は、その手紙の中で、「深川をご案内しようと思っている。」ことも書いているが、それは、磯谷宗庸自身が建設に関わった庭園に早川周造を案内しようとする提案ともとれる。書簡の主旨は当主早川周蔵と直接対面して、一度図面の打ち合わせをしたい、との内容となっているので、嵯峨廼舎の設計を磯谷宗庸が担当したことの裏付けと理解できる。書簡の作成年は書かれていないが、離れの計画を再開した時期の、明治 32 年と推測することができる。

磯谷宗庸は、早川家史料のなかで次の 4 点を作成した。史料 64 「弊屋縮図」〔写真 5-8〕、史料 65 「嵯峨廼舎の図面」 5 枚〔写真 5-9, 5-10〕、史料 66 「嵯峨廼舎羽目板桜花透し

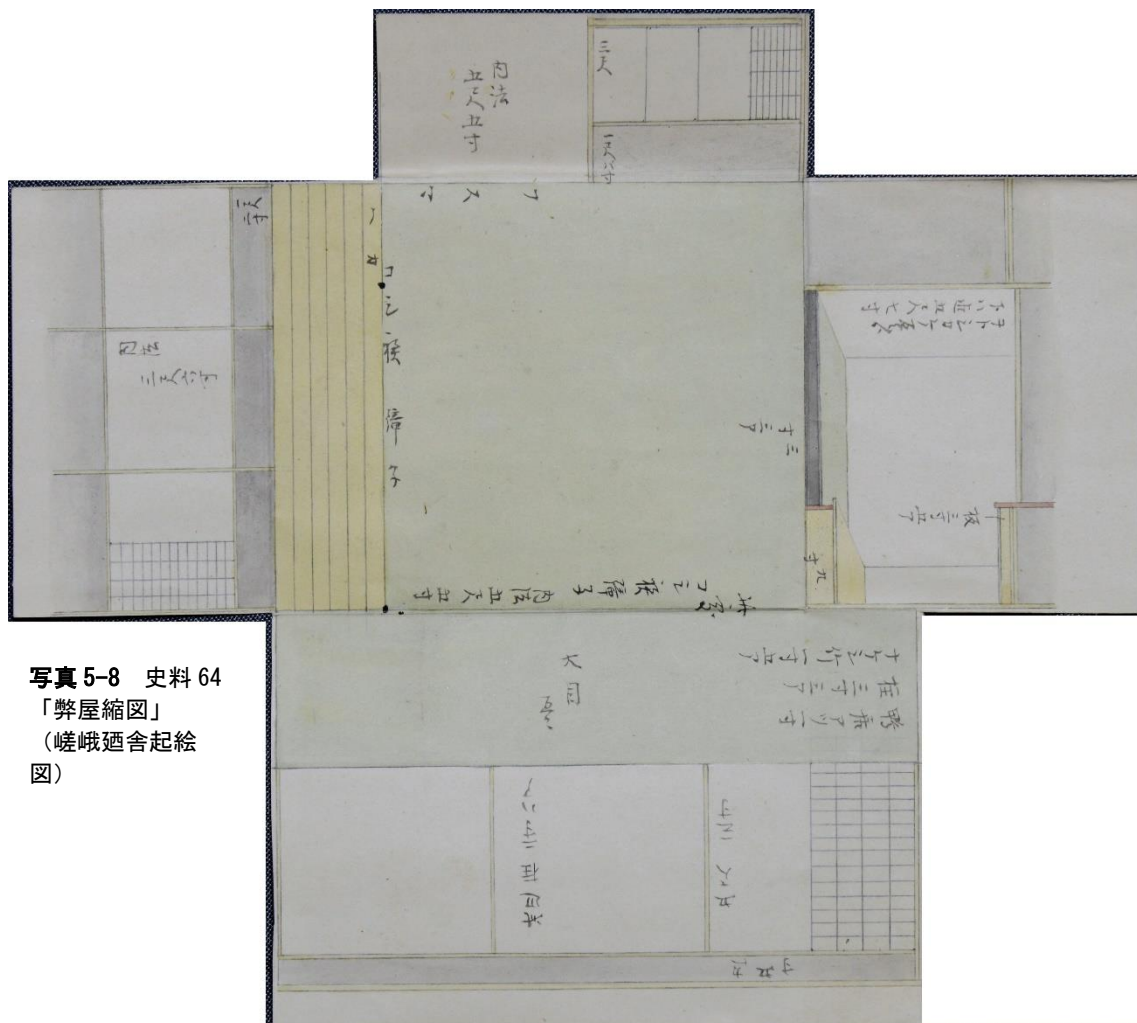


写真 5-8 史料 64
「弊屋縮図」
(嵯峨廼舎起絵
図)

彫り拓本」〔写真 5-11〕, 史料 67「嵯峨廼舎平書院羽目板桜花透し彫図」〔写真 5-12〕であり, 作成した順序も記入したとおりである

史料 64「弊屋縮図」は嵯峨廼舎の起絵図〔写真 5-8〕で, 手紙で早川周造に申し出ていたように, 最初にこの起絵図を作成してから, 周造と対面・相談し, 部屋の詳細を詰めていったと考えられる。図面といっても, まだ現実味のない「絵」であることがわかってい

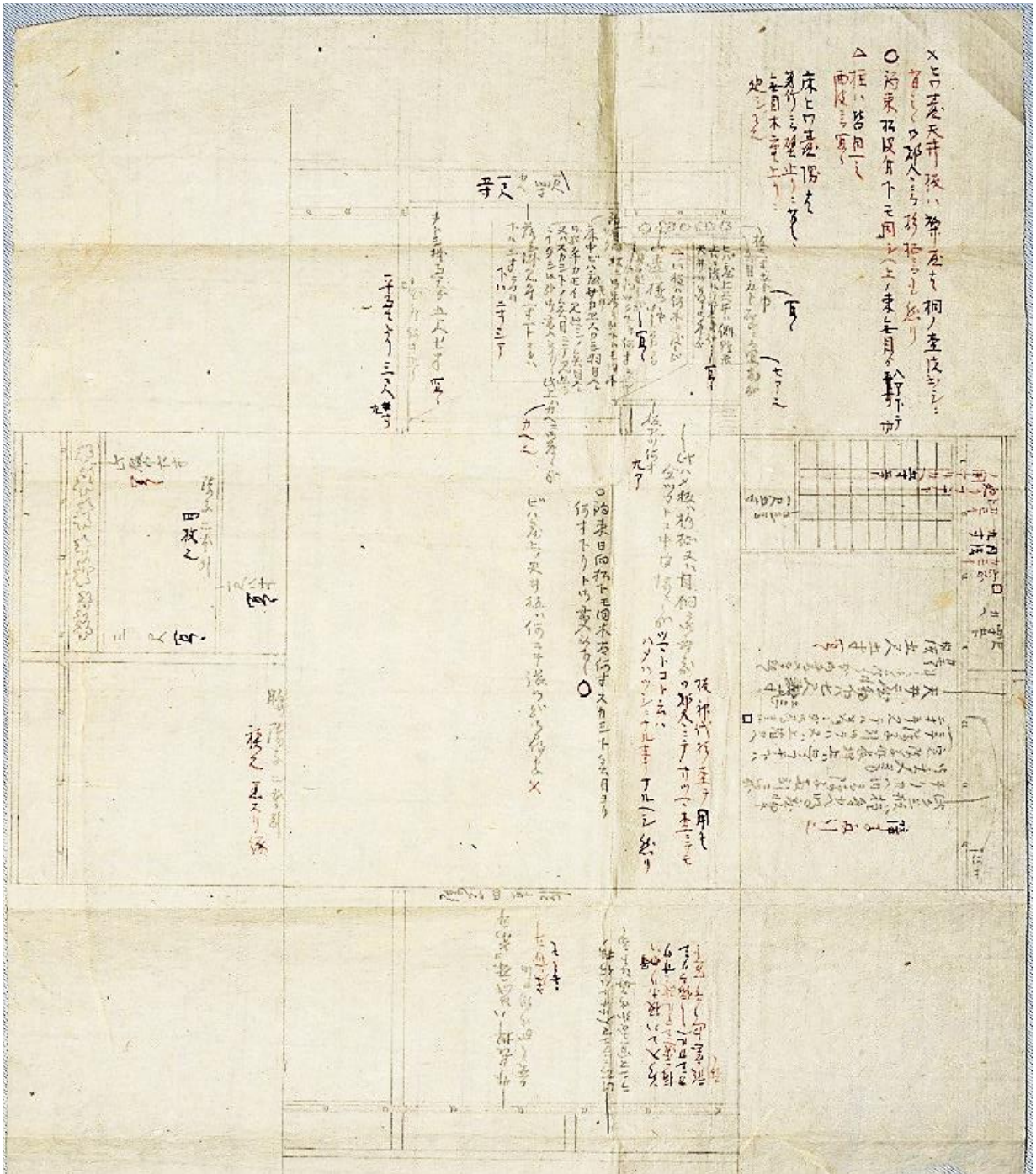


写真 5-9 史料 65-1 嵯峨廼舎図面 1

るためか、表紙には、「御一笑に封入す」と、謙遜しながら添え書きしている。

史料 65-1〔写真 5-9〕の「嵯峨廼舎図面」1では、起絵図の原案を写し取った図面に、村瀬玄中が詳細を考え、墨で記入し、わからない部分には問いかけを書いている。そして、磯谷宗庸は朱書きで、自分の意図と同じ問いかけに対して、「宜し」と記し、寸法を

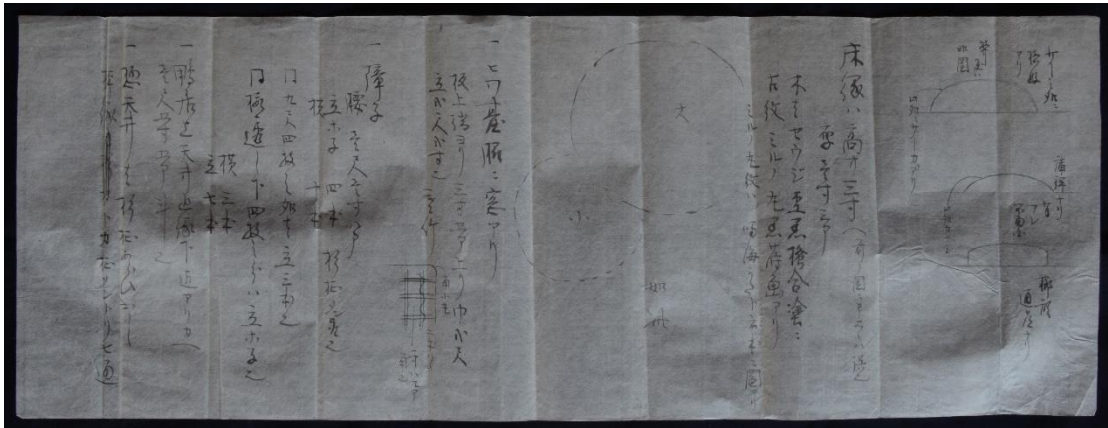


写真 5-10 史料 65-2 嵯峨廼舎図面 2



写真 5-12 史料 67 嵯峨廼舎平書院羽目板桜花透し彫図



写真 5-11 史料 66 嵯峨廼舎羽目板桜花透し彫拓本

問われた部分には「九部」などと答えを書き、対話形式で計画がすすんでいることがわかる。また、図面の右端の余白には、朱書きで琵琶台の材料などの詳細が詳細に書かれており、磯谷宗庸は、材料の指示を明確にしている。

史料 65-2「嵯峨廼舎図面」2〔写真 5-10〕には、前述した「嵯峨廼舎の図面」1に補足した検討が書かれている。まず、欄間に楕型の開口を開けることについて、三案の形状を検討している。ただし、この案は史料 65 の二枚の図面の中で検討されたが、実現しなかった。

また、透かし彫りの原案として、何かしらの図柄を、「大」・「小」の図案を組み合わせることを提案している。その他、琵琶台の脇に琵琶台板上端から三寸五分上がりの位置に二尺二寸の高さの下地窓を作ること、障子の仕様、鴨居上の壁、天井材についても詳細に書いている。このように、文章と絵を補足することで、起絵図では書ききれない詳細を、後から追加していった。

史料 66「嵯峨廼舎羽目板桜花透し彫り拓本」〔写真 5-12〕は、現状の欄間の透し彫りと同じ配置で、桜の花が見て取れるため、琵琶台上の透し彫りの下絵となった絵と考えられる。書き手は磯谷歆之介と書いてあり、磯谷宗庸自身ではない可能性もあるが、いずれにしても一門の人物による下絵であることに間違いはない。

(2) 嵯峨廼舎の細部計画-村瀬玄中

「記録帳」では、嵯峨廼舎は磯谷宗庸、御室は村瀬玄中が担当したと書かれているが、書簡によると、嵯峨廼舎の細部計画は磯谷宗庸自身ではなく、村瀬玄中がすすめていったことがみえてくる。史料 29 の村瀬玄中の書簡（明治 32 年 6 月 8 日）〔写真 5-13〕には、嵯峨廼舎の襖の紙に関する記述と、襖絵、引手の検討が述べられている。この記述から、大枠の設計は磯谷宗庸が行い、その後細部については村瀬玄中が引き継いでいったことがわかる。史料 29 の書簡の中で、嵯峨廼舎の襖については次のことが書かれている。〔写真 5-14〕

- ① 襖の紙は唐紙か画仙紙がよい
- ② 襖絵の全体図中に「モミジノ根」、「をとめ根」、の書き込みがある。
- ③ 襖一枚の絵には、紙色は「白」、引手高さは「2 尺 5 寸」、襖絵は「みぶし 金銀と座臺菊」、引手は「銀エブシ」、そして、川のせせらぎが書き込まれている。

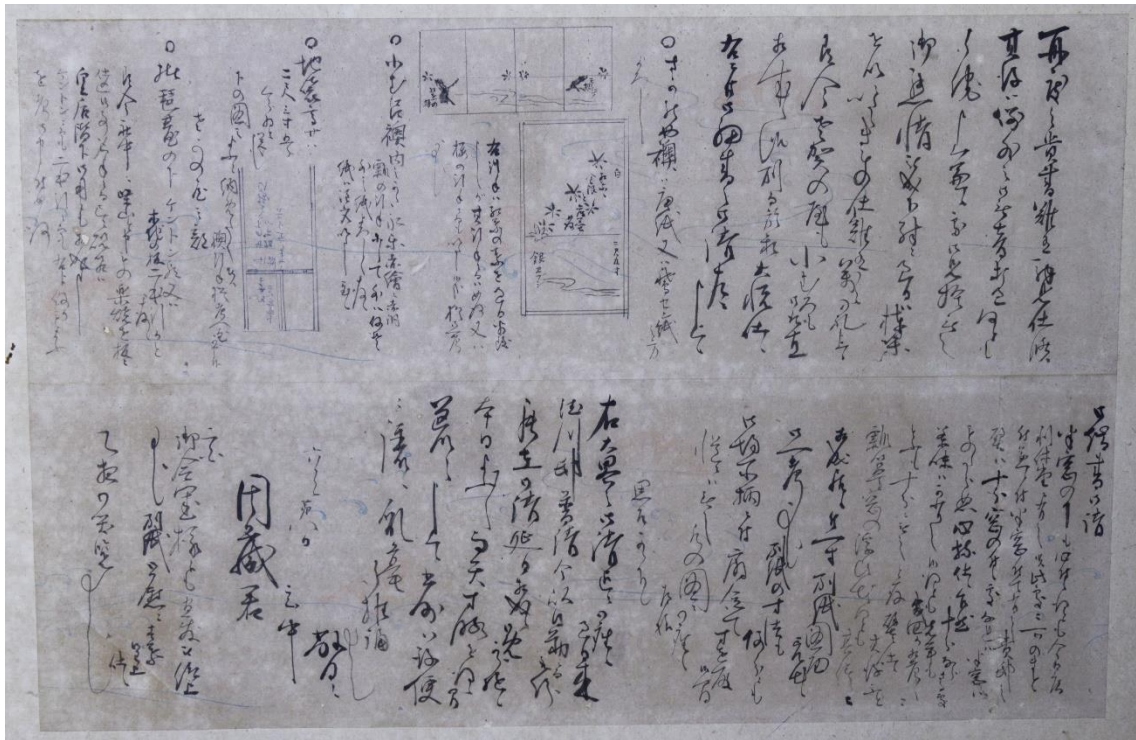


写真 5-13 史料 29 村瀬玄中の書簡

- ④ 襖の引手は紅葉か花の形に書かれており，絵の左下に次の書き込みがある。「右引手ハ紅葉の葉を過日書致/申候が，其引手ニハ如何。又ハ/桜の引手ニ而もいたし候哉 猶御一考可被下候」

引手については，村瀬玄中から早川周造に，紅葉と桜のどちらかを選択してもらうよう検討が投げかけられている。また，襖絵については具体的な図柄，その構図，引手高さがしっかりと描かれている。

史料 31 の村瀬玄中の書簡〔写真 5-15〕は，年の記載はないが，7月2日の日付で書かれている。仮に前述の書簡から一か月後に書かれたものとして読んでみると，史料 29 では桜か紅葉かと検討中であった引手が，紅葉の引手に決定して計画をすすめている，と解釈できる。そのため，明治 32 年の書簡として，違和感はない。

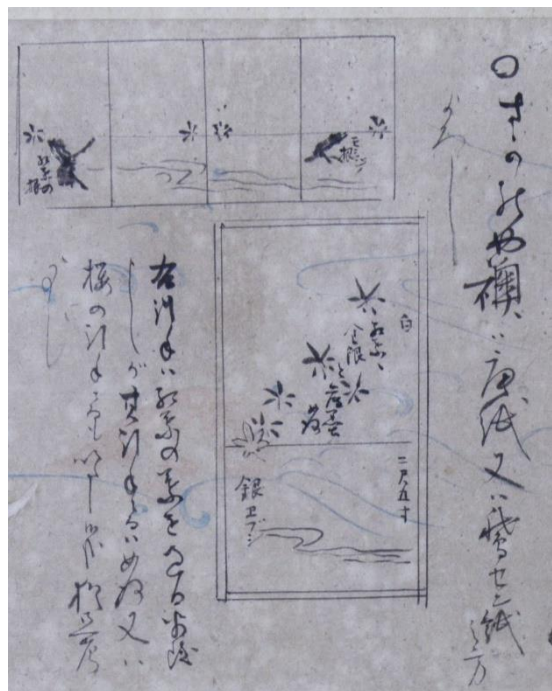


写真 5-14 史料 29 村瀬玄中の書簡の一部

「紅葉の引手見本差出申し候/かような葉に而種々組合セ/申候。しかし此品ハ袋棚付と有之候間、今少々大キク可仕候。御覽すミ/御返し可被下候。其上注文可仕候。」

このように、嵯峨廼舎の襖引手は紅葉の引手が採用され、見本が作られ、その後、早川周造が承諾すれば、発注できるという段階にきたことがわかる。

さらに、嵯峨廼舎の琵琶台檜食については、下絵を名古屋の日本画家織田杏齋に頼んでどうかとお伺いをたてている。これまでみてきた史料の中で、檜食に関するについて行われた検討は、史料 64 では高さの指定のみであり、史料 65-1 では板材と板厚についてのやりとりのみであったので、板への装飾については新提案であった。

なお、嵯峨廼舎の檜食に関して、史料 30 [写真 5-18] の追伸部分にも書かれているので、書簡の順序を検討しておきたい。史料 30 の日付は 20 日とだけ書かれており、槻は不明である。

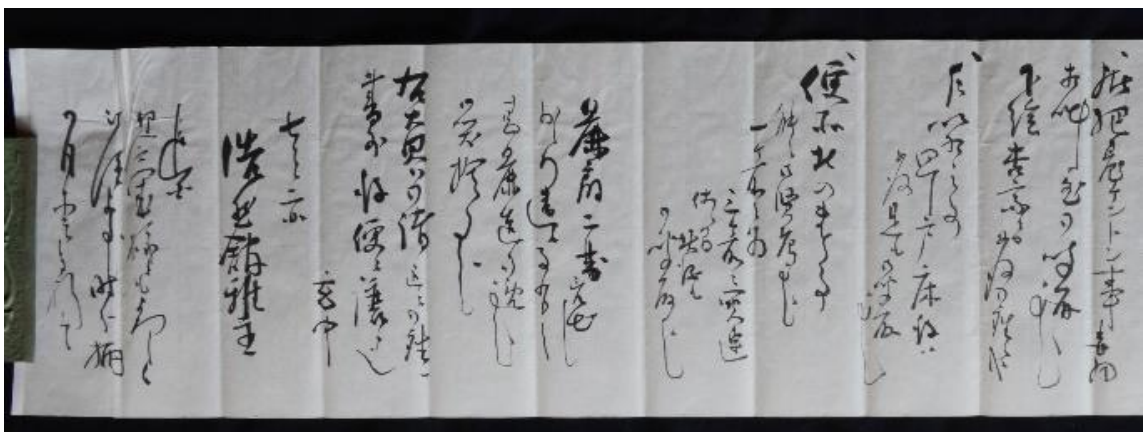
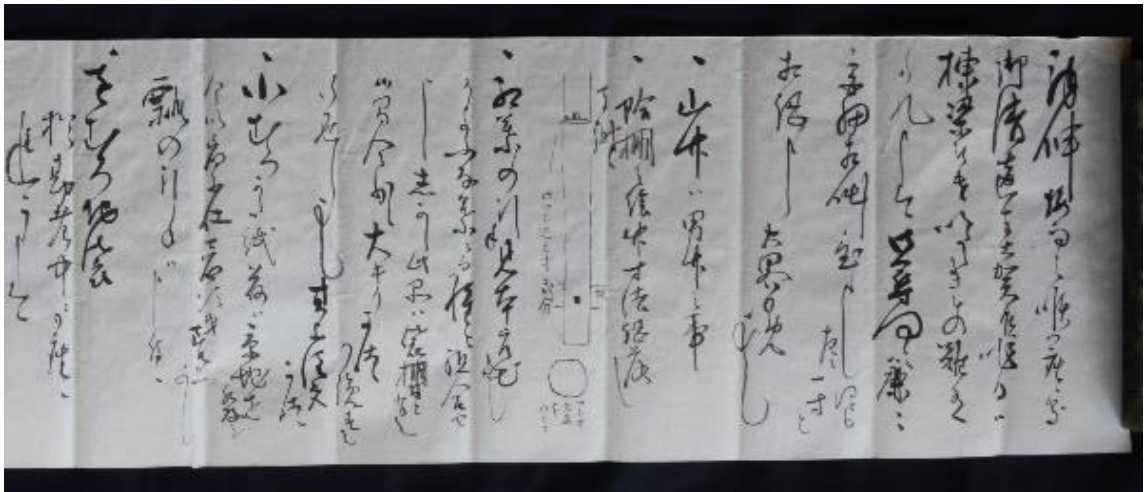


写真 5-15 史料 31 村瀬玄中の書簡

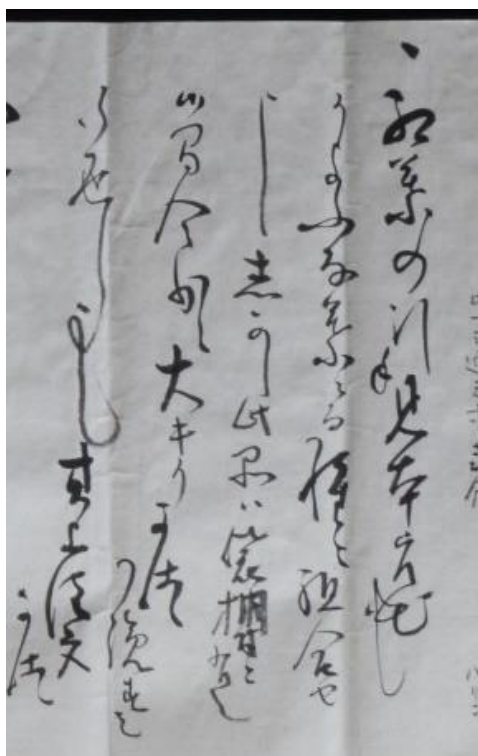


写真 5-16 史料 31 村瀬玄中の書簡の一部

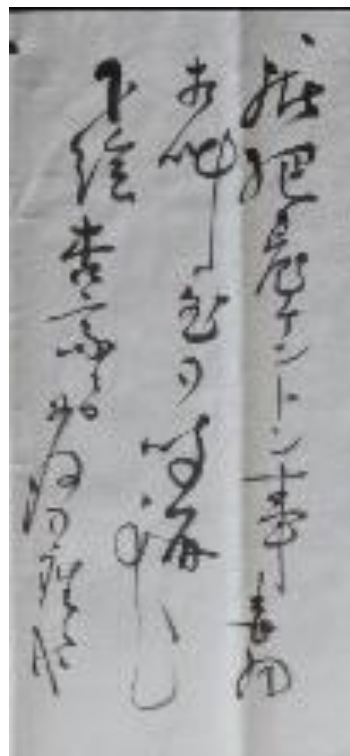


写真 5-17 史料 31 村瀬玄中の書簡の一部

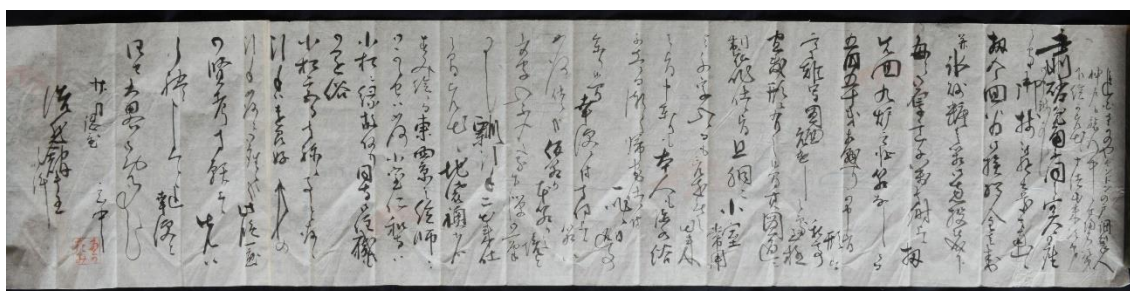


写真 5-18 史料 30 村瀬玄中の書簡

慳貪の戸の調整をする職人が旅行に行っているが、帰ったら下絵を差し出し製作させ、製品が仕上がったら調整に来るということが書いてあるので、慳貪の戸の作者を誰にするかという検討等や作成は終わり、取付の段取にかかるという記述となっている。故に史料 30 は史料 29 や史料 31 よりも新しいものと考えられる。

(3) 御室の計画-村瀬玄中

史料 29・30・31・32 は村瀬玄中が早川周造に宛てた書簡で、年度は書かれておらず、史料 30 については月も書かれてはいないが、前項で書いた嵯峨廻舎だけでなく、御室に関して、計画の経緯が読み取れる。御室については、起絵図の段階から村瀬玄中自身が担当しており、原案と共に細部意匠について担当した。この四つの文書の、順序については

日付が明確にかかれていないため、文脈判断となる部分もあるが、提案・検討依頼や意見を伺って、中には多数の案が出たことも読み取れる。そして、検討結果の返事を受け取り、注文・完成を知らせる、といった、検討過程や完成までの流れがみられるところが興味深い。

【表 5-2】に書簡の概要をまとめた。現状の室内意匠に至るまで、様々な提案が行われている。史料 29 においては、嵯峨廼舎の襖についての引手は紅葉だけでなく、桜も検討されていた。琵琶台の下の板は、ケンドン式だけでなく、板に本引きや楽焼を板に仕込むことも案とされていた。それは、縁ある人がその技術を得意とする職人だからという理由での提案である。

史料 29 の御室については、襖絵には永楽赤絵、引手に関しては瓢が提案されおり、これは現状の建物でも確認できるため、採用案だったとわかる。地袋については、高さを計画してはいるが、その扉の引手についてはなかなか決まらなかったようである。

嵯峨廼舎の引手案について、早川周造はすぐに賛成したようである。約一か月後となる史料 31 では、見本を書簡と共に送付して検討し、引手の大きさをかえることは可能で、組み合わせも自由にできると、製作前の検討であった。そして、見本品は返却してほしいという添え書きもあるので、決定次第製作に移る、という段階であるのがわかる。

琵琶台下の絵については織田杏齋という絵師に頼むことを伺っているが、同時に設計者である磯谷宗庸が前述の史料 66・67 で桜花透し彫図を提案し、早川周造は桜花案を採用したため、決着がついた。

地袋の扉の引手については、史料 13 の文書によると、村瀬玄中がツボツボ引手を提案したことも書かれているが、史料 30 で遠州好みの竹の引手が提案され、現状の建物から判断すると、竹の引手が採用された。この書簡の中には、職人が海水浴で不在なので、休暇から戻ったら仕事を進める、と言ったことも書いてあり、当時の職人が休暇を認められた様子もうかがえ、楽しむことも忘れず仕事をすすめていた様子もうかがうことができる。

史料 32 では、御室の地袋について考案したいところだが、病のため、村瀬玄中の仕事が順調にすすんでいないと書かれている。

表5-2 村瀬玄中から早川周造宛書簡					
史料番号	史料29	史料31	史料30	史料32	
日付	6月8日	7月2日	20日	8月21日	
宛名	周造君	浩然館雅主	浩然館貴主	左賀能や貴主	
発信者	玄中	玄中	玄中	明日庵玄中	
嗟 峨 廻 舎	襖紙	襖紙は唐紙か画仙紙			
	襖絵	四枚襖の右：モミジ根 四枚襖の左：おとめ根 中央襖：白・二尺五寸・いぶし・金銀・座臺菊 銀いぶし			
	引手	紅葉の引手か桜	紅葉引手見本を送り検討 大きくも可、用返却 組合わせ様々にできる		
	琵琶台下	ケンドンか木地の板 二本引き 楽焼を板に仕込むのはどうか	未着手 下絵を織田杏齋に頼 んではどうか		
	鳴居の竹		山竹は男竹		
	襖内の かた	永楽赤絵に赤銅	型紙はまだできない		
御 室	襖引手	瓢	注文済	出来済	
	襖外の紙	注文した		ようようの出来	
	地袋高さ	高さは二尺三寸五分	検討中	地袋と襖絵 すみ絵	考案したいが病で不可
		絵のように納めたい		東西京の絵師に書か せてはどうか 仁和寺は小松に 縁がある	
	地袋の 引手	考え中		遠州好竹の引手に しては	
			蛤棚 節まで5寸2分 太さ5分8厘		
そ の 他	半窓の下	今日庵利休堂の二つ 窓を参考に考えた 半窓では物足りない ので瓢箪窓はどうか			
			床のうしろに戸箱 便所窓、一カ所を三 カ所にする		
				九炉 箱なしで5円50銭	九炉承知
				職人が海水浴で不在	29日の知らせへのお礼
				木箱・仮箱 文字入り・なし	大西へ注文済

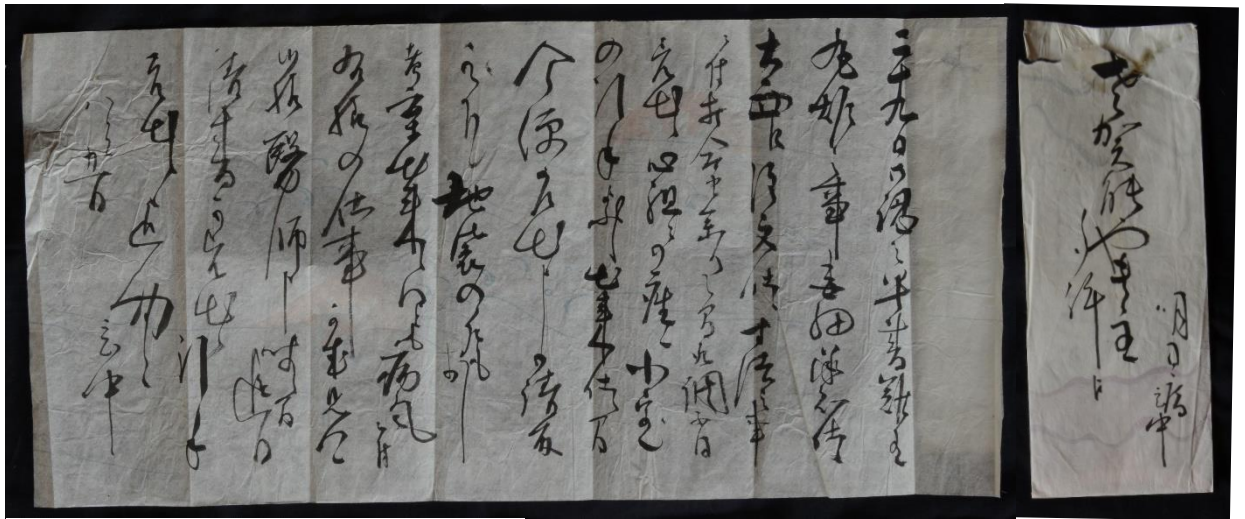


写真 5-19 史料 32 村瀬玄中の書簡

なお、史料 30 は、日付に月が書かれていないため、どの準序で作成されたか考察するため、共通する内容をたどることにした。御室の引手は、史料 29 で瓢の形状が提案され、史料 31 では注文したことが記され、史料 30 では出来したことが書かれている。また、史料 32 では、出来栄えのことが記されているため、史料 29→31→30→32 の順序とすると違和感はないと考えた。

また、職人が海水浴で不在であるとの記述を考えると、史料 31 の 7 月 2 日以前とは考えにくい。さらに、20 日というのが、仮に史料 32 の 8 月 21 以降であるならば、9 月 20 日となるが、そうすると既に海水浴の季節ではなくなってしまうため、あてはまらないように感じられる。故に、その間を取り、7 月 20 日のことだと理解するのが自然であると考えられる。

さらに、九炉の話題をみる。九炉というのは、明確にはわからなかったが、茶道具の類のものと解釈して進む。史料 30 では、九炉に対して代金を支払われたが、箱ありかなしか、文字を入れた方がいいかない方がいいかという問いかけがあり、史料 32 では、それに関する返事を受けた御礼がみられる。さらに、注文が済んだ旨のことが記されているので、史料 31→史料 30→史料 32 の順に書簡が作成されたと理解することができるのではないだろうか。つまり、史料番号を決めた段階ではわからなかったが、書簡の内容を含めた検討を加えた結果、史料 31 は 7 月 2 日とし、史料 30 は 7 月 20 日と解釈するのが自然かという結論に至った。

史料 31 で御室の蛤棚に関して、村瀬玄中は、支柱である竹柱の長さを知らせているが、書簡の文面のみでなく、棚板について、史料 70 実寸図〔写真 5-20〕も書いている。これは現状の意匠と一致する。

御室には瓢箪型の風呂先窓が付いているが、これは桂離宮松琴亭の写しである。下地窓については、検討図が三枚残っている。史料 59 の部分図草案にあるように、丸窓や長方形、木瓜形、というように様々な案が出たが、右図のような瓢箪形に決まった〔写真 5-21,5-22,5-23〕。

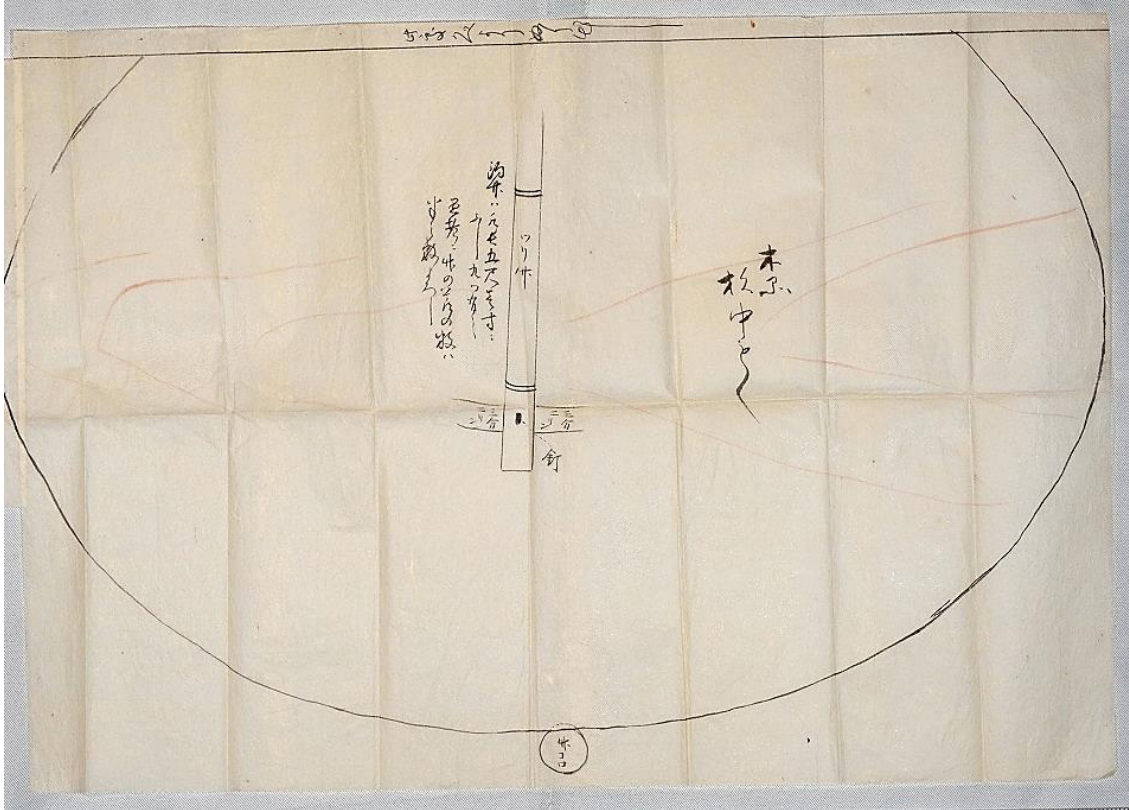


写真 5-20 史料 70 御室蛤棚原寸図

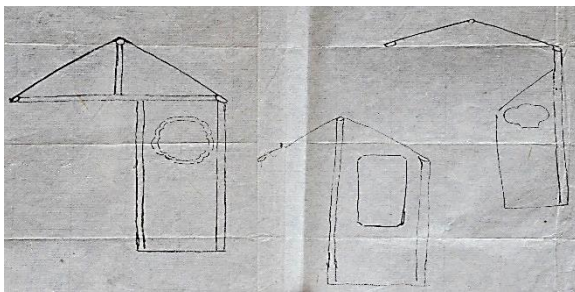


写真 5-21 史料 59 部分図草案

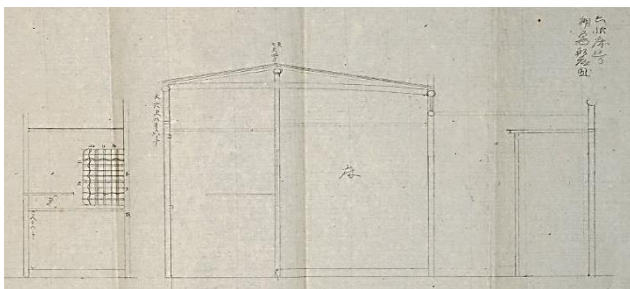


写真 5-22 史料 61 六帖床廻り棚窓船底図 1・2

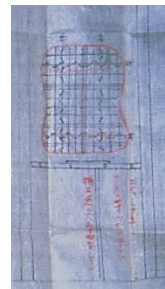


写真 5-23 瓢箪形下地窓

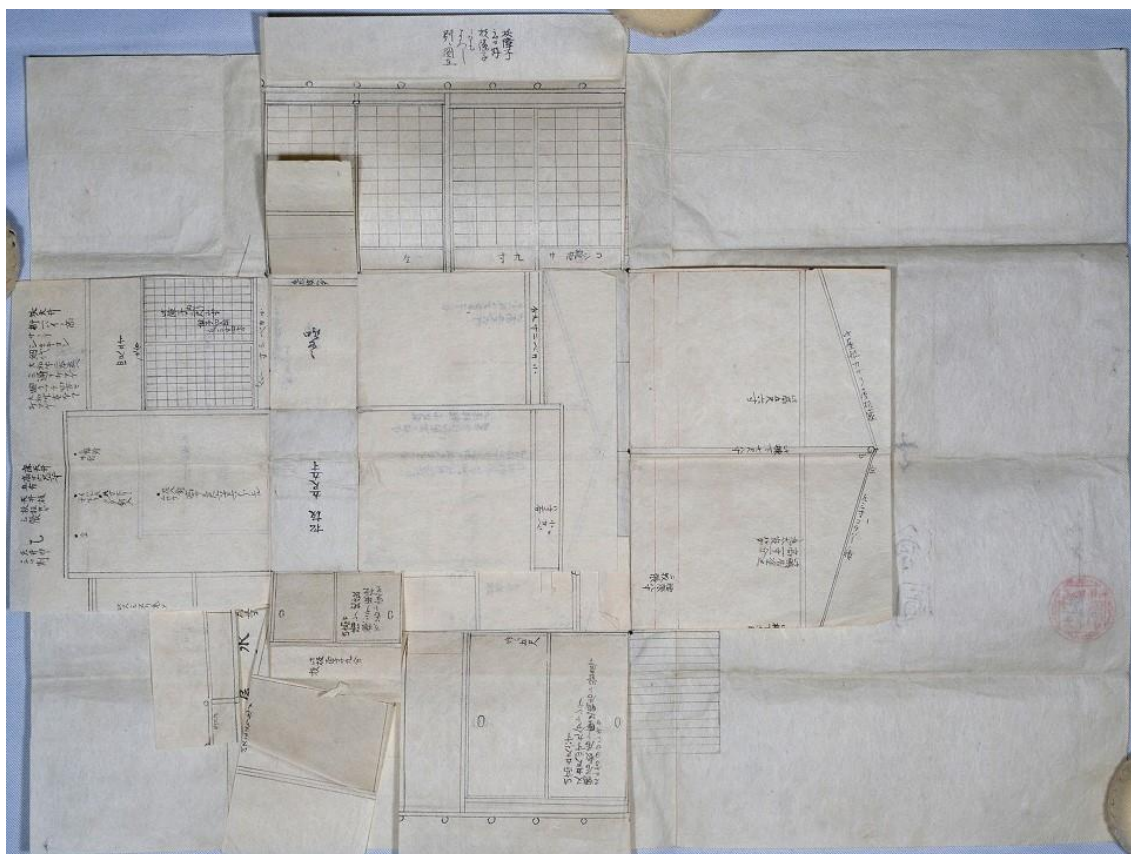
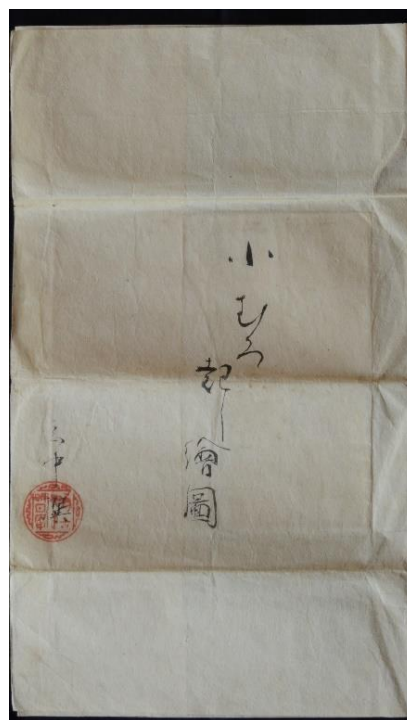


写真 5-24 史料 68 御室起絵図（村瀬玄中撰）

そして、手紙の中に提案が書かれてた蛤棚を付けている。そして、史料 68 は村瀬玄中による御室の起絵図である。〔写真 5-24〕

第 5 節 小結

離れの計画は茶匠である磯谷宗庸と村瀬玄中が行った。磯谷宗庸は嗟峨廼舎の原案を担当し、詳細については村瀬玄中が問いかけながらすすめた。御室については、村瀬玄中が原案と共に詳細を進めていった。村瀬玄中は書簡をいくつも書いているが、それと共に、実寸図等の現場用の図面も作っており、細部にわたり職人におわかりやすい仕事をしている。茶匠でありながら、あたかも、現場の大工棟梁や職人にも接しながら、指示をしていた、現在で言う現場監督のような役割をしていたとも考えられる。



結 論

第6章 結論

第2章では、早川家住宅概要と当主早川周造について、早川家の屋敷建設についての文献史料について述べた。そして第3章では、前章をふまえて、早川家住宅の耐震対策、水害対策、さらに先駆的耐震建築としての特質について述べた。

早川家住宅は岐阜県屈指の近代和風住宅であり、農村邸宅である。一般的に民家を農家と町屋で分類すると、早川家は農家に該当するが、あえて農村邸宅と称することとする。この種の田園地帯にある地主層の大邸宅は、近代以降の優れた意匠性を兼ね備えているため、当時の一般的な農家と区別する必要があるからである。このような大邸宅の当主は実業家や大商人との交流もあり、高い教養を備えた文化人で、茶華道への造詣も深く、近代数寄者でもあった。そして、未だ建築家としての職能が確立する以前は、大邸宅の建設に際して、大工よりも、むしろ建築に造詣の深い当主の意向によって、平面計画、意匠計画が行われたと考えている。

早川家には住宅建設に際して、そのような当主の建築への関わり方を具体的に知ることができる文献史料が豊富に残されている。加えて、早川家は明治24年(1891)の濃尾地震で甚大な被害を受け、主屋他の主要な建物が震災直後に再建された。再建に際しては先駆的耐震対策が講じられ、近代初期における耐震対策を具体的に知ることができる。

早川家の史料『記録帳』による、早川家住宅にみられる濃尾地震後の再建時に行われた地震対策、水害対策をまとめると、次の3点があげられる。

- (1) 邸宅の地盤面を、水害を防ぐため、旧本宅の地盤高より2尺5寸(758mm)かさ上げした。明治29年の川の氾濫では、床上30センチまで浸水があったという、記述から、この地方では、水害に対する備えは入念に行わなければならないことが読み取れる。
- (2) 地盤面は、現状を8尺(2424mm)ほど掘り下げると、地下水位に達した。そこに穴を40掘り、1穴につき末口5寸(152mm)長さ1丈(3030mm)位の生松10本ないし9本を打ち立てた。その上にセメント50樽と礫や砂を持ち寄せて作ったコンクリートを打ち「役柱」を築き上げた。この下には40ヶ所の基礎杭を打っている。この基礎工事を、明治25年4月の旧邸宅の取り壊しから、同年7月の地盤のかさ上げまでの3ヶ月で行っている。そして土台下および役柱下一帯の敷石に、三河石を特に取り寄せて用いた。

- (3) 座敷および裏座敷廻りの柱に内法貫を通すことによって、細い柱が弱くなるのを憂い、棟梁伊藤市郎治の好みで、鉄丸ボルトを通して緊結するよう注意した。

『記録帳』には記されていない耐震対策をまとめると、次の8点があげられる。

- (1) 柱は床柱を除いて5寸角以上を用いる。
- (2) 隠し土台を用いる数か所は、仕口に蟻を用い、土台が開かないようにする。
- (3) 十分な筋交いを用いる。史料3「木材明細書」にも記載されている。
- (4) 貫その他は、すべて込栓止めとする。
- (5) 柱の柄は、1本おきに土台まで通す。
- (6) 梁などの野物は、継がずに一本物を通すのがよい。
- (7) 柱間は、2間以上持ち放しにしてはいけない。

これらは建設に関わった大工棟梁が、大震災後の教訓と、それまでの仕事から得た経験上の提案であったと考えられる。

建物から確認できる耐震対策は、次の2点があげられる。

- (1) 桁の隅に火打梁を入れる。
- (2) 野地板を斜めに張る

これらの部材は、目視による判定から、周囲の当初材と同時期であることは間違いなく、建設当時に行われた。以上、『記録帳』の記述の中に3点、それ以外の史料の記述により7点、目視により2点、合計12点の耐震・水害対策があげられる。

幕末・明治初期以降、わが国の建築学が近代化していく中で、木造伝統工法も近代化としての変化・工夫が加えられた。とりわけ明治24年(1891)の濃尾地震以降の度重なる震災被害に対して、学士建築家を中心に耐震化が進められた結果、わが国の伝統工法の弱点が指摘され、その欠点を解消するために改良案が考案された。すなわち、濃尾地震の翌明治25年6月に設置された震災予防調査会が、明治27年の山形県酒田地方震災の復興家屋構造の指針として「木造耐震家屋構造要領」を発表した。さらにそれより早く明治25～26年に、ジョサイア・コンドルや伊藤為吉が『建築雑誌』に発表した論文等においても、従来の日本家屋構造の欠陥として、①屋根重量の過大なること、②柱が孤立していること、③柄穴等継手仕口の部材の切り欠きが多いこと、④貫や楔による固定が一時的であることなどをあげ、筋違や土台の設置の必要性、木造各部の固定金物の考案とその使用法などを説いている^{5)~7)}。

このような濃尾地震後の建築学界の状況において、早川周造が濃尾地震の直後に被害を独自で分析し、復興に際しては、遅くとも上棟式が行われた明治 25 年 12 月 30 日までに、大工棟梁や技師に相談しながら、前節で指摘した耐震性を考慮した松杭とコンクリートを用いた地盤の構法や、筋違、火打梁、「地震梁」、野地板の斜め張り、ボルトの使用などの木造軸組構法を採用した先駆性は、とりわけ注目に値する。

第 4 章では、早川家の平面計画の変遷について述べた。

明治 24 年（1891）年の濃尾地震で、早川家は甚大な被害を受け、屋敷は再建された。早川家では 13 枚の平面計画の図面史料が残されていた。早川家の平面計画の変遷は昭和 58 年（1983）に中村昌生による『和風建築』の連載論文で発表されており、その中で、文献史料をもとに、平面計画の変遷について述べられている。そこでは 5 点の平面図（史料 41、史料 43、史料 45、史料 46、史料 49）が紹介されている。そして、座敷廻りの検討について、史料 41→史料 41 付箋付き→史料 45→史料 43→史料 46→史料 49 の順に変遷したと判断されている。

ところが新たに 8 点の平面図（史料 38、史料 39、史料 40、史料 42、史料 44、史料 47、史料 48、史料 53）が発見され、合計 13 点の平面図を比較することにより、平面計画の変遷について、異なる見解にいたった。

早川周造は震災後即座に、自らの邸宅と借家すべの所有建造物の見分を行い、被害を全壊、半壊、無害に分類し、『記録帳』に下記記した。そして、本宅を再建することを決定し、再建計画に着手している。震災から着工までは 5 か月と短い間であるが、その中で計画を進めた。とりわけ注目すべきなのは、本宅計画のなかの 7 案（史料 39、史料 40、史料 41、史料 42、史料 43、史料 44、史料 47）は震災後 3 か月のうちに作成されたことである。

史料 38 から 49 までの 12 案を比較すると、間取りの変更とともに規模を変更しており、規模により三種類に分類することができ、計画が進行するのに伴い、規模が大きくなっている。平面計画の変遷をまとめると、次のようになる。

- (1) 史料 39 は面計画の開始時期とみられ、建物規模は桁行 13 間半×梁間 7 間である。図面の周囲に耐震建築における注意書きをはじめ、注意すべき書き込みがあり、それらは図面の内容と一致している。
- (2) 史料 40 は居室部分の略図で、修正内容から判断すると、史料 39 の草稿と考えられる。

- (3) 史料 41 は史料 39 と比較すると、梁間方向を半間拡張して、桁行 13 間半×梁間 7 間半である。また、主座敷から北の部分には貼り紙がしてあり、そこでは床廻りや仏間の検討をしたが、案のみで終わった。
- (4) 史料 42 は史料 41 から桁行を半間拡張して、桁行 14 間×梁間 7 間半で、この図以後、規模はかわらない。主座敷の西側に「サヤノ間六帖」が付加され、その北は、押入と押入付き「四畳」から、床付「六畳大目」と「六帖」となった。そうした変更と共に、家相の付箋が貼られた。史料 1『記録帳』の中には、家相についての記述内容がでてくるが、それに相当する図面と、考えられます。
- (5) この史料 42 を作成した頃に、勝手廻りの部屋検討をするために、史料 47 も作成された。
- (6) 史料 43 は史料 42 の家相の検討を受けて変更点が反映された。
- (7) 史料 44 は工事用の板図である。史料 84 の古写真には、これを手にした早川周造が写っているので、着工時のものと判断することができる。

主屋が着手したなら、主屋の計画が終盤に近付いたということで、次に離れの計画が始まることになる。以上の七枚の図面は、濃尾地震から屋敷着手までの約三ヶ月間に作成された。ここから、着手後に作成された五枚の図面を考察していく。

- (8) 史料 45 は、六帖席の床廻りなどの省略があり、簡単に書いてあるように見えるのだが、部屋の大きさは竣工時の図面・史料 44 の板図と変わらない。また史料 44 と共に、新史料である史料 42 の家相の付箋をつけた図面と比較・検討した結果、先学の研究にあげた、中村論文と平面計画の変遷課程の考え方に相違点が見つかり、史料 43 と 45 の図面の順序は、逆になっていると、判断した。新史料の発見により、新検知に至ったのである。
- (9) 史料 46 は各部屋の間取りの細部を作り込んでいくと共に、主屋西側に離れの増築を予定して、その距離を書き加えている。
- (10) 史料 48 は主屋の原案を作成した吉田昭和が作成した離れの計画図である。史料 46 から大幅に変更し、主屋北西の六畳二室を、湯殿と路地に変えるという案となっている。そして離れは八帖間と六畳大目と茶室という構成である。この案は、それまで建設してきた状態と異なっている点が多すぎた為、早川周造には認められなかった。
- (11) 史料 49 は主座敷の床の西壁面位置が書院西面と同じ位置まで拡張し、さらに第二期に工事が行われることになっていた離れの案が描かれている。これに関連する史

料 53 は離れの部分平面図である。史料 49 の主屋の部分は現状と一致しているので、主屋の部分については完成図である。

- (12) 史料 38 は敷地家相図で、明治 35 年に建設された下男部屋、辰巳隅職人部屋、表門が書かれていることから、それ以降作成された図面であることがわかる。つまり、主屋と離れはすでに竣工した時期の図である。

第四章をまとめると、次のようになる。

最初に述べた 7 案は、濃尾地震後、明治 24 年末から手斧始めが行われた翌 3 月までの、わずか三ヶ月という短時間に作成された。工事着手後には、次の 5 案が作成され、工事中に徐々に修正が加えられていった。家相が書き込まれた史料 38 は敷地配置図で、主屋に関しては竣工図である。わずかの期間でこれだけたくさんの案が作り出されたことに、驚かされる。

第 5 章の書簡・図面史料による室内意匠の検討経緯では、当主早川周造が茶匠とのやりとりから室内意匠の検討をすすめていった背景について考察することを目的とし、木材の調達、第一期・主屋の室内意匠検討の経緯、そして、離れについての経緯の三点に分けて考察した。

木材の調達については、『記録帳』に次の 6 点が書かれている。

- (1) 檜・ツガ類は、加茂郡の長谷川金左衛門が名古屋から送る。
- (2) 大黒柱等は大阪にて、上等のツギを購入する。
- (3) 野物、松材は所有する林で伐採する。
- (4) 丸太類は京都の鷹ヶ峯、杉桁タルキ、小マイ、広小マイ、杉桁類は京都の中亀にて購入する。
- (5) 奥拾帖廻り洩等は岐阜の雛美にて買求める。
- (6) 天井板は旧屋敷の座敷のものを移設する。

新屋敷の木材の調達元は 3 種類あり、購入、在来品、自前で調達となっている。購入先は木材の使用場所、用途により、様々なところから買い付けられた。

第一期の主屋の計画では、様々な茶匠から助言を受けていた。相談を受けた茶匠は 5 名で、吉田昭和、村瀬玄中、第 12 代楽吉左衛門、武者小路千家第 11 代一指齋千宋守官休庵、表千家第 11 代碌々齋宗左がいる。座敷の室内意匠製作者としては 5 名おり、その中

でも茶道関係者は2名で、千家十職の金物師・第8代中川浄益、指物師・第11代駒沢利斎である。製作者のなかには、吉川弘道、牧田種麿、榊原文翠といった画師もいる。

座敷は原案を吉田紹和が作成し、その詳細を様々な茶匠が関わって計画を実行にうつせる具体的なものに仕上げた。特に村瀬玄中は、柱の詳細を決めるなど、細部にわたって計画を練り上げていった。

さらに、庭を村瀬玄中、武者小路千家第11代一指斎千宋守官休庵、表千家第11代碌々斎宗左が担当し、早川周造自身もツクバイの落口を担当したことが、史料1『記録帳』に記されている。官休庵宗守は主座敷の欄間も好み、千家十職の駒沢利斎が作成し、釘隠・引手は千家十職の金物師中川浄益等が作成した。これらは主座敷で実際に確認することができた。

早川周造は京都にいる茶匠にも協力を依頼していた。堀之内宗翁は早川周造の求めに応じ、職人に茶室など参考になりそうな場所へ見学に連れて行くなど、職人の学びに協力した。

これだけの茶匠に新屋敷建設に際し、助言を受けられたのは、早川家が代々茶道家元との交流を大切に守り続け、地方実業家として、茶道家元を支え続けたからでもあったのだろうと考えられる。

離れの計画は明治32年に開始した。嵯峨廼舎は磯谷宗庸が担当した。起絵図を磯谷宗庸が作成し、それをもとに、早川周造の意見を入れて、村瀬玄中が詳細を進めていったことが、史料から読み取れる。御室は村瀬玄中が担当した。

これまで、早川家住宅について、先駆的耐震住宅としての特質や、平面計画の変遷、そして書簡や図面史料をもとに、室内意匠検討の考察をおこなってきた。これらから、いまだ建築家の職能が確立する以前に、地方屈指の文化人である当主の意向が、自宅建設に際し、平面計画、意匠計画に反映されていたことが、刻銘にみえてくる。そして早川家には近代和風住宅として、後世に伝えていかなければならない文化的な価値を認めることができる。

早川家には今回の研究に含められなかった史料、特に敷地内の土蔵関連についても沢山あり、今後はそれらの検証も必要である。

参考文献一覧

- 1) 麓和善・鳴海祥博・窪寺茂・舘龍午著 『岐阜県近代和風総合調査報告書』岐阜県教育委員会, 平成 28 年 3 月(2016.3)
- 2) 中村昌生著 「早川邸その 1」『和風建築』第 18 号, 建築資料研究社, pp160-163, 昭和 58 年 12 月(1983.12)
- 3) 中村昌生著 「早川邸その 2」『和風建築』第 19 号, 建築資料研究社, pp170-173, 昭和 59 年 2 月(1984.2)
- 4) 清水隆宏・河田克博著 「岐阜県海津市旧早川周造邸の研究—自然災害による邸内建築の変遷とその対策について—」日本建築学会東海支部研究報告, 第 51 号, pp709-712, 平成 25 年 2 月(2013.2)
- 5) 中西達治著 「貴族院議員早川周造西濃から出た不世出の文化人」, アリーナ, 第 11 号, 中部大学, pp349-356, 平成 23 年 4 月(2011.4)
- 6) ゼー・コンドル氏演説, 瀧大吉氏口訳, 市東謙吉速記, 「各種建物ニ関シ近来ノ地震ノ結果」, 建築雑誌, 第 63 号, pp63-67, 明治 25 年 3 月(1892.3), 第 64 号, pp92-99, 明治 25 年 4 月 (1892.4), 65 号, pp132-137, 明治 25 年 5 月 (1892.5)
- 7) 伊藤為吉 「日本建築構造改良法」, 公益商社, 明治 24 年 12 月 (1891.12)
- 8) 伊藤為吉演説 市東謙吉速記 「地震に関する工法片々」建築雑誌, 第 73 号, 明治 26 年 1 月 (1893.1)
- 9) 麓和善・濱田晋一・水野貴子著 「海津市指定有形文化財早川邸総合調査報告書」海津市教育委員会, 平成 30 年 3 月 (2018.3)
- 10) 中村昌生著 「茶の湯案内⑦ 茶室の見方」
- 11) 小田榮一著 「茶人の花押」
- 12) 正木美術館編集 「正木美術館編四十周年記念 特別な場所の特別な時間—京都によみがえる禅・茶・花」
- 13) 淡交社編集局編 「茶道具の名工・作家名鑑」

既発表論文一覧

審査付論文

第2章・第3章

麓和善・水野貴子・濱田晋一：早川家住宅における建築関係史料と濃尾地震後の耐震対策について-近代和風建築早川家住宅に関する研究 その1-, 日本建築学会計画系論文集 第83巻, No.748, pp1099-1107, 平成30年6月(2018.6) (審査付論文)

第4章

水野貴子・濱田晋一・麓和善：早川家住宅主屋・離れの平面計画変遷課程について-近代和風建築早川家住宅に関する研究 その2-, 日本建築学会計画系論文集 第84巻, No.755, pp199-208, 平成31年1月(2019.1) (審査付論文)

なお、本研究執筆にあたっては、発表後の研究成果を含めて改稿している。

謝辞

本研究を進めるにあたり、指導教官の名古屋工業大学大学院社会工学専攻麓和善教授には多大な助言を賜りました。さらに、撮影写真の提供など、貴重な研究材料の使用を快くお引き受けいただき、このように論文を完成させることができました。厚く感謝申し上げます。

社会人経験 20 年ほど過ごし学びなおしの必要性を感じていたところ、2014 年に大学院社会工学科の聴講生として授業を受けさせていただいたのがきっかけで、2015 年に麓研究室に導いていただきました。そして、修士の学生と共に現地調査から研究室の財産となる野帳作成等までご指導いただき、その上で博士論文作成まで本当に辛抱強くご指導いただきました。文書の読み込みがなかなか進まない上に、考察が今一つ足りない私の見解に対し、欠如した問題投げかけていただいたことは、他の何にも代えがたい、本当に貴重な財産となりました。本当にありがとうございます。今回の研究分野とした岐阜県近代和風住宅は、自宅も該当し、親族にも類似建物所有者は多く、今後避けては通れない現実問題がいくつもあります。今回の研究成果を問題解決の基盤にできればと思います。

そして、共著者として、研究するにあたっての心構えや、取り組み方をご指導いただきました名古屋工業大学社会工学専攻濱田晋一准教授にも、感謝の意を表します。また、指導と共に審査いただきました椋山女学園大学大学院村上心教授はじめ、名古屋工業大学社会工学専攻北川先生、夏目先生にも感謝申し上げます。また、論文の経過発表や審査では、名古屋工業大学社会工学科の各先生からご指導ご助言をいただき、研究で重要な視点を教えていただき、論文の取り組み方への参考にいたしました。厚く御礼申し上げます。

また、また、膨大な文書を共に読み進めてくれた 2016 年名古屋工業大学大学院社会工学専攻麓研究室の卒業生である原香菜絵さんにも厚く御礼申し上げます。そして、麓研究室の皆様にも、印刷物の準備の協力など、細かな配慮をしながら協力していただき、厚く御礼申し上げます。

最後に、長期間にわたる現地調査や、度重なる史料撮影に協力いただいた早川家の皆様、海津市教育委員会の皆様にも、心から感謝の気持ちと御礼を申し上げます。そして、マイペースに進む私を温かく見守ってくれた中、2017 年に他界した父と、常に支え続けてくれた母にも感謝します。

水野 貴子

近代和風建築早川家住宅に関する研究
名古屋工業大学大学院社会工学科，博士論文

2021 年 1 月

Takako MIZUNO

A study on the modern Japanese-style architecture, Hayakawa residence
Doctoral dissertation for Graduate School of Socio Engineering, Nagoya Institute of Technology
January 2021